栗原市環境基本計画

~人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造~









帝原市民憲章

できたのあるまちとつくりますがいい未来を信じを思ってります。 夢で活力のあるまちとつくります

おいては風というするとないてまるがいっていまるとうのからできるからないのからであるからないのからであるからないのであるでは、水にたがるないのであるでは、水にけるあいるがらできるがらいまるというないという

書後藤法明さん

はじめに



私たちのまち栗原は、栗駒山を源とする迫川、二迫川、三迫川の迫川流域をはじめ、多くの河川に沿って集落が形成され、先人のたゆまぬ努力によって、人間と自然が共存する環境と風土が大切に保全されてきました。

また、栗原には、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」や栗駒山の「世界谷地」など数多くの美しい自然があり、私たちはその恵み豊かな環境の恩恵を受けています。

しかし、近年ではより豊かさを求める社会経済活動の発展やライフスタイルの変化などに伴い、限りある資源が大量に消費され、環境への負荷が増大しており、身近なところでは水質汚濁や騒音などの環境問題を招き、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模において環境悪化が深刻化してきている状況にあります。

このような背景をふまえ、栗原市では、環境にやさしい循環型社会の構築の推進が美しい環境の保全と創造、そして地球規模の環境を守ることにつながるとの認識のもと、平成18年3月に「栗原市環境基本条例」を制定し、その基本理念の達成に向け、「栗原市環境基本計画」をこのたび策定しました。

本計画では、目標とする将来像を「人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造」とし、目標実現のための本市の行政施策や市民、事業者の皆様がそれぞれの立場で環境に配慮すべき指針を示しています。

また、市民の皆様自らが自分たちの地域の環境をより良好なものにしていくために、地域コミュニティが主体となって取り組んでいただく「地域別行動計画」の事例も掲載していますので、是非ご活用いただき、大切に保全されてきた豊かな環境を次世代へ継承していくため、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご審議、ご助言を賜りました栗原市環境 審議会、環境会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多く の方々に厚く御礼申し上げます。

> 平成20年3月 栗原市長 佐 藤 勇

< 目 次 >

1章	Ä	計画策定の目的・背景	. 1
	1.	計画策定の目的・背景	. 1
	2.	基本理念	. 2
	3.	市、市民、事業者、滞在者の責務・役割	. 3
	4.	計画の位置付け	. 4
	5.	計画期間	. 5
	6.	計画の対象範囲	. 5
	7.	基本計画の構成	. 6
2章	ł		. 9
	1.	自然環境	. 9
	2.	生活環境	14
	3.	社会環境	17
	4.	地球環境	18
	5.	環境関連法規制等	20
	6.	環境意識	21
	7.	環境特性と課題	25
3章	Á	・ 計画の目標	27
	1.	望ましい環境像	27
	2.	環境の保全と創造する上での基本方針	29
4章	ž	環境の保全と創造の施策の展開	31
	1.	環境の保全と創造するための施策	31
	2.	各主体別の配慮指針	52
	3.	重点施策	64

5章	力	<i>地域別行動計画</i>	69
	1.	地域別行動計画への取り組み方	70
	2.	地域のモデル分類	72
	3.	地域別行動計画事例	76
	4.	モデル別地域プロジェクト例一覧	102
6章	Ā	<i>計画の進行管理</i>	115
	1.	計画の推進体制・進行管理	115
資料	編		121
	1.	計画策定までの経過	121
	2.	関係例規	123
	3.	委員名簿	128
	4.	環境基準	131
	5.	用語の説明	136

1章 計画策定の目的・背景

1章 計画策定の目的・背景

1. 計画策定の目的・背景

栗原の美しく豊かな自然は、そこで生活する人々の清廉で穏やかな人間性により、人間と自然が共存する環境と風土を育みながら、先人のたゆまぬ努力により大切に保全されてきました。

栗原は、栗駒国定公園「栗駒山」を源とする迫川、二迫川、三迫川の迫川流域と金流川、小山田川等に沿って集落が形成され、農業を基幹として、商工業など種々の産業を発展させながら、健康で恵み豊かな環境の恩恵に浴してきました。

しかし、より豊かさを求める社会経済活動の飛躍的な発展は、限りある資源を大量に消費し、 産業排水などによる河川の水質汚濁や土壌の汚染を招いています。

さらに、高速交通網の騒音などによる身近な環境問題は、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海 洋汚染など自然の生態系や環境への悪影響など地球規模での拡大が懸念されています。

栗原には、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、栗駒山の「世界谷地」などの保全を必要とする湖沼や湿原があります。さらには「ゲンジボタル発生地」、「アズマシャクナゲ自生北限地帯」など生物学的に貴重で、観光的にも有益な多くの動植物が存在しており、これらの保護に取り組むことが必要となっています。

私たちは豊かで快適な環境の下、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、育てながら次世代へ継承する責務を負っています。

そのためには、このふるさと栗原の美しい環境のさらなる創造と環境にやさしい循環型地域社会の構築を一層推進させていくことが求められています。そのことが地球規模の環境を守ることであるとの認識を深め、ここに栗原の人と地球にやさしい環境の条例である「栗原市環境基本条例」を平成18年3月に制定し、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「栗原市環境基本計画」を策定しました。

環境基本条例の役割 環境基本条例 ●基本理念 ●市の責務、市民・事業者・滞在者の役割 ●施策の基本方針 ●基本的施策 明示 市(行政)、市民、事業者、滞在者 取組 目標とする栗原の環境像の実現

2. 基本理念

栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、栗原市環境基本条例では次に掲げる事項を基本理念としています。

~「栗原市環境基本条例」における基本理念(第3条)~

●「継承」、「共生」

健康で安全かつ安心な生活を営むことのできる人間と自然が共生できる環境を確保し、将来の世代に継承すること。

●「参加」、「循環」

環境制限の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行うこと。

●「地球的・広域的取組」

地球的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び日常生活において、環境への負荷の低減を積極的に推進すること。







3. 市、市民、事業者、滞在者の責務・役割

栗原市環境基本条例では、市、市民、事業者、滞在者の責務・役割について以下のように示しています。

市の責務(第4条)

- ①市は、前条に定める基本理念にしたがい、環境を保全し、さらに未来の 理想的な環境を創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、 これを実施する責務を有する。
- ②市は、市民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全及び創造への取り組みを支援する責務を有する。

市民の役割 (第5条)

①市民は、基本理念にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への影響を少なくするように努め、循環型社会の実現に積極的に取り組み、市や事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担うものとする。

事業者の役割 (第6条)

- ①事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる役割を担うものとする。
- ②前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する役割を担うものとする。

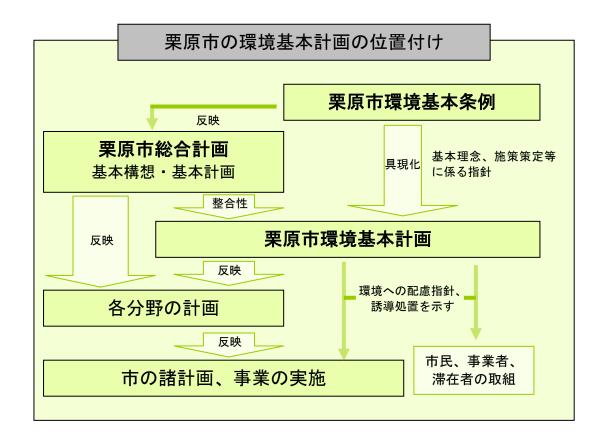
滞在者の役割(第7条)

①通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する人々も、第5条に定める市 民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に努める役割を担うものと する。

4. 計画の位置付け

栗原市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく ものです。

平成18年度に策定された栗原市総合計画は栗原市環境基本条例を十分反映した計画となっていますが、栗原市環境基本条例の基本理念をさらに具現化していくことを目指して、本計画では、総合計画との整合性を図りながら下図のように栗原市のよりよいまちづくり、環境の保全及び創造の推進を図っていくものです。



5. 計画期間

計画の期間は、平成20年度~29年度までの10年間とします。

なお、環境や社会情勢の変化、計画の進行状況に対応するために、必要に応じ計画を見直します。

計画の目標年次 平成29年度

6. 計画の対象範囲

計画策定において、対象とする地域については栗原市全域とし、対象とする環境については、自然環境や生活環境、地球環境とします。

環	境	区	分	具 体 的 な 対 象
自	然	環	境	森林、緑地、農地及び水環境、多様な自然環境、野生動植物の種の保存、その他生物の多様性の確保
生 (活公	環害	境)	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、廃棄物の減量、資源の 循環的な利用、エネルギーの有効利用
地	球	環	境	地球温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少

※栗原市環境基本条例より環境の対象を抜粋

●計画の実施主体(対象者):市、市民、事業者、滞在者

市 : 行政 市 民: 栗原市民

事業者: 栗原市内において、営利、非営利に関わらず事業を営む者

滞在者:通勤、通学又は旅行等で栗原市に滞在する者

7. 基本計画の構成

(1) 構成

この計画は以下のような構成となっています。

1章 計画策定の目的・背景

・環境基本計画策定の目的と背景、基本理念等について示します。



2章 環境の現状と課題

・栗原市における環境の現況と課題を示します。



3章 計画の目標

・将来の栗原における望ましい環境像を示し、基本目標、基本方針を示します。



4章 環境の保全と創造の施策の展開

・環境像実現のため、市が取り組んでいく施策と、市民・事業者が日常生活 や事業活動を営むうえで、それぞれの立場において配慮すべき指針を示し ます。



5章 地域別行動計画

・地域コミュニティが主体となって取り組むべき地域別行動計画への取り組 み方と主な事例を示します。



6章 計画の進行管理

・計画を推進していくための体制と進行管理の仕組みを示します。

(2) 計画全体の考え方

本計画は、行政施策として取り組んでいく全体計画での取り組みと、地域住民が主体となって行動する地域別行動計画の取り組みに分けて整理しています。

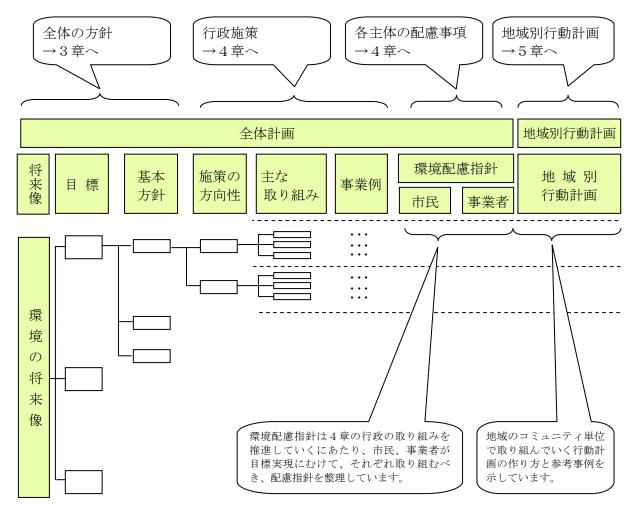
■全体計画(4章)

- 栗原市の環境の将来像
- 目標、基本方針、施策の方向性
- ・主な取り組み(行政が実施主体)
- ・環境配慮指針(市民、事業者が行動主体)

■地域別行動計画(5章)

- ・地域の現況や地域資源を調査し、課題を明確化
- ・課題解決のための目標像の設定
- ・地域コミュニティが主体となる課題解決のための取り組み (地域プロジェクト)

3章から5章までの各計画の関連性は下図に示すとおりです。





2章 環境の現状と課題

2章 環境の現状と課題

栗原市は、平成17年4月1日に築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、 鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村の10町村(旧栗原郡)が合併し誕生しました。面積は 約805平方キロメートルと宮城県内最大を誇り、自然と四季のうつろいが大変美しい地域で す。

1. 自然環境

(1) 地形・地質

栗原市は宮城県の北西部に位置し、全体の標高は20m~1,628mで、迫川、江合川の流域に沖積層の低地が展開し、そこから市北西部に向かって、丘陵地、山地へと続きます。山地帯以高は栗駒国定公園となっており、自然が良く残っています。

河川流域には、泥や砂、礫などが堆積しており、山地から丘陵地にかけては火山性岩石や砂岩などで被覆されています。また、栗駒山山頂付近は新期安山岩質岩石で覆われています。

(2) 河川・湖沼

栗原市には迫川をはじめとする多くの一級河川、およびそれらの支流が栗駒山やその周辺の 丘陵地から仙台平野に向かって東西に流れており、平野部では伊豆沼や内沼などの池沼が残さ れています。また、迫川、二迫川、三迫川、長崎川にそれぞれダムが設置されています。

ため池は、金成地区や築館地区南部、瀬峰地区に多く残されていますが、金成地区、高清水地区、瀬峰地区では消失したものも多くあります。

また、伊豆沼や蕪栗沼の面積についてもかつての半分、もしくはそれ以下に減少しており、 動物の生息にも影響が出ていると考えられます。

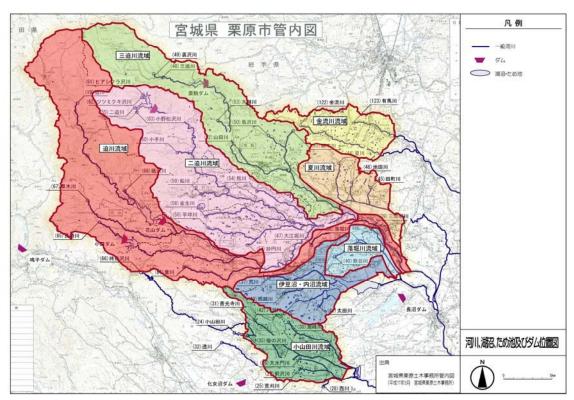


図 2-1 河川、湖沼、ため池及びダム位置図

(3) 気象

栗原市は、一年を通じて寒暖の差が大きく、特に北西部の栗駒山周辺で冬場の降雪が多く、南東部は温暖で雪が少ないという特徴がみられます。また夏場の一時期を除いてその他の時期はほぼ、西または西北西からの風が吹きます。

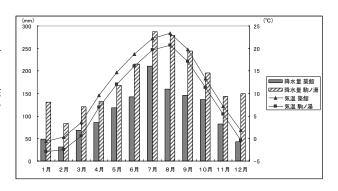


図 2-2 気象概況 (H9~18の月平均値)

出典: 気象庁HP

(4) 緑地環境

平野は現在、水田と畑地などの耕地となっており、伊豆沼・内沼などの一部にはかつての水生湿生の植物群落の面影を見ることができます。スギ、アカマツ、ヒノキなどの植林が多い丘陵地は、古くから開発された地域ですが、栗駒山麓の栗駒地区玉山にはイヌブナ林が残されています。山地では、かつて広大なブナ林に覆われていた部分は、戦後の急激な伐採後、二次的に成立したミズナラ林、ススキ草原、スギやカラマツの植林地や耕作地などになっています。さらに標高があがるにつれ、高さ2m内外の落葉広葉低木と常緑低木が密に混生する地帯からハイマツ低木林へと変化します。栗駒山山腹には世界谷地湿原があり、虚空蔵山の御室の東斜面には雪田植物群落が発達しています。

また、伊豆沼・内沼の沼沢地植物群落や栗駒山の原生林など、12箇所の特定植物群落や多くの巨樹・巨木林が存在します。

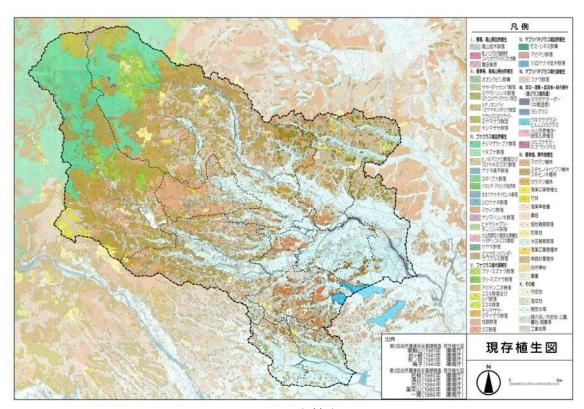


図 2-3 現存植生図

(5) 生物生息環境

山間地はブナやコナラなどの自然林や植林地が多く、標高があがるにつれて山地特有の植物 群落をみることができます。そこでは、テンやニホンカモシカの生息が確認されるほか、エナ ガやヤマドリ、貴重種のオオタカなども観察され、河畔では貴重種のクロサナエやキイロツヤ シデムシも観察されます。

丘陵地はコナラの自然林やスギの植林地と河川沿いの水田からなり、多様な生物が観察されます。水田地帯ではキジバトやダイサギなどのほか、貴重種のマガンの生息が確認され、水辺では貴重種のトウキョウダルマガエルやツチガエル、ルリボシヤンマなどのほか、スナヤツメやキバチなどの魚類も観察されます。

平地は水田と市街地からなり、他の地域に比べ多様な植物相は見られませんが、鳥類や魚類は比較的多くの種類を確認することができます。なかでも伊豆沼・内沼ではマガンの飛来が観察されるほか、水辺や周辺の水田では貴重種のトウキョウダルマガエルやオゼイトトンボなども観察されます。

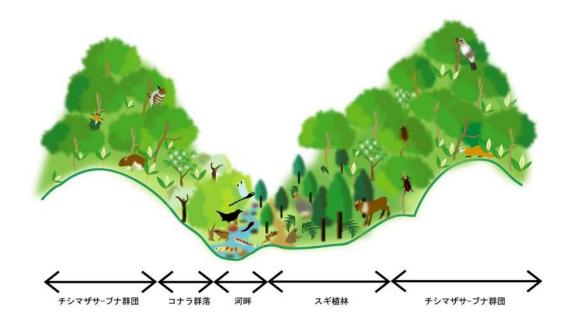


図 2-4 山間地の生物生息環境イメージ



図 2-5 丘陵地の生物生息環境イメージ

2章 環境の現状と課題

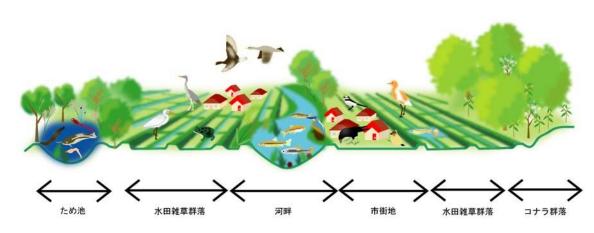
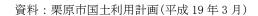


図 2-6 平地の生物生息環境イメージ

(6) 土地利用

栗原市は森林が54.8%を占め最も広く、***
次いで田畑が23.2%を占めています。住
宅地は2.6%、工業用地は0.3%となり、
市域の多くを森林や農地が占めています。



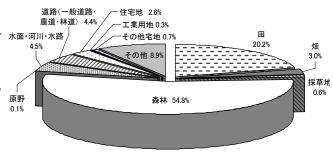


図 2-7 地目別面積構成比

(7) 公園・緑地

栗原市では都市公園24箇所、その他の法に基づき市が設置する公園29箇所が整備されています。

栗駒山周辺地域は栗駒国定公園に指定されており、さらに宮城県の県自然環境保全地域として、御嶽山県自然環境保全地域、一桧山・田代県自然環境保全地域、伊豆沼・内沼県自然環境保全地域が指定されています。

(8) 観光レクリエーション資源

市内西部の丘陵地から山地帯にかけては、栗駒高原のオートキャンプ場や花山ダムの青少年旅行村などの大規模な公園・緑地、世界谷地湿原やアズマシャクナゲの自生北限地などの景勝地など、多くの自然を生かした観光資源が存在しており、細倉マインパークやこもれびの森森林科学館などの学習、体験施設も整備されています。

平地から丘陵地にかけては、山王史跡公園や薬師公園、桂葉清水公園などの歴史資源、栗原の郷土文化を伝えるみちのく風土館や歴史民族資料館などの博物館・資料館、沢辺のゲンジボタル発生地や追川河川公園、伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターやサンクチュアリセンターつきだて館などの水辺のレクリエーション施設も存在します。

また、栗駒山周辺や金成地区には温泉施設が整備されています。

(9) 景観資源

栗原市は、火山性の栗駒山を持ち、これらの山地を端にする迫川、二迫川、三迫川が東に向かって流下し、河岸段丘を形成しています。

文献による調査の結果、栗原市では表2-1に示す景観資源が確認されています。

自然資源名	名称	自然資源名	名称
火山群	栗駒火山群(栗駒、花山)	峡谷・渓谷	川原小屋沢(花山)
火山	揚石山(栗駒)		裏沢(栗駒)
	大地森 (栗駒)		浅布渓谷 (花山)
	虚空蔵山 (栗駒)		牛渕渓谷 (一迫)
	栗駒山(栗駒)	自由蛇行河川	栗駒姫松・二迫川(栗駒、
	東栗駒山 (栗駒)		築館)
非火山性孤峰	中ノ森(栗駒)	滝	湯の倉滝(花山)
	櫃ヶ森(栗駒)		大地滝 (栗駒)
	大土森 (一迫)		窓滝 (栗駒)
	御駒岳 (花山)		行者滝 (栗駒)
	大土ヶ森(栗駒、鶯沢、		下滝 (花山)
	花山)		上滝 (花山)
湖沼	内沼 (築館)	湿原	世界谷地湿原(栗駒)
	伊豆沼 (若柳)		

表 2-1 自然景観資源確認状況



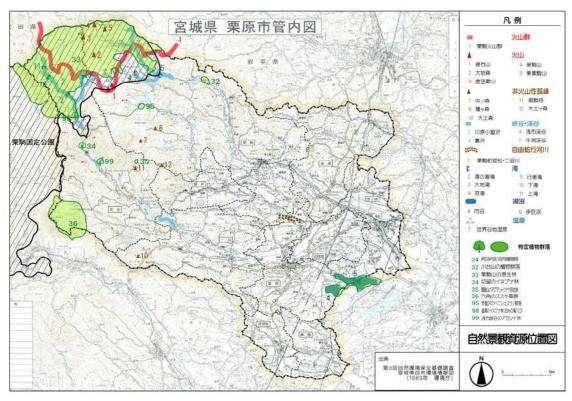


図 2-8 自然景観資源

2. 生活環境

(1) 人口

平成17年の栗原市の人口総数は80,248人で、市全域で人口は年々減少傾向にあります。

H12 H12~H17の増減 H17 (人) (%)栗原市 80, 248 84, 947 -4, 699 -5.5 築館地区 15, 271 15,866 -595 -3.8 -5.8 若柳地区 14,714 -85113,863 -7. 3 栗駒地区 13, 135 14, 164 -1,029高清水地区 4,470 -278-6.24, 192 一迫地区 8,800 -7179,517 -7.5瀬峰地区 5, 300 5, 515 -215-3.9鶯沢地区 2, 973 3,218 -245-7.6金成地区 7,927 8,334 -407-4.9志波姫地区 7, 317 7,545 -228-3.0 花山地区 1, 470 1,604 -134-8.4

表 2-2 人口分布

出典:平成17年国勢調査 人口、人口増減(平成12年~17年)

(2) 産業

平成17年の産業別人口は、第一次産業人口が全体の約17.8%、第二次産業が約29.9%、第三次産業が約52.3%と最も高くなっていますが、宮城県全体に比べ第一次産業、及び第二次産業人口の比率が高くなっています。

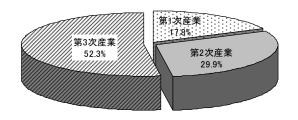


図 2-9 産業 (大分類) 別 15 歳以上就業者数 出典: 平成 17 年国勢調査 産業 (大分類)

(3) 交通

東部の平野部に仙台から一関・盛岡へとつながる主要ルートとして国道4号、東北自動車道、 JR東北本線、東北新幹線が縦断しており、東北自動車道築館IC、若柳金成IC、東北新幹 線くりこま高原駅が利用できます。

このほか、国道398号、国道457号をはじめ県道、市道、広域農道などにより地域間の縦横な交通を支えています。

(4) 大気環境

栗原市には、大気観測所が2箇所設置されています。築館測定局では窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質が測定されており、鶯沢測定局では二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定が行われています。

築館測定所においては、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を達成していますが、光化学オキシダント濃度は環境基準を超える結果となっています。(宮城県:平成17年度大気汚染の状況)

鶯沢測定局においては、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の濃度は環境基準を達成しています。 (宮城県:平成17年度大気汚染の状況)

(5) 水環境

栗原市では、以下に示す河川、湖沼において類型指定がされており、河川については、どの 地点でも環境基準を達成するBODの測定結果がでていますが、湖沼については全ての測定地 点でCODの値が環境基準を大きく超える測定結果となっています。

						В	OD	
水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関	地点名	数値 (mg/1)	環境基準
金流川	金流川上流 (岩手県県境から上流 (流入する支川を含む))	A	イ	H4. 4. 1	県	小畑橋(金成)	1. 4	2mg/1 以下
有馬川	有馬川上流 (岩手県境から上流 (流 入する支川を含む))	A	イ	Н11.5.7	県	字南田橋 (金成)	1. 1	2mg/1 以下
	追川上流(追川上流(花山ダム流入 ロより上流)、二追川上流(中山橋 より上流)、及び三追川上流(栗駒					花山ダム 流入部(花山) 鍛冶屋橋	< 0.5	1mg/1
	ダム流入口より上流))	AA	1	S47. 4. 28	県	(栗駒) 洞万橋(栗駒)	0. 7	以下
北上川	道川中流(夏川合流点より上流の迫 道川中流(夏川合流点より上流の迫					(栗駒ダム)	< 0.5	2mg/1
	川、二迫川(流入する支川を含む))	A	イ	S47. 4. 28	県	若柳	0.9	以下

表 2-3 水域類型 (河川)

「イ」:直ちに達成

出典: 平成18年度 公共用水域及び地下水水質測定結果報告書 (宮城県)

表 2-4 水域類型(湖沼)

<u> </u>								
		生活	舌環境の保	全に関する数	頁型指定	C	OD	
水域名	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関	地点名	数値 (mg/1)	環境基準
荒砥沢ダム (栗駒)	П	ı	-	-	-	ダム出口	2.3	ı
栗駒ダム (栗駒)	栗駒ダム全域	AA	1	S47. 4. 28	県	ダムサイト	2.4	1mg/1 以下
花山ダム (花山)	花山ダム全域	AA	イ	S47. 4. 28	県	ダムサイト	3. 2	1mg/1 以下
伊豆沼 (築館、若柳)	伊豆沼全域 (内沼を含む)	В	イ	S48. 5. 29	県	伊豆沼出口 内沼(沼出口) 伊豆沼中央	9.3 10.0 9.3	5mg/1 以下

注)達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり

出典: 平成18年度 公共用水域及び地下水水質測定結果報告書 (宮城県)

注)達成期間の欄の各記号の意義は次のとおり

[「]イ」:直ちに達成

[※] 荒砥沢ダムは類型指定水域に指定されていないが、CODの測定が行われている。

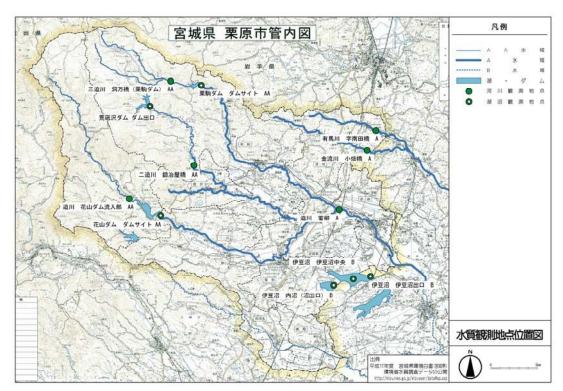


図 2-10 水質観測地点

(6) 騒音・振動

騒音・振動については、東北新幹線沿線で3地点の観測、東北自動車道においては1地点の 観測が行われています。

東北自動車道については、騒音の環境基準を達成していますが、一般道については一部の区間で環境基準を超えている地区があります。また、新幹線については騒音、振動ともに環境基準を超える結果となっており、防音壁の嵩上げ、レールの削正などの対策が講じられています。

(7) 土壌汚染

かつて二迫川流域においてカドミウムによる土壌汚染が確認され、昭和51年に「農用地の土壌の汚染防止に関する法律」に基づく地域指定が行われ、公害防除特別土地改良事業が行われています。

出典:平成18年度 宮城県環境白書

(8) 悪臭

悪臭による苦情件数をみると、平成18年度における苦情は15件と、前年度の9件より増加しています。

出典:栗原市資料

3. 社会環境

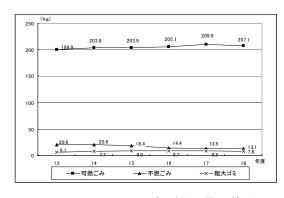
(1) ごみ減量化とリサイクル

栗原市のごみの排出量は、平成18年度では18,498 t で、平成13年度からほぼ減少傾向にあります。また、平成18年度のリサイクル率は、11.8%で平成13年度から4.3%上がっています。

表 2-5 栗原市のごみ排出量の推移

単位:t

						1 1 1 1 1 1 1 1 1
種別/年度別	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
可燃ごみ	17,157.24	17,311.57	17,162.38	17,081.31	17,265.96	16,804.59
不燃ごみ	1,769.45	1,748.93	1,545.39	1,197.58	1,111.21	1,059.71
粗大ゴミ	526.69	656.63	759.67	726.39	701.11	633.85
合計	19,453.38	19,717.13	19,467.44	19,005.28	19,078.28	18,498.15



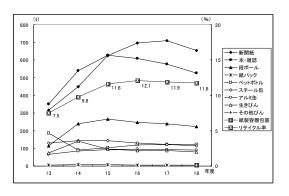


図 2-11 一人当たりのごみ排出量の推移

図 2-12 資源ごみ回収量とリサイクル率の推移 出典: 栗原市資料

(2) 環境教育、環境イベント

鶯沢地区では、環境学習プログラムを組み、小中学校や高等学校、一般向けに環境学習テキストの作成や学校教育の中での環境教育に取り組んでいます。

また、各地区で種々の団体により、景観美化のためのごみ拾いや清掃活動、河川、堤防の草 刈り、花壇の育成管理、ごみ減量化や省エネに関する啓発イベントが行われており、年2回行

われる伊豆沼・内沼クリーンキャンペーンには、地元 小中学生や企業、各種団体等が参加し、ごみ拾いなど の清掃作業が行われています。



伊豆沼・内沼クリーンキャンペーン



用水路での「きゃほず」体験

4. 地球環境

(1) 新エネルギー・省エネルギー

新エネルギーや省エネルギーに対する取り組みについては、平成18年12月に実施した事業者を対象としたアンケート調査によると、省エネ機器の導入を現在実施している事業所は3割を超え、今後導入を希望している事業所と合わせると、6割程度となり、比較的導入しやすいと

考えられますが、新エネルギーについては、ほぼ導入されていない結果となっています。

市内の公共施設については、鶯沢小学校において、太陽光発電や太陽熱の利用などの新エネルギーの利用や雨水利用、窓サッシの断熱化による省エネルギーへの取り組みが行われています。また、栗原市立若柳病院では地中熱の利用や雨水の利用に取り組んでいます。



太陽光発電を利用している鶯沢小学校

(2)酸性雨・酸性雪

酸性雨の調査は県内全域で年1回実施されています。

栗原市においては、合併前の平成16年度までは各旧町村で測定されていましたが、合併した 平成17年度以降は市内3地点(築館、金成、花山)で測定されています。

平成18年度調査の結果、県平均は pH4.46で、栗原市3地点の平均は ph4.33となっています。酸性雨は、全県的かつ定常的に観測されていますが、湖沼や土壌への影響は現在のところ認められていません。

また、酸性雪の調査は、平成19年1月から2月にかけて金成地区で測定されており、調査結果は平均でpH5.3となっています。

出典:全県一斉酸性雨調査<平成12年~18年>(宮城県環境生活部 環境対策課) 平成18年度酸性雪調査業務報告書

(3) 温室効果ガス排出量

市民アンケート調査(平成18年11月実施)によると、一人あたりの年間の二酸化炭素排出量は4878. $3 kg-CO_2/$ 年で、栗原市全人口に換算すると414, 396, 950 $kg-CO_2$ となります。

 項目
 排出量

 年間排出量
 4878. 3kg-C0₂/年

 夏期排出量(5~10月)
 346. 0 kg-C0₂/月

 冬期排出量(11~4月)
 467. 1 kg-C0₂/月

表 2-6 一人当たり二酸化炭素排出量

出典: 平成 18 年度 市民アンケート調査

この二酸化炭素排出量を一年間で酸素交換するために必要な樹木(単木<スギ>)の量に例えると、栗原市民一人当たりが一年間に排出した二酸化炭素を酸素交換するためには、約174本が必要となります。

2章 環境の現状と課題

単木 (スギ) 直径25cm・樹高20m

二酸化炭素の取込み量20~35kg(中央値28kg) 酸素の排出量15~26kg

出典:木へ取込む二酸化炭素量 財団法人日本木材総合情報センター



5. 環境関連法規制等

(1) 環境関連法規制

① 国定公園・県自然環境保全地域

栗原市では1箇所の国定公園と3箇所の県自然環境保全地域が指定されています。

表 2-7 自然環境保全指定地域

平成 17 年 12 月

		1 /2/4 1 1 1 1 2 2 3 4
種別	名称	面積(陸域)
国定公園	栗駒国定公園(栗駒、花山)	8, 500ha
	** ^{たけゃま} 御嶽山県自然環境保全地域(花山)	49. 65ha
自然環境保全地域	一会山・田代県自然環境保全地域(花山)	446. 03ha
1 /msk 28 ph 21 3 4	伊豆沼・内沼県自然環境保全地域(築館、	322, 00ha
	若柳) ※ラムサール条約湿地	522. 0011a

出典:宮城県HP自然公園等区域閲覧サービス

② 鳥獣保護区

栗原市では6種35箇所の保護区が設定されています。

表 2-8 鳥獣保護指定区域数

X = 0	~
種別	箇所数
鳥獣保護区	13
鳥獣保護区特別保護地区	3
銃猟禁止区域	6
休猟区	4
指定猟法(鉛製散弾)禁止区域	8
国定公園特別保護地区	1

出典:平成18年度 宮城県環境白書

③ ホタル保護区

昭和15年2月10日に沢辺のゲンジボタル発生地として国の天然記念物の指定を受け、平成15年9月30日には、金成ホタル保護条例を施行し金成地区を保護区域とし、合併後も引き続きホタルの保護を図っています。



ホタルの里「おきなざわ」案内マップ



沢辺ゲンジボタル発生地

6. 環境意識

(1) 市民の環境意識

① 身の回りの環境

平成18年11月に行った市民アンケート調査から、身の回りの環境については、「空気が澄んでいる」、「森の環境がよい」と感じている人が全体で6割以上を占めますが、湖沼・河川環境や自然に触れ合う場所の多さについては、花山地区、一迫地区を除き、満足していない人が半数近くいることが分かりました。また「道路などにごみが投げ捨てられている」と感じている人は8割弱を占め、非常に高い結果となりました。

② 環境に配慮した行動

生活する上で心がけていることとしては、ごみの出し方についての意識が非常に高く、 リサイクルやリユース、省エネの意識も比較的高いことが分かります。一方、車の利用度 が高く、自動車利用の軽減による環境への配慮については意識が低い結果となりました。

地区別では、特に鶯沢地区で「省エネルギー型の家庭電化製品を選択して購入する」、「地域の緑化活動(花壇への植栽等)や美化活動(一斉清掃等)への参加」、「国や県、 栗原市が提唱する環境保全活動への協力(クリーンキャンペーン等)」について、心がけている人が多いことが分かりました。

また、志波姫地区では、自然エネルギーの利活用を心がけている人(常に心がけている、 だいたい心がけている)が4割と高くなっています。

③ 環境配慮型の営農状況

専業・兼業農家の回答者を対象に、生産者の立場で農業において重要と思われるものについて調査したところ、「おいしい農産物の生産」や「食品栄養価の高さ」、「生産性、労働の効率化」が上位に上げられており、「環境負荷の低減」や「消費者との顔の見える関係(パートナーシップ)」、「自然環境との共生、農村・里山景観の保全」については優先順位の低いことが分かりました。

また、環境配慮型農業への取り組みについては、農薬や化学肥料の低減による栽培や有機質堆肥や厩堆肥による栽培について、特に意識をもたれていることが分かりました。

④ 環境問題

地球規模の環境問題に対する意識については、「地球温暖化」への問題意識が8割と高く、その他「オゾン層の破壊」、「開発途上国の公害問題(水質汚濁、大気汚染等)」、「酸性雨」などに対して強く問題意識をもっていることが分かりました。

また、地域規模の環境問題に対しては「ごみの不法投棄」が最も高く、「河川・湖沼の水質汚濁」についても同様に問題意識が高いことが分りました。

⑤ 行政に取り組んでほしいこと

行政に取り組んでほしいこととしては、「リサイクル等ごみの減量化の推進」、「廃棄物の適正処理を行うためのリサイクル処理・処分施設の整備」、「河川・湖沼環境の保全」が多い結果となりました。

2章 環境の現状と課題

(2) 小中学生の環境意識

① 身の回りの環境に対する意識

平成18年11月に行った小中学生アンケート調査から、身の回りの環境については、「空気がすんでいる」、「森の自然が豊かである」が全体で6割以上を占め、「道路などにごみが投げ捨てられている」と感じている人が8割弱となり、市民アンケート調査と同様の結果となりました。湖や沼、川や森などの遊び場については、十分でないと感じている人が4割~6割と高いことが分かりました。

② 身近な環境にやさしい行動

生活する上での環境への配慮については、観光地へ行ったときは、なるべく自然を壊さないように心がけている人が8割と高い結果となりました。

また、「外出したときはその場にゴミを捨てないようにする」、「ゴミは地域のルールに従ってきちんと出すようにする」については心がけている人が多いが、日ごろの生活においてできるだけゴミを出さないよう心がけている人は少ないことが分かりました。

③ 環境問題

地球規模の環境問題に対する意識については、地球温暖化やオゾン層の破壊、砂漠化、海洋汚染など、全ての環境問題に対して、高い意識をもっていることが分かりました。

また、地域規模の環境問題に対しては「ごみの不法投棄」や「河川・湖沼の水質汚濁」について特に問題意識が高く、市民アンケート調査と同様の結果となりました。

④ 将来の栗原市の環境の姿

将来の栗原市の望む姿としては、「空気がすんでいるまち」、「水がきれいな(水質が良好)まち」、「栗原産の米、野菜、果物、牛肉などがおいしいまち」が多くあげられています。

(3) 事業者の環境意識

① 環境対策の実施状況

平成19年1月に行った事業者アンケート調査から、環境対策の実施状況については、「こまめな節電、節水などの省エネルギーの推進」が8割以上と高く、「廃棄物削減の努力」、「廃棄物・古紙などのリサイクルの努力」などもよく実施されている結果となりました。反対に、「ISO14001の取得」、「環境報告書の作成・公表」、「環境保全のための技術開発」、「バイオディーゼル燃料の利用」、「環境会計の導入」の実施状況については、1割以下と低いことがわかりました。

② 環境対策設備の導入状況

環境対策設備等の導入状況については、「省エネ機器の導入」が3割と最も高く、他の項目については1割以下と非常に低いことがわかりました。

また「低公害車の導入」については、今後実施したいと考えている事業所を含めると3割となりました。設備導入の難しさや環境に配慮した経営の阻害要因については、費用負担の問題や技術開発の遅れ、理解不足などがあげられています。

(4) 農業事業者の環境への意識

① 環境対策の意識

平成19年1月に行った農業事業者アンケート調査から、農業事業者の環境対策の意識については、7割の事業者が「農業が環境を保全してきた」と考えており、エコファーマーについては8割の事業者が「知っている」と回答しました。

また、適正農薬規範については、5割の事業者が取り組んでいる結果となりました。

② 農業の現状

農業の現状については、「稲わらは、有効活用するため自家消費する」と回答した事業者の割合は8割と高く、籾殻の自家消費については6割以上が実施していることがわかりました。

また、殺虫剤・土壌消毒剤などの農薬を低減した栽培を実施している事業者は7割となることがわかりました。

環境に配慮した農業の取り組みにおける障害については、販売価格がみあわないことや、 農産物が高く売れないこと、手間や時間がかかることなどが多くあげられています。

③ 環境対策設備の導入状況

環境対策設備の導入状況については、「省エネ機器の導入」と「太陽熱温水器の導入」が1割で、その他に「ペレットストーブ、チップボイラー等の導入」が1.8%となっています。「低公害車の導入」については今後導入したいと考えている事業者が3割となっており、これらの中では高い割合を示しています。

(5) 行政区における環境の現状

① 動植物の目撃情報

平成19年1月に行った行政区長アンケート調査から、動植物の目撃情報について、「昔目撃したが最近見ていないもの」として、カジカやゲンゴロウ、カワセミ、フクロウなどが多くあげられています。その原因としては、水溜りや池、雑木林など生息地の減少や農薬や生活排水の流入による河川環境の悪化、自然との関わりの希薄化が考えられています。



出典: ベストフィールド図鑑シリーズ vol6 日本の淡水魚 株式会社学習研究社 自然百科シリーズ 2 宮城の昆虫 河北新報社 自然百科シリーズ 4 宮城の野鳥 河北新報社

② 共同管理

ため池(堤)、雑木林、及び植林のされた共有林の共同管理の実態として、ため池や雑木林については、半数以上が「管理が不十分である」と回答していますが、植林のされた 共有林については、半数以上が「十分に管理している」と回答する結果となりました。

③ 環境保全等にかかわる行事

環境保全、環境美化等と関わりが深い行政区の行事については、7割が実施していることが分かりました。行事の内容としては、道路や水路、公園等のごみ拾い、草刈り、花壇の植栽などが多く行われています。

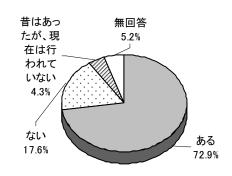


図 2-13 環境保全に関わる行事の実施状況

④ 環境保全にかかわる課題

行政区における環境保全にかかわる課題としては、河川改修など整備後の保全・管理不足への対策、少子高齢化による遊休農地の増加と管理対策、公共下水道の完全普及対策、宅地造成などによる自然破壊への対策、環境問題に取り組むための組織・体制づくりの充実などがあげられています。

7. 環境特性と課題

(1) 全体の特性と課題

① 環境特性

栗原市は、山地、丘陵地、平地と地形の変化に富んでおり、多様な生物の生息が観察されます。特に栗駒山周辺や伊豆沼・内沼などはその自然とのふれあいを目的とし、市内外から多くの人が訪れる場所となっています。

市民の環境に対する意識については、山地部では自然環境に満足していますが、環境に対する意識が比較的低い傾向にあり、丘陵地や平地では、自然環境に対する満足度が低く環境に対する意識が高い傾向にあります。特に、水環境に対する満足度は低く、改善を求める声が多くあがっています。

2 課題

栗原市全体において、河川・湖沼の水質改善や親水空間の整備が強く求められており、 市民の協働、地区間の協力体制を含め、これらの対策方針を検討する必要があります。

市民の意識の高いごみ問題については、ごみの不法投棄防止対策や減量化の推進、リサイクル施設の整備の検討が必要です。

さらに、広く市民の環境に対する意識を高めるため、自然体験プログラムの充実や環境に関する情報発信、環境教育の推進、また、自然エネルギーの利活用や事業者に対する環境対策設備の導入を推進するための方策などについての検討が必要となっています。

③ 個別課題

ア、河川・湖沼の水質汚濁

伊豆沼・内沼やダム湖では、水質調査からCODの値が基準値を大きく上回る測定結果が出ており、そこへ流入する河川の水質と合わせて湖沼の水質改善を進める必要があります。

イ. 親水空間の不足

市内には多くの河川がありますが、市民アンケートによると親水空間は十分とはいえない状況です。特に市街地付近では不足をうったえる声が多くあがっています。

ウ、ごみの不法投棄

道路のごみのポイ捨てや不法投棄については、市内全体で問題とされています。特に、 栗駒地区では観光客が多く、ポイ捨てが目立ちます。観光客を含め、地域住民が協力して、 ポイ捨てや不法投棄の防止対策に取り組む必要があります。

エ. ごみの分別、減量化

ごみの処理については、全国の自治体で様々な取り組みが行われています。栗原市でも 資源回収がすすめられ、リサイクル率は上昇していますが、依然としてごみの分別が徹底 されていない状況です。一人ひとりが分別の徹底に努め、減量化に取り組むことが求めら れています。

2章 環境の現状と課題

オ. 休耕田・遊休農地の増加

農業において、後継者不足や高齢化により休耕田や遊休農地が増加しています。栗原の 美しい風景を構成する大きな要素でもある農地を今後も守り続けるため、農業の活性化や 後継者の育成に積極的に取り組む必要があります。

カ. 環境意識啓発の不足

現代の環境問題や特に栗原の環境問題に対して、地区によっては意識が低い傾向にあります。伊豆沼・内沼や栗駒山などの栗原の豊富な自然資源を活かしながら、環境に対する関心や意識を高めていく必要があります。

キ. 高齢化による地域の担い手不足

若年層の都市部への流出などにより、地域の担い手が不足しており、地域活動が十分に行われない傾向にあります。住民が地域への関心を深め、助け合いながら生活できる環境づくりが求められています。



3章 計画の目標

3章 計画の目標

1.望ましい環境像

地域環境の現況調査等を踏まえ、目標とする環境の将来像を以下に示します。

~栗原市の環境の将来像~

人と自然が共生する 『ふるさと栗原』の暮らしの創造

豊かな水を育む栗駒の森、美しい田園風景を形成する迫川や二迫川、三迫川などの豊かな流れをもつ河川や、多くの貴重な野生動植物の生息地である伊豆沼・内沼、世界谷地など、栗原は多様な自然に恵まれています。

先人から引き継いできたふるさとの自然を守りながら、市民など一人ひと りが流域圏を意識し、地域環境、地球環境にやさしい生活をおくる必要があ ります。

また、事業活動にあたっては、環境に配慮し、環境負荷の低減に努め、自然と共生した産業の構築に努める必要があります。

このように、人と自然が共生することにより、市民が健康で安全かつ安心して快適に暮らすことのできる循環型社会の形成を図るため、市民が主体となって地域づくりの取り組みを行い、その活動を市が的確に支援するためのパートナーシップを確立し、一丸となってふるさと栗原の自然と暮らしの創造を目指します。



3章 計画の目標

(1) 基本目標(長期目標)

環境の将来像を実現するための基本目標を以下に示します。

目標 I : 先人から引き継いできた『ふるさと栗原』 の自然・文化を継承するまち

【 キーワード: 共生 】

栗原市は、豊かな山々、美しい田園風景、貴重な野生生物など多様な自然に 恵まれています。

この良好な自然環境を守り、自然と共生してきた農山村の環境を維持していかなければなりません。

このように先人から引き継いできた自然・文化を次世代に継承していくこと を目指します。

また、開発に当たっては自然環境や景観に十分配慮します。

目標Ⅱ:すべての人の参加により持続的に資源が循環するまち

【 キーワード:循環 】

産学官民が一体となって資源やエネルギーの有効利用を図り、持続的発展が可能なまちを目指します。

目標Ⅲ:地球的・広域的取り組みを積極的に推進するまち

【 キーワード:地球的環境 】

『ふるさと栗原』の暮らしの創造は、栗原市内だけの取り組みに留まらずに、近隣市町村との連携による広域的な取り組みや地球温暖化防止の視点から 国際的な取り組みに対しても積極的に取り組んでいきます。

目標Ⅳ:自立したコミュニティが環境を創造するまち

【 キーワード:自立 】

地域コミュニティを核とし、地域住民が主体となって身近なところから環境 問題を解決するまちを目指します。

また、市民と市の協働のパートナーシップを確立し、地域コミュニティの自立で環境の保全と創造に取り組んでいきます。

2. 環境の保全と創造する上での基本方針

栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために栗原市環境基本条例では次に掲げる事項を施策の策定に係る指針としています。本計画では、指針に従い基本目標の達成に向けて基本方針を定めていきます。

■ 施策の策定等に係る指針 (第8条)

市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にしたがい、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- ●大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、安全かつ安心な生活環境を確保すること。
- ●森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全と創造を図ること。
- ●野生動植物の種の保存、その他生物の多様性の確保に努めること。
- ●公害の防止対策、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの 有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社 会を構築すること。

基本方針1:自然と共生した生活基盤の維持と 安心できる生活環境の確保

自然と共生しながら育まれてきた自然と集落が調和した美しい 景観を維持するため、森林、農地や緑地などの地域の環境資源を 守りながら、豊かな自然の恵みを享受した質の高い暮らしを送る ことが出来るよう安全安心な生活環境づくりを目指します。

基本方針2:生物の多様性の確保

目標I

人工林やため池など里地里山固有の環境、自然植生の現存する森林環境などの保全により、生物の生息空間の確保と野生動植物の保護等を行い、生物の多様性の確保を目指します。

基本方針3:自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

豊かな自然とふれあう自然体験機会を創出するとともに、自然 と共生してきた地域の生活や歴史文化を体験学習や世代間交流を 通じ、次世代への継承を目指します。

基本方針4:資源やエネルギーを大切にした

循環の仕組みづくり

豊かな自然環境、さらには地球全体の環境を保全するため、廃棄物の分別の徹底、減容化、リサイクルを推進するとともに、再生可能なエネルギーの利活用や省エネルギーにより、環境負荷の少ない資源循環型社会の形成を目指します。

目標Ⅱ

基本方針5:環境にやさしい産業の創出

環境に配慮した農産物づくりなどの環境保全型産業への取り組みを推進するとともに、産学官の連携体制を構築し、既存企業の環境配慮型企業への誘導と環境関連産業の発展を目指します。

基本方針6:エコツーリズムを活かした

広域的なパートナーシップの形成

豊かな自然などの地域資源を活用し、自然体験などの受け入れ 態勢を整え、都市圏など広域的な交流の拡大による地域の活性化 を図り、交流を通した地域環境の保全を目指します。

目標皿

基本方針7:地球的規模の環境保全への積極的な参画

地域環境の現状や、地球環境との関係についての理解を深める ためのイベントなどを通した普及啓発を行い、市民一人ひとりが 環境問題を自らの問題と捉えて取り組んでいけるよう市民意識の 育成を目指します。

基本方針8:コミュニティを核とした推進体制づくり

目標Ⅳ

主体的に活動する市民活動団体等を支援し、自分たちの暮らす 地域内の環境に関わる問題について、自分たちで解決するという 気概を高めるとともに、自治組織と市民活動団体等との連携や自 発的な環境活動を支援し、市民参加の機会の創出を目指します。

ここでは、市が取り組んでいく施策と、市民・事業者が日常生活や事業活動を営むうえで、 それぞれの立場において環境に配慮すべき指針を示します。

■本章の構成

本章では、市が主体となって取り組んでいく施策について、体系的に整理するとともに、行政 施策と関連して、市民・事業者の配慮すべき指針を示しています。

また、各取り組みを複合的に組み合わせて重点的に取り組んでいく施策について示しています。

1. 環境の保全と創造するための施策

3章で示した望ましい環境像の実現に向けて、4つの基本目標と8つの基本方針に沿って市が取り組んでいく施策について体系的に整理しました。

2. 各主体別の配慮指針

日常生活や事業活動を営むうえで、市民や事業者がそれぞれの立場において環境に配慮すべき行動の指針について整理しました。

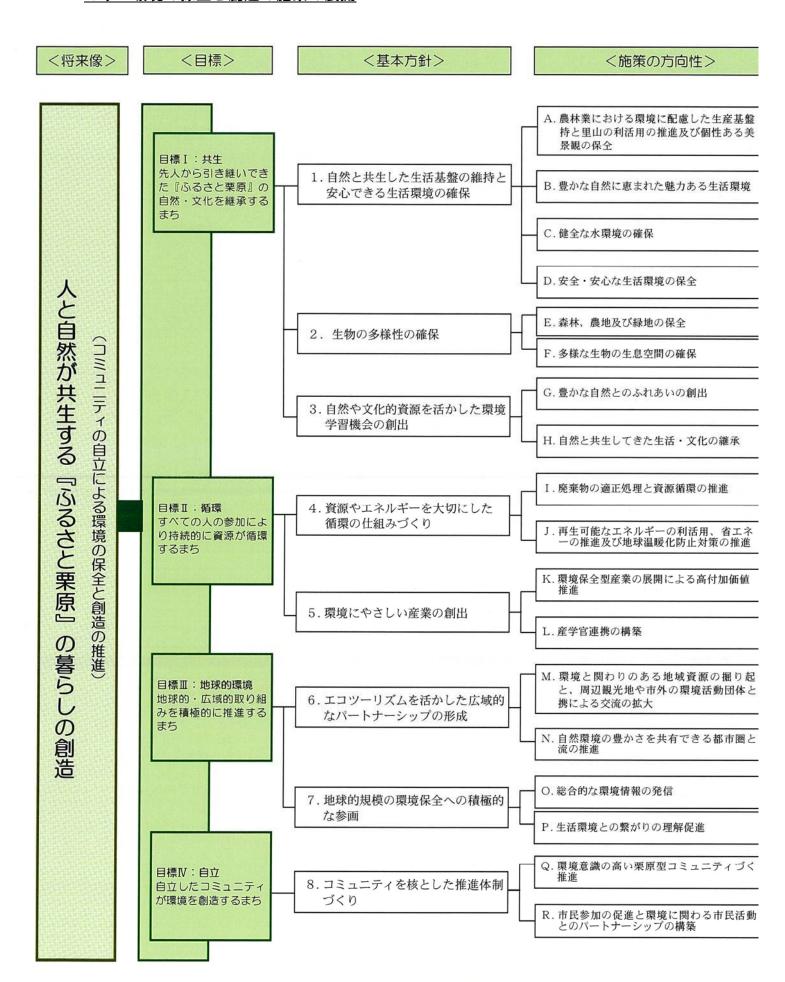
3. 重点施策

「1.環境の保全と創造するための施策」で示した行政施策の中で、特に力を入れて取り組む行政施策として地域環境の取り組みの最小単位である「地域コミュニティ」、生活基盤保全、生業と関わりの深い「農業とエコツーリズム」、そして、循環型社会の構築と環境に負荷を与えないエネルギー利用のための「各主体別のエコライフ」の3つのテーマを位置付け、行政施策の主な取り組みを複合的に組み合わせ、優先的に取り組んでいくべき重点施策として位置付けました。

- (1) 地域コミュニティづくり
- (2) 農地・水環境の保全とエコツーリズム
- (3) エコライフの推進

1. 環境の保全と創造するための施策

市が取り組んでいく施策について、次頁に体系図を示し、以降に施策の方向性別に主な取り組みの内容を示します。



<主な取り組み> 〈重点施策〉 重点1 重点2 重点3 ア. 環境保全に向けた営農活動支援 . の維 -イ. 中山間地域での営農活動支援 • LU -ウ. 森林整備活動の支援 【重点1】 -エ. 個性ある景観の保全 ア. 自然と共生しながら質の高い暮らしを可能とする環境基盤整備 地域コミュニティづくり の創告 イ. 公園、緑地の整備 ア. コミュニティ支援 ア. 安定した生活用水の供給 -イ. 生活排水の適切な処理 . イ. 健康増進と地域管理の支 ウ. 清らかな水環境の保全 - エ. 自然災害に強い地域づくり 一ア. 公害防止対策の推進 ウ. 歴史・文化の継承と世代 -イ. 有害化学物質対策の推進 間交流の推進 ア. 身近な森林、農地及び緑地の保全 -ア. 健全な生態系の保全 └─イ. 野生動植物の保護対策 -ア. 水と親しむ地域の形成 • イ. 自然体験プログラムの充実 • 一ウ. 栗原らしい環境学習の推進 一ア. 歴史や文化を学習する機会の充実 0 【重点2】 -イ. 歴史や文化の継承支援 一ウ. 先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供 農地・水環境の保全と -ア. 資源循環システムの構築 エコツーリズム イ. 市民の環境意識の向上 ア. 環境に配慮した営農活動 - ウ. 廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進 の支援 - ア. 新エネルギーの利活用 • ルギ イ. 省エネルギーの推進 イ. 健全な水環境づくり ーウ. 地球温暖化防止対策の推進 一ア. 環境に配慮した農産物づくり 化の ウ. エコツーリズムの推進 -イ. 環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり • -ウ. 耕畜連携の支援による循環型農業形成の支援 ア. 産学官連携の推進及び支援 -イ. エコタウンプラン等の推進 一ア. 田園観光都市の創造 • -イ. 快適な観光資源の拡充 こし 一ウ. 観光情報の発信 の連 - ア. 農林業・農村体験の充実 【重点3】 -イ. 新規居住者の確保支援 の交 - ウ. 地域資源の活用支援 エコライフの推進 工. 地域で行われるイベントや取り組みの支援 ─オ. コミュニティや団体の連携構築 ア. 廃棄物の適正処理と資源 循環の推進 ア. 国際交流による情報の共有化 -イ. 気候変動に関わる地域環境情報の収集・発信 イ. 新エネルギーの利活用促 ア. 市民・事業者及び滞在者の意識啓発 進と省エネルギーの推進 [ア. 自治組織における地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援 イ、流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進 • 一ウ. 家庭や学校における環境率先行動の推進 ア. 環境に関わる市民活動団体の活動及び広報支援 イ. 人材・組織の育成

※太字は重点プロジェクトにかかわる取り組みです。

■目標 I: 先人から引きついてきた『ふるさと栗原』の自然・文化を継承するまち

(1) 基本方針1:自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

① 施策の方向性: I-1-A

農林業における環境に配慮した生産基盤の維持と 里山の利活用の推進及び個性ある美しい景観の保全

地域で育まれてきた自然と集落が調和した美しい景観と街並みを維持していくため、森林、農地や緑地などの環境資源を市民とともに守り、活用していく取り組みを推進します。

ア. 環境保全に向けた営農活動支援

農地・農業用水等の保全向上に関する地域活動、農業者ぐるみの環境保全に向けた先進的な営農活動を支援します。

- 農地・水・環境保全向上対策事業(農業政策推進室)
- ・遊休農地対策としてのパトロールの強化(農業委員会)
- ・環境配慮型農業の推進(農林振興課)

イ 中山間地域での営農活動支援

水源を守り、景観を保全するなど中山間地域での多様な機能を確保するための営農活動を支援します。

- 中山間地域等直接支払交付金交付事業(農林振興課)
- 休耕田・荒廃農地の利活用促進(農林振興課)

ウ. 森林整備活動の支援

森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援します。

- 森林整備地域活動支援交付金事業(農林振興課)
- ・植林地の適正管理(農林振興課)
- ・森林の皆伐の抑制、皆伐地区の再造林の支援(農林振興課)

エ. 個性ある景観の保全

自然と調和した美しい景観や街並みを、市民や事業者等と連携して保全します。

- ・市民団体等と連携した違反広告物の除却活動の推進(建設課)
- ・景観保全のための仕組みづくりの検討(環境課、都市計画課)

② 施策の方向性: I-1-B

豊かな自然に恵まれた魅力ある生活環境の創造

豊かな自然を享受した質の高い暮らしをおくることができる生活環境づくりを推 進します。

ア. 自然と共生しながら質の高い暮らしを可能とする環境基盤整備

ゆとりある生活をおくるための生活環境を整備します。

- ・ダム周辺環境整備事業(商工観光課)
- ・環境美化運動の推進(市民課、環境課、建設課)

イ. 公園、緑地の整備

身近な生活空間において公園、緑地等の整備に取り組みます。

- ・都市公園、河川公園等の公園整備
 - (農村整備課、商工観光課、建設課、都市計画課)
- ・道路の緑化、植栽整備(建設課)
- ・公共施設における緑化の推進(管財課)
- ・自然と共生する住環境整備(建築住宅課)



③ 施策の方向性: I-1-C

健全な水環境の確保

市民の暮らしを豊かなものにするために、自然環境を保全しながら、適切な利水環境の構築を推進し、自然災害に強い地域づくりを推進します。

ア. 安定した生活用水の供給

浄水施設、配水施設を整備し、清浄な生活用水の安定供給を継続します。

- ・石綿セメント管更新事業 (水道課)
- · 老朽配水管布設替事業(水道課)
- · 未普及地域解消事業(水道課)

イ. 生活排水の適切な処理

くりはら水環境再生計画に基づき水環境を保全する汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水)の整備を推進します。

また、市設置型戸別浄化槽の設置普及と個人設置型浄化槽設置への助成を行います。

- ·公共下水道事業(下水道課)
- ·農業集落排水事業(下水道課)
- · 戸別浄化槽設置事業(下水道課)
- 浄化槽整備事業(下水道課)

ウ. 清らかな水環境の保全

ダム湖や伊豆沼・内沼などの現在環境基準を達成していない湖沼について、 水質改善に努めるとともに、生活排水や産業排水などの処理に関して、市民や 事業者に対する指導を行います。

- ・山林、河川敷等への廃棄物不法投棄の防止 (環境課、農林振興課、建設課、警防課)
- ·伊豆沼·内沼自然再生事業 (環境課)

エ. 自然災害に強い地域づくり

森林の水源涵養機能を十分に活かすとともに、周辺環境に配慮した河川整備を行うことにより洪水や土砂流出などの自然災害に強い地域づくりを推進します。

- 広葉樹の植林、森林の維持管理(農林振興課)
- ・自然に配慮した河川整備 (建設課)

④ 施策の方向性: I-1-D

安全・安心な生活環境の保全

大気環境の保全や土壌汚染の改善及び騒音、振動、悪臭等の低減に努めるとともに、市民や事業者における有害化学物質の認知度を高め、事前にリスク回避することにより、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を目指します。

ア. 公害防止対策の推進

事業者に対し、大気・土壌・水質汚染物質の排出抑制に関して、法律に基づく規制基準の遵守について指導します。

道路や鉄道の交通騒音や事業者等からの騒音・振動・悪臭、近隣騒音について、事業者や市民に対し、意識啓発や指導を行います。

- ・漏油等による水質事故防止対策(環境課、農林振興課、建設課、警防課)
- ・事業者等に対しての指導(環境課、畜産園芸課)
- ・道路、鉄道騒音に対して、遮音壁の設置などの対策(建設課)

イ. 有害化学物質対策の推進

化学物質による環境リスク(化学物質が、環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれ)について情報収集し、事業者、市民に周知するとともに、有害化学物質の使用抑制の指導を行います。

- ・リスクコミュニケーションの推進(環境課) 例)洗剤と化学物質、農薬と化学物質など
- ・PRTR制度を活用した事業者との安全協定等の締結(環境課)
- ・ダイオキシン類、有害水質汚染物質対策(環境課)

(2) 基本方針2:生物の多様性の確保

① 施策の方向性: I-2-E

森林、農地及び緑地の保全

森林、農地及び緑地を保全するため、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、かつ市民、事業者、滞在者及び民間団体の参加又は協力を得て推進します。

ア. 身近な森林、農地及び緑地の保全

森林、農地及び緑地の持つ大気浄化能力や豊かな自然生態系が私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれることから、人と自然との共生を図る場として、 積極的に保全します。

また、人工林や二次林、農地やため池などの環境を維持し、里地里山固有の生態系の保全に努めます。

- ・人工林や里山の適正管理の推進(農林振興課)
- ・ため池の維持管理の推進(農村整備課)
- ・森林保育、植林による造林の推進(農林振興課)



② 施策の方向性: I-2-F

多様な生物の生息空間の確保

河川・湖沼などの水辺環境や国定公園を始めとした自然植生が現存する森林環境を保全し、生物の生息空間の確保と野生動植物の保護等により生物の多様性の確保に努めます。

ア. 健全な生態系の保全

森林の適正な管理を推進し、様々な樹種・林層からなる森林の形成を図り、 多様な生物の生息空間の確保に努めます。

また、伊豆沼・内沼や河川、ため池などの水環境を保全し、湿生植物の多様性の確保や魚類、水生動植物、渡り鳥などの生息空間の確保に努めます。

さらに、国定公園や自然環境保全地域などの法規制区域内の自然環境の保全 に努めます。

- ・自然環境調査の実施(環境課)
- ·伊豆沼·内沼自然再生事業 (環境課)

イ. 野生動植物の保護対策

市で保護すべき野生動植物のリストを作成し、保護管理の検討を行うとともに、関連団体等と連携して保護活動を推進します。

- ・栗原版レッドデータブックの作成(環境課)
- ・自然保護活動等を行う団体等とのネットワークづくり(環境課、農林振興課)



(3) 基本方針3:自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

① 施策の方向性: I-3-G

豊かな自然とのふれあいの創出

豊かな自然とふれあう機会の拡充により、自然体験を通して『強く生きる力』を 育てます。

ア. 水と親しむ地域の形成

河川公園などの親水空間以外に、河川敷やため池及び用水路など、身近な親水空間を積極的に利用して、水と親しむ機会の創出を図ります。

- 河川公園、親水公園の整備(商工観光課、都市計画課)
- ・ため池等を活用した生き物調査(環境課、農村整備課)

イ. 自然体験プログラムの充実

栗原の自然を活かした学習機会の提供や健康づくりを推進します。

- ・親と子の自然ふれあい事業(社会教育課)
- ・エコツーリズムの推進(環境課、商工観光課)
- ・自然体験活動団体との連携、団体リストの作成(環境課、農林振興課)
- ・自然環境を活用した健康づくり(健康推進課)

ウ. 栗原らしい環境学習の推進

自然体験、地域間交流等実体験に基づいた学習を推進するため、関係機関と 連携して次代を担う子どもたちの環境学習機会の創出を図ります。

- ・民間企業を含む関係機関との連携による環境学習の充実 (環境課、商工観光課、学校教育課)
- ・環境副読本の活用(学校教育課)

② 施策の方向性: I-3-H

自然と共生してきた生活・文化の継承

身近にある歴史や文化、地域の個性ある風土を理解する機会を提供することで、 市民一人ひとりの郷土意識の醸成と次世代への継承を図ります。

ア. 歴史や文化を学習する機会の充実

自然と関わりの深い地域の歴史や文化を知り、学び、実践する機会の拡充を 図ります。

・地域の個性ある風土を理解する機会の提供 (田園観光都市室、社会教育課、文化財保護課)

イ. 歴史や文化の継承支援

地域に根差し守り継がれてきた歴史や文化の保存・継承及び後継者の育成を 支援します。

- ・自然と共生した生活・文化に関わる情報の収集(社会教育課、文化財保護課)
- ・歴史・文化の継承支援事業(文化財保護課)

ウ. 先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供

地域の歴史や郷土文化など、先人が培ってきた自然との共生文化を次代へ継承していくため、多世代の参加・協力による世代間の交流を進めます。

そのため、地域の歴史や郷土文化を学習する機会を創出し、地域での活動の場の確保に努めます。

- ・「栗原の達人」等人材リストの作成(田園観光都市室、社会教育課)
- ・多世代参加型の交流イベントの開催(社会教育課)
- · 食育推進事業 (健康推進課)

■ 目標 II: すべての人の参加により持続的に資源が循環するまち

(4) 基本方針4: 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

① 施策の方向性: Ⅱ-4-Ⅰ

廃棄物の適正処理と資源循環の推進

昨今のライフスタイルの変化等に伴い、廃棄物の排出量が増加し、環境負荷が高まっていることから、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環による利用を推進するとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用 (グリーン購入) を促進します。

また、廃棄物の不法投棄の防止対策を推進します。

ア. 資源循環システムの構築

廃棄物の分別の徹底、減容化・減量化、リサイクルを行い、資源循環型社会 の構築を推進します。

- ・汚泥のリサイクル処理(水道課、下水道課)
- ・建設廃棄物の再資源化(建設課)
- ・地域内における環境産業の拡充(商工観光課)
- ・グリーン購入の推進(管財課、環境課)
- ・リサイクル商品等の情報管理・情報発信(環境課)
- ・市内商店と連携したマイバッグ持参運動(環境課)
- ・農業用廃プラスチックの適正処理(農林振興課)

イ. 市民の環境意識の向上

アルミ缶やスチール缶、空きビンなど、再生使用が可能な資源回収の促進及 び一般廃棄物の減量化を推進するため、各種イベント等で啓蒙活動を実施し、 循環型社会の構築に向け、市民の環境意識の向上を図ります。

- ・市内商店と連携したマイバッグ持参運動(環境課)
- ・環境関連イベントの実施(環境課)
- ・廃食用油のリサイクル(環境課)
- ・市民セミナー等を活用した分別収集の徹底(環境課)
- ・廃棄物処理基本計画の策定 (環境課)

ウ、廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進

廃棄物の不法投棄の防止や不適正処理の防止対策を推進します。

- ・不法投棄の監視の強化(環境課)
- ・パトロールや、市民・事業者との連携による監視の促進(環境課)

② 施策の方向性: II-4-J

再生可能なエネルギーの利活用、省エネルギーの推進 及び地球温暖化防止対策の推進

豊かな自然環境やさらには地球全体の環境を保全するため、再生可能なエネルギーの利活用と省エネルギー等による地球温暖化防止対策を推進します。

ア. 新エネルギーの利活用

自然と共生する環境共生社会を実現するために、新エネルギーの開発や活用を積極的に支援します。

- ・バイオマスの有効利用の検討(企画課、環境課、畜産園芸課)
- ・廃食用油の利活用(環境課)
- ・公共施設での新エネルギーの利活用の推進(環境課)
- ・バイオマス等未活用エネルギー事業調査(畜産園芸課)
- ・クリーンエネルギー公用自動車の導入(管財課)

イ. 省エネルギーの推進

地球温暖化等の地球規模の環境問題、資源の枯渇等のエネルギー問題解決のため、省エネルギー対策を推進します。

- ・省エネ行動の推進(環境課)
- ・公共施設における省エネルギー機器の導入推進(管財課)

ウ. 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止のため、 CO_2 等の温室効果ガスの排出抑制対策を計画的に推進します。

・地球温暖化対策推進実行計画の策定 (環境課)

(5) 基本方針5:環境にやさしい産業の創出

① 施策の方向性: I-5-K

環境保全型産業の展開による高付加価値化の推進

市内生産品の付加価値を高めるため、各産業における消費者ニーズに対応した新たな取り組みを支援するとともに、生産、加工、流通・販売の各分野が環境に配慮しながら連携する仕組みをつくることで「売れる商品づくり」を支援します。

ア. 環境に配慮した農産物づくり

資源循環型・環境保全型農業を確立します。

- ・エコファーマーの育成(農林振興課、畜産園芸課)
- ·特別栽培米 (環境保全米) 作付奨励支援事業 (農林振興課)
- ・冬水たんぼの取り組みの支援(農林振興課)

イ. 環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり

消費者との交流を通して、消費者ニーズを把握する仕組みをつくるとともに、環境保全をテーマとした価値観を消費者と生産者がともにつくる取り組みを支援します。

消費者が農産物を選	ご際に 番組 L	ているもの
一月有小原性物分法	ハルボーニ 田 九月 「	こしいるもの

順位	内容	順位	内容
1位	味 (おいしさ)	5位	食品栄養価の高さ
2位	価格	6位	色・形の良さ
3位	産地	7位	生産者との顔の見える関係
4位	無農薬・低農薬	8位	生産者の地域環境保全への
			取り組み状況

出典:平成18年度 市民アンケート調査

- ・環境保全型農業の体験、味覚体験の支援(農林振興課)
- ・エココミュニティビジネスの支援(市民課)
- ・直売所、加工施設の整備(農林振興課)

ウ. 耕畜連携の支援による循環型農業形成の支援

生産、加工、流通・販売の一体化を支援し、高付加価値化に必要な条件整備を行います。

- ・資源リサイクル畜産環境整備事業(畜産園芸課)
- 耕畜連携循環型農業支援事業(畜産園芸課)
- ・エネルギー作物の検討(畜産園芸課)

② 施策の方向性: II-5-L

産学官連携の構築

環境関連企業や既存の事業者との連携のため、研究や協議の場を設け、産学官の連携を促すとともに、エコタウンプラン等を推進します。

ア. 産学官連携の推進及び支援

ゼロエミッションの意識啓発と機運の醸成を図るため、地域内企業の連携や共同研究の支援のほか、環境保全活動や環境産業の先進事例等をテーマとした研修等を実施します。

- ・地域内、県内外の先進事例の視察研修の実施(商工観光課)
- ・企業見学会の開催(商工観光課)
- ・協議会や共通のテーマを持った研究協議の場の設置(商工観光課)
- ・協議会等のネットワーク化(商工観光課)
- ・共同研究の支援(環境課、商工観光課)

イ. エコタウンプラン等の推進

ゼロエミッション型産業や環境関連産業への既存企業の誘導並びに新規立地に関する支援をします。(立地に関わる合意形成支援、技術的支援の斡旋等)

- ・エコタウンプランの市全体への拡大推進 (環境課)
- ・既存企業への環境配慮型企業への誘導(環境課、商工観光課)
- ・環境をコンセプトにした企業の誘致(環境課、商工観光課)

- 目標Ⅲ:地球的・広域的取り組みを積極的に推進するまち
 - (6) 基本方針6:エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成
 - ① 施策の方向性: II-6-M

環境と関わりのある地域資源の掘り起こしと、 周辺観光地や市外の環境活動団体との連携による交流の拡大

豊かな自然を中心とした観光資源や地域の隠れた魅力の発掘などの観光を切り口として、環境に関する取り組みを推進していきます。

また、隣接地域とも連携して広域的な観光ルートを形成し、栗原の魅力を発信することで交流人口を拡大し、交流を通じた地域環境の保全を図ります。

ア. 田園観光都市の創造

地域資源を活かし、農林業、商業、観光が手をつないだ田園観光都市づくりを推進します。

また、近隣地域との連携の中で、地域資源を活かした個性あるまちづくりを 目指します。

·田園観光都市創造事業(田園観光都市室)

イ 快適な観光資源の拡充

自然環境と豊富な観光資源を活用し、来訪者やリピーターの確保に努めます。

- ・交流農園を活用した広域的交流の推進(農林振興課)
- ・自然を活かした体験ツアーの推進(環境課、商工観光課)

ウ、観光情報の発信

観光客のニーズに対応し、地場産品や自然環境の魅力をパンフレット、ホームページ等を通じて発信します。

• 観光広報事業(商工観光課)

② 施策の方向性: II-6-N

自然環境の豊かさを共有できる都市圏との交流の推進

恵まれた自然環境と農山村文化の豊かさを都市住民と共有できるよう、自然体験や農林業体験機会を提供するなど受け入れ体制を整え、交流居住の推進による地域の活性化を目指します。

また、それぞれの地域で独自に取り組んできた地域づくりの実践を尊重し、個々のコミュニティの連携が頻繁に行われることによって、さらに地域が活性化し、個性あるコミュニティが市全体を形成する姿を目指します。

ア、農林業・農村体験の充実

都市圏との交流推進のため、受入体制を整備し、農林業・農村体験機会の充実を図ります。

- ・農林業従事者との連携(農林振興課)
- ・くりはらツーリズムアカデミー事業(農林振興課)

イ. 新規居住者の確保支援

市への定住促進を図るため、新規居住希望者への情報提供等の支援を行い、 都市住民の交流居住・新規就農を推進します。

- ・UJIターンの推進(空き家情報、新規就農支援、雇用の場の確保) (企画課、農林振興課)
- ・助成制度の設立(農林振興課、商工観光課)

ウ. 地域資源の活用支援

都市住民との交流を通じて、地域資源や農産品の価値を見出し、活用する取り組みを支援します。

・くりはら輝かせ隊、くりはら磨き隊の活用(田園観光都市室)

エ. 地域で行われるイベントや取り組みの支援

各地域で実施している独自の取り組みを積極的に支援します。

- ・地域での独自の取り組みへの支援(市民課)
- ・祭りやイベントへの支援(商工観光課)

オ. コミュニティや団体の連携構築

都市圏との連携・交流促進のため、市民とコミュニティ間の交流や地域づく りなどの情報交換を推進します。

・コミュニティ連携の仕組みづくりの検討(市民課)

(7) 基本方針7:地球的規模の環境保全への積極的な参画

① 施策の方向性: Ⅲ-7-0

総合的な環境情報の発信

環境の現状や地域で様々な環境に関わる活動を行っている団体とその取り組み、 環境に関わるイベント等の情報を積極的に発信します。

ア. 国際交流による情報の共有化

地球温暖化の防止、オゾン層の保護、その他の地球環境の保護に関わる国際的なさまざまな活動に参加し、交流を深めるとともに、情報を共有化していきます。

・ラムサール条約登録地としての取り組み (環境課)

イ. 気候変動に関わる地域環境情報の収集・発信

地球規模の環境問題についてさまざまな環境情報を収集するとともに、気候変動に関わる地域内の環境情報の収集、発信を行います。

・環境モニタリング(環境課)



② 施策の方向性: II-7-P

生活環境との繋がりの理解促進

一人ひとりの生活の影響と急速に変動しつつある地球環境との関係の理解を深め、自らの問題として環境に取り組む市民の育成を図ります。

ア. 市民・事業者及び滞在者の意識啓発

今日の環境問題は日頃の経済活動や日常の生活に起因することから、経済活動のあり方やライフスタイルについて、環境への負荷の低減の観点から人と環境との関わり方などの基本的な知識の啓発を行います。

・環境関連イベントやキャンペーンなどによる啓発活動の実施(環境課)



■ 目標IV:自立したコミュニティが環境を創造するまち

(8) 基本方針8:コミュニティを核とした推進体制づくり

施策の方向性: IV-8-Q

環境意識の高い栗原型コミュニティづくりの推進

従来からの組織の維持が困難になりつつある地域を活性化するため、その基盤となるコミュニティの構築を推進し、市民が互いに助け合い、身近な近所づきあいを感じるまちづくりを目指します。

また、自分たちが暮らす地域内の環境に関わる問題は自ら考え解決策を見出す気概を高め、自発的な環境活動ができるよう支援します。

ア. 自治組織における地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援

行政区を単位とする「自治会」と小学校区を単位とする「コミュニティ推進協議会」の組織を構築し、地域活動を強化します。

「自治会」や「コミュニティ推進協議会」が自主的に活動するために必要な支援を行い、活発な地域活動を推進します。

また、活動拠点となる集会所等の維持などに支援を行います。

- ・地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援(市民課、環境課)
- ・地域活動に対する一括交付金による助成(市民課)

イ、流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進

「コミュニティ推進協議会」を基礎として、流域単位での組織化を推進します。

- ・山間地と市街地との交流の支援(市民課、環境課)
- ・都市と農村の交流の支援(市民課、環境課)
- ・流域単位での取り組みの支援(市民課、環境課)

ウ. 家庭や学校における環境率先行動の推進

家庭や学校における日常のあらゆる場面において、エコライフや環境保全を 視点とした取り組みを進めることにより環境意識の高揚を促し、環境への関心 を高め、市民の環境意識の啓発を図ります。

- ・学校での環境率先行動の実施 (学校教育課)
- ・家庭での環境家計簿の取り組み推進(環境課)

② 施策の方向性: IV-8-R

市民参加の促進と環境に関わる市民活動団体との パートナーシップの構築

市民が主体的にまちづくり活動に参画し、公益的サービスを担う主体として、市との対等なパートナーシップに基づき行動する市民活動団体を支援します。

また、市民活動団体(テーマコミュニティ)の充実により、市民参加の機会を創出します。

ア. 環境に関わる市民活動団体の活動及び広報支援

公益的サービスを市民自らが担い、サービスを提供するための支援を行うほか、福祉や地域づくりなど、それぞれの分野で活動する団体間の連携や情報交換を支援します。

・市民活動団体への支援(市民課)

イ. 人材・組織の育成

将来の環境活動の担い手育成を推進します。

- 市民協働活動の推進(市民課)
- ・環境サポーターの育成 (環境課)
- ・「くりはらの財 (たから)」人づくり共育事業(社会教育課)

ウ、環境に関わる市民活動団体と自治組織とのパートナーシップ形成の支援

対等のパートナーシップで、市とともに公益的サービスを担う市民や団体を 育成します。

また、NPOやボランティア団体、市民活動を行う市民の活動拠点の充実を 図ります。

さらに、市及び自治組織とNPOやボランティア団体が連携して実施する事業への協力、支援を行います。

・市民活動団体の連携支援(市民課)

2. 各主体別の配慮指針

栗原市の目指す将来像【人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造】を実現するために、市は前節 みが必要不可欠となります。

ここでは、日常生活や事業活動を営むうえで、市民や事業者がそれぞれの立場において環境に配慮すべき行動 なお、市は環境施策を実施する機関であるとともに、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維 の環境に配慮すべき指針の実践に努めます。

主体別環境配

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	
1. 自然と共生した 生活基盤の維 持と安心でき る生活環境の 確保	A. 農林業における環境に配慮した生産基盤の維持と 里山の利活用の推進及び 個性ある美しい景観の保全	ア. 環境保全に向けた営農活動支援 イ. 中山間地域での営農活動支援 ウ. 森林整備活動の支援 エ. 個性ある景観の保全	・植栽活動へ積極的に参・家の建て替えの際には う。 ・清掃活動へ積極的に参
	B. 豊かな自然に恵まれた魅力ある生活環境の創造	ア. 自然と共生しながら質の 高い暮らしを可能とす る環境基盤整備 イ. 公園、緑地の整備	・公園や河川、道路の清 参加しましょう。・草刈りやごみ拾いなど ょう。・公園の樹木や街路樹を
	C. 健全な水環境の確保	ア. 安定した生活用水の供給 イ. 生活排水の適切な処理 ウ. 清らかな水環境の保全 エ. 自然災害に強い地域づく り	・洗剤の使用量を減らす 汚さないように努めま ・公共下水道との接続や しょう。 ・河川や湖沼等の環境保 ・植栽活動へ積極的に参
	D. 安全・安心な生活環境の 保全	ア. 公害防止対策の推進 イ. 有害化学物質対策の推進	・カラオケやペットの鳴防止に努めましょう。・住宅地内での不必要なしょう。・野焼きをしないなど、発生防止に努めましょ

に掲げる施策を展開していきますが、これとともに市民及び事業者それぞれの自主的かつ積極的な取り組

の指針を以下に示しますので、各主体ごとに出来る範囲で取り組んでいきましょう。

持管理など、消費者(市民)や事業者としての活動も行っています。従って、市も率先して市民や事業者

慮指針

主な配慮すべき行動			
市民	事業者		
加しましょう。 周辺の景観との調和に配慮しましょ 加しましょう。	・農地の環境保全機能に留意し、農地の維持管理に努めましょう。 ・農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、堆肥の利用などについて、GAP手法を導入し、環境保全型農業に努めましょう。 ・有機農業を推進し、農業生産に由来する環境負荷の低減に努めましょう。 ・植栽活動に参加や協力をしましょう。 ・清掃活動に参加や協力をしましょう。 ・施設の設計・建設時や看板等の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮しましょう。 ・違法な屋外広告物の除却活動に参加や協力をしましょう。		
掃等、地域の環境保全活動へ積極的に 公園の衛生管理に積極的に協力しまし 大切にしましょう。	・地域の環境保全活動に参加や協力をしましょう。 ・事業所や工場等の敷地内の緑化に努めましょう。 ・公園の維持管理に参加や協力をしましょう。		
など、日常生活の中で水をできるだけ しょう。 、戸別浄化槽の設置を積極的に行いま 全活動へ積極的に参加しましょう。 加しましょう。	・産業排水を適正に処理しましょう。 ・河川や湖沼等の環境保全活動に参加や協力をしましょう。 ・植栽活動に参加や協力をしましょう。 ・駐車場などを舗装するときには、透水性舗装の採用に努めましょう。		
き声など、日常生活による生活騒音の アイドリングや警笛の使用を自粛しま 大気汚染、悪臭、有害化学物質などの う。	 ・ばい煙発生施設からの排出ガス対策を徹底し、大気汚染を防止しましょう。 ・工事などで使用する機械は低騒音型のものを採用しましょう。 ・環境管理、環境監査を積極的に推進し、環境に関する情報提供に努めましょう。 (例: IS014001、みちのくEMS) ・建設作業騒音、自動車騒音など事業活動に伴う騒音の低減に努めましょう。 ・防音壁の設置、緩衝空間の確保などにより、騒音の発生防止に努めましょう。 ・事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めましょう。 ・PRTR法に基づき、化学物質の適正使用・適正管理に努めましょう。 ・有害化学物質を使用しない工程への変更に努めましょう。 		

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	
2. 生物の多様性の確保	E. 森林、農地及び緑地の保全	ア. 身近な森林、農地及び緑地の保全	・周辺の雑木林や河川、 れあう場として守って ・緑の羽募金等を通じて ・上流域の森林の持つ公 の交流を通じて、森林 しょう。 ・植栽活動へ積極的に参
	F. 多様な生物の生息空間の 確保	ア. 健全な生態系の保全 イ. 野生動植物の保護対策	・自然の生態系に配慮し 自粛するなど、野生動 う。 ・ブラックバスなどの外 う。 ・野生動植物の保護・採 粛し、地域に生息や生育 ・身近な動植物を大切に ょう。 ・貴重な野生植物は採取 ・自然観察会や自然保護
3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出	G. 豊かな自然とのふれあい の創出	ア. 水と親しむ地域の形成 イ. 自然体験プログラムの充実 ウ. 栗原らしい環境学習の推進	・森林や緑地、身近な親などを通じて健康づく・登山、ハイキングなど努めましょう。・自然観察会など自然体よう。・市などが主催する環境加し、環境との関わり・市や事業者、NPOイベント等へ参加し
	H. 自然と共生してきた生活・文化の継承	ア. 歴史や文化を学習する機会の充実 イ. 歴史や文化の継承支援 ウ. 先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供	・自然環境と関わりの深に継承していきましょ ・文化財や遺跡の保全に・自然環境を利用した健・歴史・文化を理解する・食べ残しを出さないよ・市や事業者、NPO、ント等へ参加しましょ

主な配慮すべき行動			
市民	事業者		
ため池等の水辺などを身近な自然とふいくよう努めましょう。 、自然環境の保全に貢献しましょう。 益的機能を十分認識し、流域内の住民づくりの取り組みに積極的に参加しま加しましょう。	・農地の環境保全機能に留意し、農地の維持管理に努めましょう。 ・持続的な森林経営に努めるなど適正に森林を維持管理するととも に、荒廃した農地の有効活用に努めましょう。 ・森林の公益的機能の維持と増進に努めましょう。		
、自然公園内へのペットの連れ込みを 植物の生息環境の保全に努めましょ 来生物は放流しないようにしましょ 集や生息、生育地域への立ち入りを自 する野生動植物を大切にしましょう。 し、生息や生育環境の保全に努めまし しないようにしましょう。 活動などへ積極的に参加しましょう。	 ・事業計画の策定や事業の実施にあたっては、自然環境への配慮を 徹底しましょう。 ・土木建設工事に当たっては、土地の改変面積、土工量、建造物の 規模等について、自然環境への影響をできるだけ少なくするとと もに表土の復元、保全エリアの設定等を行い、野生動植物の生息 や生育環境に配慮しましょう。 ・各種開発事業等を実施する際には、自然や野生動植物の生息や生 育環境への配慮に努めましょう。 ・自然保護活動への積極的な参加や協力に努めましょう。 		
水空間などと積極的に触れ合い、散歩りに努めましょう。 を通じた自然との心豊かなふれあいに 験型イベント等へ積極的に参加しまし 学習や環境ボランティアに積極的に参 について理解を深めましょう。 、市民団体等が主催する環境に係る ましょう。	・保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めましょう。 ・企業の人材や情報を活用し、環境学習の支援を行いましょう。 ・従業員に対し、環境保全に関する研修を行い、事業所内の環境に対する意識の向上を図るように努めましょう。 ・社内での環境問題対策組織を設置し、環境問題に対する意識啓発を行いましょう。		
い地域の食文化を再認識し、次の世代う。 積極的に協力しましょう。 康づくりに努めましょう。 イベントに積極的に参加しましょう。 うに心がけましょう。 市民団体等が主催する環境に係るイベ う。	・敷地内の文化財や遺跡を保全しましょう。 ・歴史や文化を理解するイベントに積極的に参加や協力をしましょう。		

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	
4. 資源やエネルギーを開いているができます。 1. 資源やエネルギーを開いている 2. できまれる 3. できまれる 3. できまれる 3. できまれる 4. できません 4. できまません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できままた。 4. できません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できません 4. できままた。 4. できまたまた。 4. できままた。 4. できまた	I. 廃棄物の適正処理と資源 循環の推進	ア. 資源循環システムの構築 イ. 市民の環境意識の向上 ウ. 廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進	・関利を表示して、

2 + #7d5-+ A* + /C #4			
	ママン (すべき行動		
市 民 持品の。 家庭である。 家庭であるとは、ます。 、家庭であるとは、ます。 ののでは、は、ままます。 ののでは、は、ままます。 ののでは、は、ままます。 ののでは、は、ままます。 ののでは、は、まままます。 ののでは、は、まままます。 ののでは、は、まままます。 ののでは、は、まままます。 ののでは、は、まままます。 ののでは、は、まままままます。 のののでは、は、まままままままままままままままままままままままままままままままま	事業者 ・製品の耐久性の向上や補修サービスの充実など、製品の長寿命化に努めましょう。 ・部品や容器などの規格化、標準化に努めましょう。 ・財業者間でリサイクルの連携体制を整備しましょう。 ・事業者間でリサイクルの連携体制を整備しましょう。 ・消費者との意見交換を行い、リサイクル活動に取り組みましょう。 ・消費者との意見交換を行い、リサイクル活動に取り組みましょう。 ・再使用やリサイクルしやすい製品の開発や廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する技術開発を進めましょう。 ・原材料や廃棄物などの適正な管理、処置に努め、環境汚染物質排出・移動登録制度(PRTR)を守りましょう。 ・排水や排気の処理施設の適正な維持、管理を徹底しましょう。 ・ 棚包や包装の簡素化をすすめましょう。 ・ 観息等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を行い、環境負荷の低減、省資源や省エネルギー、リサイクル等に努めましよう。 ・ 環境に配慮した製品(エコマーク、グリーンマーク等の表示のある製品)を積極的に取り返正処理に努めましょう。 ・ 廃棄物の発生抑制及び適正処理に努めましょう。 ・ 廃棄物の排出抑制、分別排出及び再利用に努めましょう。 ・ 廃棄物の排出抑制、分別排出及び再利用に努めましょう。 ・ 廃棄物の減量及び適正処理を図るため、製品の再使用、回収・再生利用、適正処理などを考慮した生産~回収・処理システムの構築に努めましょう。 ・ 白色トレイや牛乳パックなどの回収拠点を店舗等へ設置しましょう。		

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	
4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり	J. 再生可能なエネルギーの 利活用、省エネルギーの 推進及び地球温暖化防止 対策の推進	ア. 新エネルギーの利活用 イ. 省エネルギーの推進 ウ. 地球温暖化防止対策の推進 進	・適率に対する動、転陽までは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

4章 環境の保全と創造の施策の展開 主な配慮すべき行動 市民 事業者 定、こまめな消灯など電気、燃料を効 ・太陽光などの環境にやさしい新エネルギーを活用しましょう。 ルギー型のライフスタイルを実践しま ・業務用車両として、低公害車や低燃費車両の導入を進めましょ う。 にやさしいエネルギーへの理解を深 ・自動車の運転に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリン しょう。 グをなくすよう、従業員指導を徹底しましょう。 は、自転車や公共交通機関など環境へ ・自動車の使用にあたっては、こまめな点検整備を行うことによ 段を積極的に利用し、特に短距離の移 り、二酸化炭素、窒素酸化物などの排出を抑制しましょう。 利用に努めましょう。 ・物流の効率化を図りましょう。 ・環境マネジメントシステムの導入を進めましょう。 は、採光や通気性に配慮しつつ、断熱 などして、省エネルギーに努めましょ 環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めましょう。 ・住宅建設を希望している人に対して、省エネルギー型住宅に関す あたっては、省エネルギー型の製品を る情報を提供しましょう。 ・生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率 う。 は、最新規制適合車や低公害車を選択 的な利用を積極的に進めましょう。 ・適正な冷暖房温度の設定、こまめな消灯など電気、燃料を効率的 は、急発進・急加速、空吹かしを避 に使用しましょう。 ップを実践するなど、環境に配慮した ・脱フロン型生産体制の整備やフロンガス(特定フロン、代替フロ ン)の回収、適正処理などの対策を進めましょう。 ギーを利用する製品・機器の使用に努 ・製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を 行い、環境負荷の低減、省資源・省エネルギー、リサイクル等に 努めましょう。 ・事業に伴う環境への負荷を評価し、環境負荷低減のための取り組 みを進めましょう。 ・雨水利用システム等の水循環システムの導入に努めましょう。 ・施設内での節水や回収水、雨水の利用に努めましょう。 ・焼却施設等においては、焼却の際に発生する熱エネルギーの利活 用に努めましょう。

4章 環境の保全と創造の施策の展開

基本方針	施策の方向性	市の主な取り組み	
5. 環境にやさしい 産業の創出	K. 環境保全型産業の展開に よる高付加価値化の推進	ア. 環境に配慮した農産物づくり イ. 環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係づくり ウ. 耕蓄連携の支援による循環型農業形成の支援	・フードマイレージを小極的に購入し、地産地・農業体験などへの参加解を深めましょう。 ・森林、林業に対する理用しましょう。 ・化学肥料や農薬に対すい農業の良さを他の人
	L. 産学官連携の構築	ア. 産学官連携の推進及び 支援 イ. エコタウンプラン等の推 進	・環境関連産業への関心 ・市や事業者、NPO、 ント等へ参加しましょ
6. エコツーリズム を活かした広 域的なパート ナーシップの 形成	M. 環境と関わりのある地域 資源の掘り起こしと、周 辺観光地や市外の環境活動団体との連携による交 流の拡大	ア. 田園観光都市の創造 イ. 快適な観光資源の拡充 ウ. 観光情報の発信	・自然やそれを守り育て め、地域の資源の魅力 ・地域の魅力を市内外へ との交流を深めましょ ・来訪者の受け入れに積 ・地域資源の発掘に積極 ・地域で行われるイベン
	N. 自然環境の豊かさを共有できる都市圏との交流の推進	ア. 農林業・農村体験の充実 イ. 新規居住者の確保支援 ウ. 地域資源の活用支援 エ. 地域で行われるイベント や取り組みの支援 オ. コミュニティや団体の連携構築	・来訪者に自然について ことによって、自然を う。 ・来訪者の受け入れに積 ・地域のイベントや取り の交流を深めましょう ・空き家情報などを積極 ・地域資源の発掘に積極 ・都市住民などとの交流 ・市や事業者、NPO イベント等へ参加し

主な配慮すべき行動		
市民	事業者	
さくするため、安全な地元農産物を積 消の推進に努めましょう。 に努め、農業と安全な食についての理 解を深め、地元産材製品を積極的に利 る正しい知識を理解し、環境にやさし にも広めていきましょう。	・農薬や化学肥料等の使用削減や適正使用、堆肥の利用などについて、GAP手法を導入し、環境保全型農業に努めましょう。 ・有機農業を推進し、農業生産に由来する環境負荷の低減に努めましょう。 ・店舗で、地元の安全な農産物を積極的に取り扱い、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを行いましょう。 ・無農薬、減農薬栽培や有機栽培に積極的に取り組みましょう。 ・農産物のトレーサビリティを確保し、消費者の安全・安心の確保に努めましょう。 ・地元から出る畜産糞尿由来の堆肥を積極的に利用しましょう。	
を高めましょう。 市民団体等が主催する環境に係るイベう。	 ・環境関連産業のネットワークづくり、共同研究等に参加しましょう。 ・異業種交流を積極的に進めましょう。 ・環境問題に係る事業者の社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すよう努めましょう。 ・環境への負荷のより少ない事業の実施・運営に配慮するようにし、環境管理・監査システムの導入に努めましょう。 ・関連企業等に、環境保全の必要性を呼びかけるよう努めましょう。 ・環境保全に対して、組織的・計画的な取り組みを進めるために、事業所内に環境の担当組織を設置するよう努めましょう。 ・環境に関連する情報を市民に提供するよう努めましょう。 ・廃棄物の減量及び適正処理を図るため、製品の再使用、回収や再生利用、適正処理などを考慮した生産~回収・処理システムの構築に努めましょう。 	
てきた人々の努力に対する理解を深 を再認識しましょう。 積極的に発信するとともに、周辺地域 う。 極的に協力しましょう。 的に協力しましょう。 ト等に積極的に参加しましょう。	・来訪者の受け入れの支援、協力をしましょう。 ・遊休農地などを活用し、自然を通じた交流の場の提供を図りましょう。 ・地域で行われるイベント等に積極的に参加、協力しましょう。	
の正しい知識、望ましい行動を伝える 通じた交流を深めるよう努めましょ 極的に協力しましょう。 組みに積極的に参加し、コミュニティ。 的に提供しましょう。 的に協力しましょう。 会に積極的に参加しましょう。 、市民団体等が主催する環境に係る ましょう。	 ・来訪者に対して、農林業の営みと自然環境の保全についての正しい知識を伝え、交流を深めるよう努めましょう。 ・地域のイベントや取り組みに積極的に参加し、コミュニティの交流を深めましょう。 ・来訪者の受け入れの支援、協力をしましょう。 ・農林業、農村体験機会の提供に積極的に協力しましょう。 ・地域で行われるイベント等に積極的に参加、協力しましょう。 	

4章 環境の保全と創造の施策の展開

基本方針	施策の方向性	行政の主な取り組み	
7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画	〇. 総合的な環境情報の発信	ア. 国際交流による情報の 共有化 イ. 気候変動に関わる地域環 境情報の収集・発信	・地球環境問題に関心を ・気候変動により生じる て考えながら生活しま ・地域での環境の変化な ・市などが主催する環境 りについて理解を深め
	P. 生活環境との繋がりの理 解促進	ア. 市民・事業者及び滞在者の意識啓発	・日常生活において自分 与えているか考えまし ・市などが主催する環境 りについて理解を深め ・市や事業者、NPO、 ント等へ参加しましょ
8. コミュニティを 核とした推進 体制づくり	Q. 環境意識の高い栗原型コミュニティづくりの推進	ア. 自治組織における地域環境計画の仕組みづくりと策定支援イ. 流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進ウ. 家庭や学校における環境率先行動の推進	・自治会の活動に積極的 ・地域の清掃活動や美化 加しましょう。 ・地域の行事や催し物に ・環境な計簿を使って、 えてみ、自治会等)でで ・地域へで作るよう。 ・地域へで作るようは ・地域、環境の保全等に努
	R. 市民参加の促進と環境に 関わる市民活動団体との パートナーシップの構築	ア. 環境に関わる市民活動 団体の活動及び広報支援	・環境に関わる市民活動

主な配慮すべき行動		
市民	事業者	
もちましょう。 さまざまな変化を身近な環境問題とし しょう。 どの情報を積極的に収集しましょう。 学習に積極的に参加し、環境との関わ ましょう。	環境保全に係わる国際協力を進めましょう。事業者の有している環境に関する専門知識を市民に情報提供しましょう。	
の行為が地球環境にどのような影響を よう。 学習に積極的に参加し、環境との関わ ましょう。 市民団体等が主催する環境に係るイベ う。	 ・製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響について評価を行い、環境負荷の低減、省資源・省エネルギー、リサイクル等に努めましょう。 ・事業活動に伴う環境への負荷を評価し、環境負荷低減のための取り組みを進めましょう。 ・環境問題に係る事業者の社会的責任を認識し、自らの行動をもって模範を示すよう努めましょう。 	
に参加しましょう。 活動、美しい景観づくりに積極的に参 積極的に参加しましょう。 日常生活における環境負荷について考 境について話し合ったり、環境に関す など、地域で環境問題に取り組む機会 ましょう。 域の環境保全のための計画をつくり、 めましょう。	・地域の環境保全活動等に積極的に参加・協力しましょう。・環境に関連する情報を市民に提供するよう努めましょう。	
に積極的に参加しましょう。	 ・自然保護や環境保全のための様々な活動を支援しましょう。 ・環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めましょう。 ・地域における環境保全活動への積極的な参加、協力に努めましょう。 ・環境保護団体等への支援を行いましょう。 ・白色トレイや牛乳パックなどの回収拠点を店舗等へ設置しましょう。 	

3. 重点施策

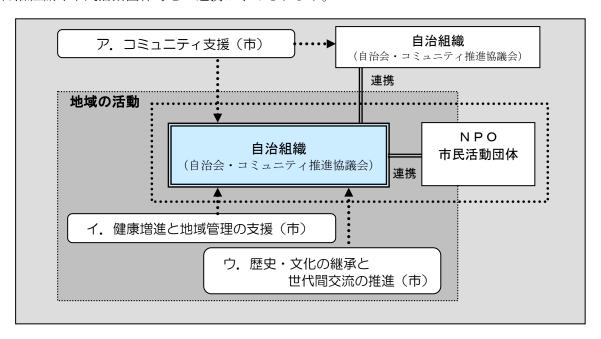
栗原市の目指す将来像【人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造】を実現するため、本章で体系的に示してきた行政の施策の中で特に力を入れて取り組んでいく行政施策として、「地域コミュニティ」、「農業とエコツーリズム」、「各主体別のエコライフ」の3つのテーマに着目し、行政施策の主な取り組みを複合的に組み合わせ「重点施策」と位置付け、優先的に取り組んでいきます。

なお、重点施策の実施にあたっては、市と市民、事業者との協働で取り組んでいきます。

(1) 地域コミュニティづくり

様々な環境問題に取り組んでいくためには、住民一人ひとりが地域へ目を向け、関心を持つ とともに、住民同士の協力体制の強化が必要となります。

また、健康増進や歴史・文化の継承、世代間交流を通して、地域の自然の大切さや環境問題を再確認し、市民同士がつながりを深め、環境保全活動に自主的、積極的に取り組むことや他の自治組織や市民活動団体等との連携が求められます。



ア. コミュニティ支援

自治会やコミュニティ推進協議会における地域別行動計画の策定にあたって、相談の受付や助言などの支援をします。

また、流域圏内の自治組織間の交流の活性化やコミュニティの形成、市民活動団体とのパートナーシップの形成を支援します。

主な取り組み	担当課
自治組織における地域別行動計画の仕組みづくりと策定支援	市民課、環境課
流域圏意識をもったコミュニティづくりの推進	市民課、環境課
環境に関わる市民活動団体と自治組織とのパートナーシップ形成の支援	市民課

イ. 健康増進と地域管理の支援

自治組織を中心とした健康づくり事業として、ウォーキングなどの身体活動を推進しながら、自然環境への関心を高めるよう支援します。例えば「歩け歩け運動」の推進に努めることは、車利用による温室効果ガス排出の削減につながり、不法投棄や危険な場所の巡回パトロールにもなります。

主な取り組み	担当課
自然体験プログラムの充実	環境課、健康推進課、農林 振興課、商工観光課、社会 教育課
廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進	環境課

ウ. 歴史・文化の継承と世代間交流の推進

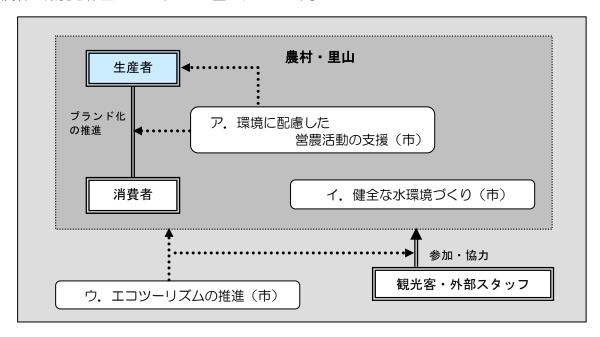
地域の歴史・文化やその継承活動に取り組んでいる人、長く地域に暮らしているお年寄りなど、地域の資源や貴重な人材を活用し、自然と生活との関わりや歴史・文化を学ぶ機会を創出するとともに、世代間の交流を推進します。

主な取り組み	担当課
歴史や文化を学習する機会の充実	田園観光都市室、社会教育 課、文化財保護課
歴史や文化の継承支援	社会教育課、文化財保護課
先人の知恵や地域の食文化の継承と世代間交流の場の提供	健康推進課、田園観光都市 室、社会教育課

(2) 農地・水環境の保全とエコツーリズム

栗原の水田や畑がつくりだす里山や田園風景は、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより遊休農地や荒廃農地が拡大し、かつての美しさが失われつつあります。また、こうした現状や処理が不十分な農業排水や生活排水が、野生生物の生態系や河川などの環境に与える影響が懸念されています。

このため、遊休農地の管理や排水の適正処理を促進するとともに、無農薬や低農薬農業の推進による地域ブランドの育成、農業体験や農村体験などのエコツーリズムの推進により、里山や農村の環境を保全していくことが望まれています。



ア. 環境に配慮した営農活動の支援

農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払交付金交付事業等を活用し、 地域での営農活動を支援するとともに、遊休農地の管理の強化を推進します。

また、無農薬、低農薬農業を推進し、冬水たんぼでとれた特別栽培米をはじめとする地域ブランドや栗原ブランドの育成と安全・安心な農産物づくりを推進します。

主な取り組み	担当課
環境保全に向けた営農活動支援	農業政策推進室、農林振興 課、農業委員会
中山間地域での営農活動支援	農林振興課
環境に配慮した農産物づくり	農林振興課、畜産園芸課
環境保全をテーマとした生産者と消費者の顔の見える関係 づくり	市民課、農林振興課

イ. 健全な水環境づくり

水道未普及地域の普及促進や老朽配水管の更新などによる安定した生活用水の供給と、公共下水道や農業集落排水の整備、戸別浄化槽の設置などによる生活排水の適切な処理を 推進し、健全な水環境づくりに努めます。

また、河川敷など水辺環境の美化活動や堤防の刈払いなど、地域住民との協働による水辺環境の管理を推進し、水と親しむ環境の形成を推進します。

主な取り組み	担当課
安定した生活用水の供給	水道課
生活排水の適切な処理	下水道課
清らかな水環境の保全	環境課、農林振興課、建設 課・警防課
水と親しむ地域の形成	環境課、農村整備課、商工 観光課、都市計画課

ウ. エコツーリズムの推進

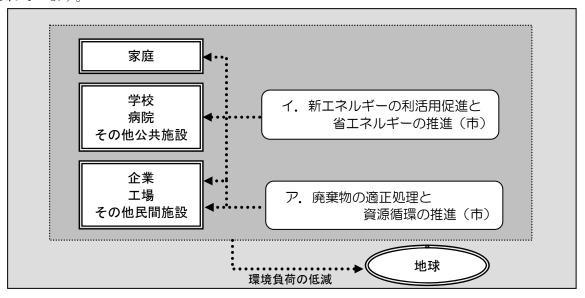
遊休農地等を活用した農業体験や農家に宿泊する農村体験、林業体験などのプログラムを充実させ、観光業と連携した都市圏との交流の活性化と農林業における担い手の育成を 進めます。

また、野外生活体験や自然観察会、炭づくりや木工教室などの自然体験プログラムの充実を図ります。

主な取り組み	担当課
自然体験プログラムの充実	環境課、健康推進課、農林 振興課、商工観光課、社会 教育課
田園観光都市の創造 田園観光都市室	
農林業・農村体験の充実	農林振興課

(3) エコライフの推進

限りある資源を有効に活用し、循環型の社会を構築するとともに、環境に影響を与えないエネルギーの利用が地球全体に求められています。栗原市でも様々なリサイクル事業に取り組むとともに、市民一人ひとりが日常の中で、エネルギーを大切に使う生活を進めていくことが求められています。



ア、廃棄物の適正処理と資源循環の推進

エコタウンプランを推進し、廃棄物のリサイクルシステムの構築を促進します。

また、浄水場や処理場等から発生する汚泥の肥料化やセメントの材料としての再資源化、建設発生土やコンクリートなどの建設廃材の再資源化を推進します。

さらに、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止対策として、事業者に対する指導や監視 システムの構築を図ります。

主な取り組み	担当課
	管財課、環境課、農林振興
資源循環システムの構築	課、商工観光課、建設課、
	水道課、下水道課
市民の環境意識の向上	環境課
廃棄物の不法投棄及び不適正処理防止対策の推進	環境課

イ、新エネルギーの利活用促進と省エネルギーの推進

バイオマス等未活用エネルギー事業の調査、廃食用油の燃料としての再利用化など、新エネルギーの利活用を促進します。

また、地球温暖化対策推進実行計画の策定や学校での省エネルギー行動や環境保全を視点とした取り組み進めるとともに、家庭内でのエコライフの推進と環境家計簿の普及を図り、資源循環型社会の構築及び地球温暖化の抑制に努めます。

主な取り組み	担当課
新エネルギーの利活用	管財課、企画課、環境課、 畜産園芸課
省エネルギーの推進	管財課、環境課
地球温暖化防止対策の推進	環境課
家庭や学校における環境率先行動の推進	環境課、学校教育課

5章 地域別行動計画

5章 地域別行動計画

ここでは、地域のコミュニティが主体となって取り組むべき地域別行動計画への取り組み方について整理します。

地域別行動計画とは・・・

市民のみなさんが、自分たちの地域の環境を良くするために、地域全体で取り組んでいく行動計画で、地域のみなさんが主体的に検討・作成し、実践していくものです。

■本章の構成

本章では、地域のコミュニティ等が主体となって計画を立てる際の取り組み方法について整理するとともに、実際に計画を立てる際に参考とするため、3つのエリア区分(山村、中山間地、平地)と8つの流域区分(迫川、二迫川、三迫川、金流川、夏川、荒川、小山田川、落堀川)から分類された5つのモデル別に地域別行動計画の事例について参考事例を示しています。

1. 地域別行動計画への取り組み方

地域別行動計画への一般的な取り組み方法について整理しました。

2. 地域のモデル分類

地域を3エリア・8流域の区分から5つのモデルに分類し、エリア毎の一般的な現況や課題、流域毎の配慮指針について整理しました。

3. 地域別行動計画事例

モデル毎の地域別行動計画の事例について示しました。

- (1)山村モデル
- (2)中山間地モデル
- (3)平地モデル
- (4)中山間地・平地モデル1
- (5)中山間地・平地モデル2



1. 地域別行動計画への取り組み方

地域が主体となって取り組むべき配慮行動については、地域住民が地域の環境特性や課題を自ら把握し、その解決の手段について主体的に考えながら行動計画を策定し、取り組んでいくものとして位置付け、取り組み方のアイディアについて、事例をまじえ整理しました。

その取り組みの単位は、地域コミュニティに着目し、自治会単位、または複数の自治会がまと まった単位などで地域住民が主体となって取り組むものとします。

実際に地域住民が取り組む際には、各流域別の配慮指針を念頭に置きながら、自分たちの地区が該当する地域において、各事例を参考にしながら計画づくりを行うこととなります。

■手順1:地域をみつめてみよう

地域の現況や課題、地域の資源について、地域で活動している人や環境に関心がある人などを募り考えてみよう。(地域の人だけでなく、外部の目を活用できれば、地域の人では当たり前すぎて気付かない部分に気付くこともあります。)

現地確認などを行いながら、地域の課題解決のために自分達で何が出来るかを検討してみよう。(2. 地域のモデル分類などを参考に検討してみよう。)

■手順2:地域課題解決のための目標を設定しよう

地域の資源や課題などから、目指すべき目標について検討しよう。

■手順3:地域プロジェクト(地域での取り組み)を考えよう

目標達成に向けて、地域資源を活用した取り組みを考えてみよう。 (取り組みの目的や地域のあるべき姿などを考えながら地域プロジェクトを検討することが大切です。) 目標像を明確化して、地域で情報の共有化を図ろう。

■手順4:みんなで協力して取り組んでみよう

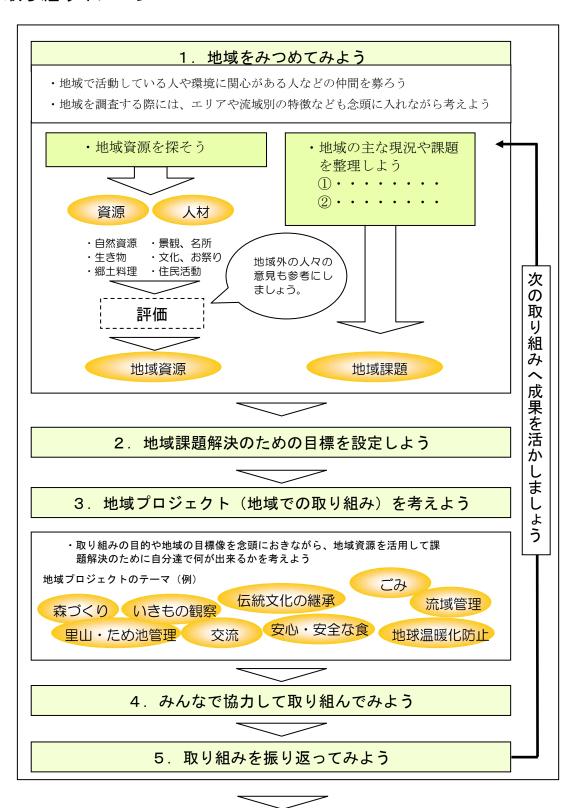
出来ることから取り組んでいこう。

■手順5:取り組みを振り返ってみよう

取り組みを振り返り、課題や新たに気がついたことを次の取り組みに活かしていこう。 (手順1 $^{\sim}$)

次頁に取り組みイメージを示します。

■取り組みイメージ



地域の目標像の実現

2. 地域のモデル分類

地域別行動計画を検討するにあたって、3つのエリア区分(山村、中山間地、平地)と8つの流域区分(迫川、二迫川、三迫川、金流川、夏川、荒川、小山田川、落堀川)から5つのモデルに分類し、流域の視点も重要であることから、流域別配慮指針についても示しました。

(1) 地域課題などの検討について

自分たちの住んでいる地域が該当するエリアや流域別配慮指針、モデル事例を参考に検討していきましょう。



地域のモデル分類

流域エリア	迫川、二迫川、三迫川	金流川、夏川	荒川(伊豆沼·内沼含む)、 小山田川	落堀川
山村エリア	a. 山村モデル			
中山間地エリア	b. 中山間地モデル	d. 中山間地・平地 モデル 1	e. 中山間地・平地 モデル 2	
平地エリア	c. 平地モデル	* 1	※ 2	

- ※1金流川、夏川流域と荒川 (伊豆沼・内沼含む) 流域、小山田川流域は、生活圏レベルにおける中山間地と平地の境界を区切りにくいこと、及び面積もそれほど広くないことから、中山間と平地を合わせて一つのモデルとした。
- ※2落堀川流域は、荒川 (伊豆沼・内沼含む) 流域の平地エリアと連続する平地であること、荒川の洪水調節機能の関連から落堀川の水が伊豆沼に流入することもあるので、荒川 (伊豆沼・内沼含む) 流域、小山田川流域の平地と結合させることとした。

■モデル分類図



(2) エリア別の現況と課題

エリア別の一般的な現況と課題は以下のとおりです。

エリア別の現況と課題

エリア	現況・課題		
山村エリア	■現況		
	 ・ブナやミズナラの自然植生が残っています。 ・スギやアカマツの植林など山の利用が見られます。 ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。 ・栗駒国定公園を始め、自然が豊かで多くの観光資源があります。 ・市内外から多くの観光客が訪れます。 		
	■課題		
	 ・山林の適正な維持管理 ・自然景観の維持・保全 ・ごみの不法投棄対策 ・水環境意識の向上 ・高齢化対策 		
中山間地	■現況		
エリア	 ・水田や畑地などの農地部分とマツやスギなどの植林地からなる丘陵地帯となっています。 ・河川沿いには多くの巨樹が残されています。 ・歴史・文化資源、資料館などが整備されており、郷土文化を知ることが出来ます。 ・河川沿いに水田が分布し、各支川の上流部にはため池が多く残されていますが、管理が不十分なところが多くなっています。 ・昔ながらの街並みなどが比較的多く残されています。 ・生活排水の処理には、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。 ■課題 ・ため池の維持管理 ・河川の水質改善・休耕田、遊休農地の有効活用・農業における担い手不足 ・高齢化対策 		
平地エリア			
	 ・市街地のほか、水田や畑地などの農地が多い地域となっています。 ・交通網が整備されており居住者が多く、生活や経済活動の中心的な地域となっています。 ・水田が広く分布しており、田園風景を形成しています。 ・市街地では地域への関心が低くなってきています。 ■課題 ・河川及び湖沼の水質改善・自然とふれあう場の確保・生物の多様性の確保・ごみの不法投棄対策・ごみの分別の徹底・休耕田、遊休農地の有効活用・地域活動に対する住民の関心低下 		

(3) 流域別の配慮指針

流域別の配慮指針は以下のとおりです。 次頁以降にモデル別の地域別行動計画の事例を示します。

流域別の配慮指針

流域	配慮指針
流域共通	・地域住民の環境意識の向上に努めましょう ・下流域へ配慮した水の利用を行いましょう ・河川、湖沼の水質改善に配慮しましょう ・野生動植物の生息環境の保全に努めましょう ・環境保全型農業に取り組みましょう ・河川、ため池、用水路などの水環境の保全と水辺利用、多面的な機能の価値を高めていきましょう ・ごみの分別、減量化に取り組みましょう
迫川流域	・ダム湖の水質改善に向けて取り組みましょう・上流部に残る豊かな自然環境の保全に努めましょう
二迫川流域	・ダム湖の水質改善に向けて取り組みましょう・上流部に残る豊かな自然環境の保全に努めましょう
三迫川流域	・ダム湖の水質改善に向けて取り組みましょう。 ・上流部に残る豊かな自然環境の保全に努めましょう ・地域外の人々と連携した環境保全活動に取り組みましょう
金流川流域	・里山地域の生活基盤の継承に配慮しましょう・田園景観を活かした環境保全を行いましょう
夏川流域	・里山地域の生活基盤の継承に配慮しましょう ・田園景観を活かした環境保全を行いましょう ・ゲンジボタルの生息環境に配慮しましょう
荒川流域 (伊豆沼・内沼含む)	・伊豆沼・内沼の水質改善に向けて取り組みを行いましょう ・渡り鳥と共生した取り組みを行っていきましょう ・田園景観を活かした環境保全を行いましょう ・地域外の人々と連携した環境保全活動に取り組みましょう
小山田川流域	・下流の蕪栗沼に配慮した取り組みを行いましょう・田園景観を活かした環境保全を行いましょう
落堀川流域	・田園景観を活かした環境保全を行いましょう ・伊豆沼・内沼の渡り鳥の餌場としての水田に着目して取り組み ましょう

3. 地域別行動計画事例

ここでは、5つのモデル別に一般的な地域の現況や課題等を挙げながら、その地域での課題解 決のためにどういった取り組みが考えられるのか、進め方の事例をまじえて示しています。

(1) 山村モデルにおける地域別行動計画事例

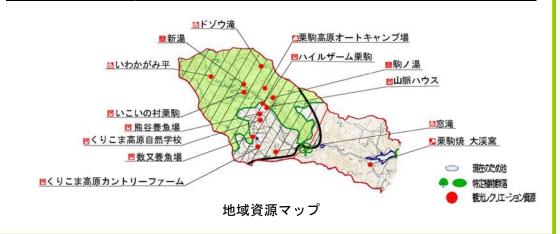
① 地域の主な現況・地域資源及び課題と課題解決のための目標像

■ 現 況

- ・ブナ林やスギ、アカマツなどの植林地が広がっています。
- ・地区ごとに清掃活動や草刈り、植栽などの環境美化活動が行われています。
- ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置が進んでいますが、直接放流を行って いる地区もあります。
- ・栗駒国定公園を始め、自然、景観、観光資源が多い地区で、そのため観光客のご みのポイ捨ても多く見られます。

■地域資源

百口	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
項目	
河川・湖沼・	三迫川、栗駒ダム
ため池・ダム	
特定植物群落	栗駒山の原生林、栗駒山世界谷地の湿生植物群落、栗駒山世
巨樹・巨木林	界谷地のハンノキ、ヤチダモ林、石抱きの森ケヤキ林、川台
	山の植物群落
自然景観資源	栗駒火山群、揚石山、大地森、虚空蔵山、栗駒山、東栗駒
	山、裏沢、窓滝、行者滝、世界谷地湿原
観光レクリエーシ	ドゾウ滝、いわかがみ平、世界谷地原生花園、窓滝、栗駒高
ョン資源	原オートキャンプ場、くりこま高原カントリーファーム、い
	こいの村栗駒、栗駒高原自然学校、ハイルザーム栗駒、山脈
	ハウス、栗駒焼 大渓窯、数又養魚場、熊谷養魚場、新湯、駒
	ノ湯
国定公園	栗駒国定公園



■課題

- 山林の維持管理
- ・二迫川、三迫川や栗駒ダム、荒砥沢ダムの水質の改善
- ・多様な生物が生息する、栗駒山の豊かな自然環境の保全
- ・栗駒の自然環境を活かした野外体験、環境学習の活性化
- ・観光と連携した農業の活性化
- ・下流域との交流を通した日常生活における水環境の見直し
- ごみの不法投棄対策

■ 目標像

『栗駒山の美しい景観を守り、 健康で安全に生活できる山村の暮らしの実現』

観光業と連携を図り、住民、観光客が一体となって栗駒山の自然環境や景観を守り、活かし、いつまでも安心して暮らせる環境を目指します。

② 地域プロジェクト (例)

地域の取り組みを進めていくにあたり、山村モデルで考えられる具体的活動例を以下に示します。

地域の目標像の実現に向けて、取り組みやすいところから実践していきましょう。

1.自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

a 1 【地域の資源をみつけよう】

- ・自分たちが住んでいる地域の環境や地域資源、観光資源、貴重な自然環境等について 理解を深めるために、地域資源調査を実施し、あわせて、水害対策や道路整備の不十 分な箇所など、生活する上で問題となっている点についても考えてみましょう。
- *『くりはら磨き隊』、『栗駒の自然を守る会』などの既存団体との連携

a2【地域の森を知ろう】

- ・地域の自然保護団体や専門家から、森の役割や大切さ、生活との繋がりなどについて、 観察会や野外作業などを通して学ぶ機会をつくりましょう。
- ・情報発信拠点を作り、様々なメディアを使って広く地域外の人にも栗駒の自然やイベントなどを伝えていきましょう。
- ・地域の美しい自然や動植物の姿を写真展や絵画展を通して、多くの人に知ってもらいましょう。
- ・地域の森を守る取り組みを行っている個人や団体の活動内容を多くの人に伝え、森の 大切さを伝えましょう。

a3【地域の森を守り育てよう】

- ・良質で豊かな水を生む水源の森を大切に守り育てる取り組みを広げましょう。
- ・植樹祭やその他のイベントを通して、森の育成や管理体制づくりを行いましょう。
- ・小学校等と連携し、植樹用の樹木を種子から育て、森づくりに活かす取り組みを進めましょう。 (樹木の里親制度)
- ・企業との連携や地域外の山の資源(山菜や薪など)の利用者との連携を含め、森づくりを次世代に繋げるための仕組みづくりを進めましょう。
- ・流域周辺の人々にも森づくりへの参加・協力を呼びかけ、同じ水源を持つ流域住民が協力して森づくりに取り組む体制づくりを進めましょう。
- ・間伐材などの有効利用を推進しましょう。

a4【下流域を意識して水を大切に使おう】

- ・ダム湖の水質については、第一段階として環境基準を達成することを目標とし、各戸においては、合併処理浄化槽の設置や下水道への接続を進めるとともに、家庭でできる水質浄化のための取り組みを実践し、河川の水質向上を図りましょう。
- ・農薬の低減などにより農業排水が河川等に与える環境負荷の低減に努めましょう。
- ・流域に暮らす人々が安心して水を使えるよう、住民一人ひとりが限りある水資源を無 駄にせず、大切に使う意識を高めましょう。

a5【地域の水の価値を知ろう】

- ・河川の水質汚濁が人々の健康に与える影響や水質改善のための費用、水源地域の現状を把握し、水質汚濁と生活との関係について考えましょう。
- ・水質や水量などについて、専門家や各分野の人から正しい知識を得て、地域の水の価値を多くの人に広めましょう。
- ※ a 4 【下流域を意識して水を大切に使おう】と連動

2. 生物の多様性の確保

a6【多様な生物の生息空間を守ろう】

- ・様々な生物の生息空間である栗駒や花山の自然環境を守っていくため、森林の保全活動等に積極的に参加し、多様な生物の生息空間を守っていきましょう。
- ・希少野生生物の保護に取り組みましょう。
- ・地域住民やレクリエーション施設等利用者の参加による環境保全活動を推進しましょう。

3.自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

a7【はたちの記念樹】

・小学校の卒業記念として、6年生で栗駒山に植樹を行い、その記念のブナなど広葉樹の種子を家庭で育て、20歳になった時に育てた苗の記念植樹を行うなど、体験を通して、子供が自然や地域と関わりを持ち、環境について考える機会をつくりましょう。 ※a3【地域の森を守り育てよう】と連動

4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

a8【観光客とともにごみのない地域づくりを進めよう】

・地域住民だけでなく、観光客に対しても環境意識の高揚を図り、ごみの不法投棄やポ

イ捨ての防止の啓発に取り組みましょう。

・ごみのポイ捨てをなくすための看板の設置、捨てやすい場所をつくらないなどの取り 組みを進めましょう。また、観光地の良好な景観を阻害しないよう看板がなくてもご みの投棄がなくなるように努力しましょう。

a9【家庭ごみ減量作戦】

- ・市内の家庭ごみの排出量や処分方法、回収・処分にかかる費用などの実態を把握し、 ごみへの関心を高めましょう。
- ・家庭ごみ減量のために取り組むべきことを考え、地域全体のごみの減量化に努めましょう。

5. 環境にやさしい産業の創出

a10【山を積極的に利用しよう】

- ・山菜や薪などの山の資源を活かし、観光業との連携を含め、地域の産業として確立させるための仕組みづくりを進めましょう。
- ・環境に配慮した産業として地場産品の価値を高めるとともに、担い手の育成や地域の 活性化に繋がる仕組みづくりを進めましょう。

6、エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

a11【森の遊びを通して繋がりを深めよう】

- ・ 栗駒の自然を活かした森の遊びや生活体験などのプログラムを通して、市内外の人々との交流を深め、地域の人とのパートナーシップづくりを進めましょう。
- ・森の遊びや暮らしを教えてくれる地域の人々や場所などの情報を集め、広く情報を発信するための仕組みづくりを進めましょう。

7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画

a12【栗駒山の環境から地球の環境とのつながりを知ろう】

・栗駒山の雪を観察し、地球温暖化との関係や農作業との関係を調べ、その情報を世界 に発信することで、国際的な情報の交流を図りましょう。

8. コミュニティを核とした推進体制づくり

a 13 【地域が協力して安心して暮らせる生活基盤を充実させよう】

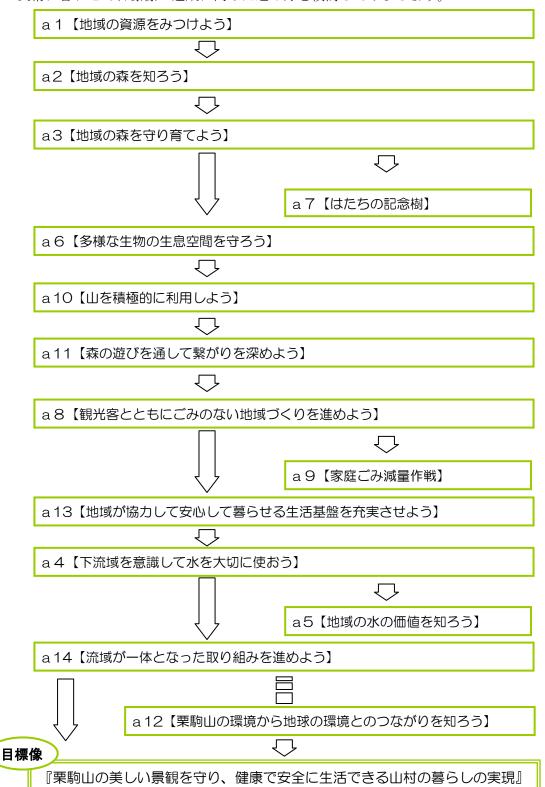
- ・a 1 【地域の資源をみつけよう】で挙がった地域の問題点について、改善策を考えて みましょう。
- ・地域で解決できること、市に働きかけるべきことなどに分け、それぞれ取り組んでいきましょう。
- ・現在も行われている地域の行事やお祭りなどを通して、地域住民のつながりを強め、 住民同士が助け合い、安心して暮らせる生活環境の実現や地域活動に対する積極的な 取り組みのための体制づくりを進めましょう。
- ※ a 1 【地域の資源をみつけよう】と連動

a14【流域が一体となった取り組みを進めよう】

・河川の中・下流域の環境の現状を理解し、河川の環境改善に向け、流域全体における 交流を深め、住民の連携による保全活動のための体制づくりを進めましょう。

③ 目標像に向けたプロジェクトの進め方の例

個別の地域プロジェクトを段階的に実践した場合の進め方の例を以下に示します。地域の実情に合わせて目標像の達成に向けた進め方を検討してみましょう。



(2) 中山間地モデルにおける地域別行動計画事例

① 地域の主な現況・地域資源及び課題と課題解決のための目標像

■現況

- ・三迫川の中流にあたり、栗駒地区の中心は住宅地が形成されています。
- ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。
- ・井戸が多くあり、作業用水のほか、飲み水としても利用されています。
- ・ため池や共有林は多くが管理されていますが、一部管理されていないものもあります。
- ・遊休農地の管理が不十分な地区もあります。
- ・台風時のダムの放流により、樋ノ口窪は水害で農作物に被害を受けることがあります。
- ・地区ごとに清掃活動や草刈り、植栽などの環境美化活動が積極的に行われています。
- ・玉ノ井堤防の桜についても、老木や害虫に対する保護活動が住民によって行われ ています。
- ・生活道の整備が不十分な地区もあります。

■地域資源

項目	資源
河川・湖沼・	三迫川、木鉢川、山田川、ため池
ため池・ダム	
特定植物群落	イチョウ(洞松院)、ケヤキ(館山寺)、スギ(青雲神
巨樹・巨木林	社)、イチョウスギ(八坂神社)
観光レクリエーシ	みちのく風土館、みちのく伝創館、鶴城窯
ョン資源	



地域資源マップ

■課題

- ・三迫川の水質改善
- 水害対策などの河川環境の整備
- ・ 生活道の整備
- ・農業における担い手不足、高齢化対策、遊休農地の管理
- ・ため池の維持管理

■目標像

『地域資源を活かしながら、地域住民が 協力してつくる里山の充実した暮らしの実現』

昔から地域の人々に愛されてきた、自然の景観や資源を活かし、地域住民が協力して、安全、安心で充実した生活環境をつくることを目指します。

② 地域プロジェクト(例)

地域の取り組みを進めていくにあたり、中山間地モデルで考えられる具体的活動例を以下に示します。

地域の目標像の実現に向けて、取り組みやすいところから実践していきましょう。

1.自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

b1【地域の資源をみつけよう】

- 自分達が住んでいる地域の環境や地域資源について理解を深めるために、地域資源調査を実施していきましょう。
- ※ a 1 【地域の資源をみつけよう】参照

b2【生活に密着した里山の自然を守ろう】

- ・里山の景観を構成する要素となる、ため池や共有林などを利用者以外の住民も協力して保全を行う体制づくりを進めましょう。
- ・里山の自然を生活の中での利用だけでなく、地域内外との交流の場として利活用して いくための仕組みづくりを進めましょう。
- ※d2【地域の生活とかかわりが深い里山の環境基盤をみんなで守ろう】参照

b3【復活!!みどりプロジェクト】

- ・地域の産業であった鉱山や人々の生活を支えた鉄道などの跡地について、歴史的価値 を見直し、地域の歴史資源としての価値を高めるとともに、緑化を進めるなど環境の 保全に努めましょう。
- ・地域の歴史資源の有効な利活用と次世代に引き継ぐための体制づくりを進めましょう。

b4【下流域を意識して水を大切に使おう】

- ・河川の水質の維持向上を図るため、家庭における合併処理浄化槽の設置や下水道への 接続を進めましょう。
- ・農薬の低減などにより農業排水が河川等に与える環境負荷の低減に努めましょう。
- ・流域に暮らす人々がおいしい水、安心して使える水を得られるよう、住民一人ひとりが限りある水資源を無駄にせず、大切に使う意識を高めましょう。
- ※ a 4 【下流域を意識して水を大切に使おう】参照

2. 生物の多様性の確保

b5【ため池をリフレッシュしよう】

- ・かつて農作業の一環として行われていたため池の池さらいを実施し、ブラックバス対策を行うとともに、ため池の存在価値を見つめなおし、活用しましょう。
- ・子供たちの参加により、ため池と農業、生活との関わりを学ぶ機会をつくりましょう。
- ・ため池を活用した地場産品の創出を図りましょう。
- ※b2【生活に密着した里山の自然を守ろう】と連動

3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

b6【里山の伝統文化を継承しよう】

- ・里山の農作業やお祭りなどの行事を通して、地域に伝わる伝統文化や技術、郷土料理 などを地域の子どもたちが学ぶ機会をつくりましょう。
- ・地域外からの参加者や協力者とも連携を含め、広域的な交流を広げ、地域の伝統文化 を次世代に繋げていくための仕組みづくりを進めましょう。
- ※ b 2 【生活に密着した里山の自然を守ろう】、 b 5 【ため池をリフレッシュしよう】 と連動

4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

b7【ごみのない美しい里山をつくろう】

- ・誰もが自慢のできる里山の自然景観を守るため、地域内の河川敷などにおけるごみ拾いや緑化などの環境美化活動に参加しましょう。
- ・ごみのポイ捨てをなくすための看板の設置、捨てやすい場所をつくらないなどの取り 組みを進めましょう。
- ・パトロールによる景観保全に努めましょう。
- ・環境保全活動を住民が主体となって継続していくための体制づくりを進めましょう。
- ※d5【ごみのないきれいな街並みを残そう】参照

b8【家庭ごみ減量作戦】

- ・市内の家庭ごみの排出量や処分方法、回収・処分にかかる費用などの実態を把握し、 ごみへの関心を高めましょう。
- ・家庭ごみ減量のために取り組むべきことを考え、地域全体のごみの減量化に努めましょう。
- ※ a 9【家庭ごみ減量作戦】参照

b9【地球温暖化防止に取り組もう】

- ・地球全体の温暖化の現状や防止のための取り組みなどを学び、一人ひとりができることを実践していきましょう。
- ・地球温暖化の現状や配慮行動を多くの人に伝え、取り組みを広げましょう

5. 環境にやさしい産業の創出

b10【栗原が育む大地の恵みを発信しよう】

- ・低農薬、無農薬などの環境に配慮した農業を促進し、地場産品の高付加価値化により、 農業の活性化を図りましょう。
- ・農業体験や農村生活体験プログラムなどの実施により、地域外との交流を図り、担い 手の育成に努めましょう。
- ・バイオエネルギー用植物などの栽培により、遊休農地の活用を図りましょう。

6. エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

b11【地域資源を来訪者に知ってもらおう】

- ・農業体験や農村生活体験など、地域の資源を活かした広域的な交流の活性化を図りましょう。
- ・農業体験等を実施している農家と連携し、多くの人に地域の魅力を発信する仕組みづくりを進めましょう。

7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画

b12【地球温暖化と稲作の関係を調べよう】

- ・田植えの時期や収穫量、害虫の状況などについて、昔との違いや変化を調べ、気候変動との関係を考えながらデータを集めましょう。
- ・米を主食とする東南アジアなどの他の国での稲作における変化や気候変動の影響を調べながら、国際的な情報の交流を図りましょう。

8. コミュニティを核とした推進体制づくり

b13【地域が協力して安心して暮らせる生活基盤を充実させよう】

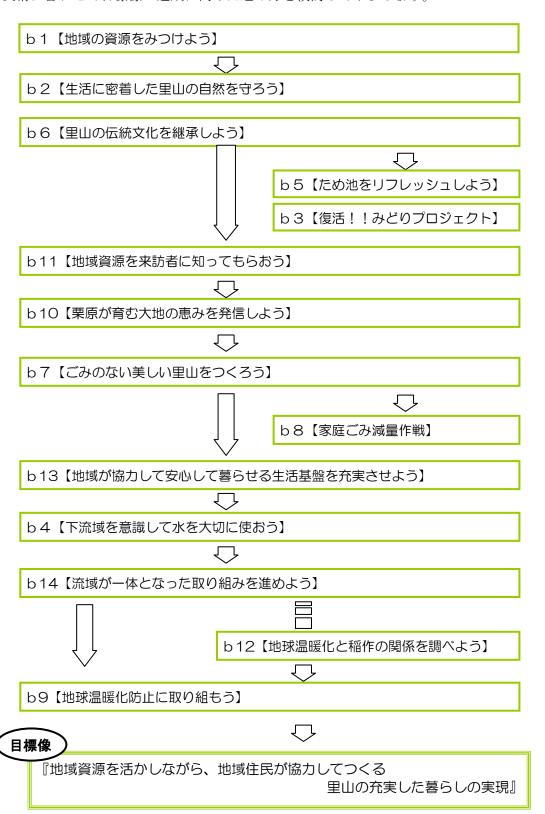
- ・b1【地域の資源をみつけよう】で挙がった地域の問題点について、改善策を考えて みましょう。
- ・地域で解決できること、市に働きかけるべきことなどに分け、それぞれ取り組んでいきましょう。
- ・現在も行われている地域の行事やお祭りなどを通して、地域住民のつながりを強め、 住民同士が助け合い、安心して暮らせる生活環境の実現や地域活動に対する積極的な 取り組みのための体制づくりを進めましょう。
- ※ a 13 【地域が協力して安心して暮らせる生活基盤を充実させよう】参照

b14【流域が一体となった取り組みを進めよう(三迫川、上・下流域との交流による 流域一体となった取り組みの体制づくり)】

- ・河川上流域、河川下流域の環境の現状を理解し、河川の環境改善に向け、流域全体に おける住民の連携による保全活動のための体制づくりを進めましょう。
- ※ a 14 【流域が一体となった取り組みを進めよう】参照

③ 目標像に向けたプロジェクトの進め方の例

個別の地域プロジェクトを段階的に実践した場合の進め方の例を以下に示します。地域の実情に合わせて目標像の達成に向けた進め方を検討してみましょう。



5章 地域別行動計画

(3) 平地モデルにおける地域別行動計画事例

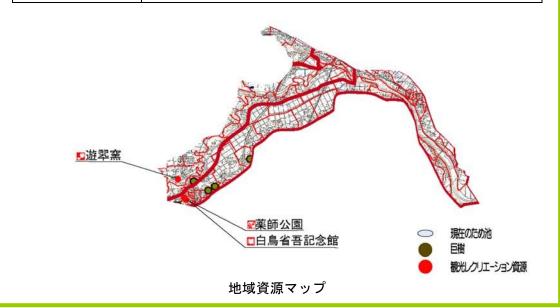
① 地域の主な現況・地域資源及び課題と課題解決のための目標像

■ 現 況

- ・この地域は栗原市の中心市街地にあたり、居住者が多く、生活や経済活動の中心 的な地域となっています。
- ・若柳地区の中心地区では住宅地が広がり、市内における迫川の下流部にあたり、 迫川沿いには水田が分布しています。
- ・井戸が多く残されており、作業用水として利用されているほか、飲み水としても 使われています。
- ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。
- ・ごみ集積所の整備が不十分な地区もあります。
- ・地区ごとに清掃活動や草刈り、植栽などの環境美化活動が行われています。
- ・地中熱利用や雨水再利用などの省エネシステムを備えた、栗原市立若柳病院が立地しています。

■地域資源

項目	資 源
河川・湖沼・	迫川
ため池・ダム	
特定植物群落	ケヤキ・スギ・イチョウ(鹿島神社)、イチョウ(興福寺)
巨樹・巨木林	
文化財等	薬師堂の姥杉、熊野神社の大杉、旧平野神社のめおと銀杏
観光レクリエーシ	薬師公園、白鳥省吾記念館、遊翆窯
ョン資源	



■課題

- 河川の水質改善と飲料水の水質向上
- ・ごみの不法投棄対策と集積所の美観整備
- ・地域内のコミュニケーションの活性化
- ・農業における担い手不足
- 高齢化対策
- ・生物の多様性の確保

■目標像

『小さな環境保全活動から始める、 おいしい水のある暮らしの実現』

住民一人ひとりが、日常生活のなかでできる小さな環境保全活動を推進するとともに、地域住民が協力して、迫川の下流域市町村に配慮した活動を行い、迫川の良好な水質の確保に努め、おいしい水を享受する暮らしを目指します。

② 地域プロジェクト(例)

地域の取り組みを進めていくにあたり、平地モデルで考えられる具体的活動例を以下に示します。

地域の目標像の実現に向けて、取り組みやすいところから実践していきましょう。

1.自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

c 1 【地域の資源をみつけよう】

- 自分達が住んでいる地域の環境や地域資源について理解を深めるために、地域資源調査を実施していきましょう。
- ※ a 1 【地域の資源をみつけよう】参照

c2【水を大切に使おう】

- ・二追川、三追川合流後の追川の水質の維持向上を図るため、合併処理浄化槽の設置や 下水道への接続を進めましょう。
- ・農薬の低減などにより農業排水が河川等に与える環境負荷の低減に努めましょう。
- ・自分たちが利用する飲料水をよりよい状態にするために、上流の人々と協力して取り 組んでいきましょう。
- ・下流域の市町村の人々がおいしい水、安心して使える水を得られるよう、住民一人ひとりが限りある水資源を無駄にせず、大切に使う意識を高めましょう。
- ※ a 4 【下流域を意識して水を大切に使おう】参照

c3【ホタルの住む水路をつくろう】

- ・水質改善の目標達成の一つの指標として、ホタルが生息する水路づくりを進めましょう。
- ・ホタルの生息環境がいつまでも守られるよう、地域での水質汚濁の低減のための取り 組みや生息地の管理を継続するための仕組みづくりを進めましょう。
- ※ c 2 【下流域を意識して水を大切に使おう】と連動

2. 生物の多様性の確保

c 4 【まちなかの身近な自然を再生しよう】

- ・田園地域の身近な自然を再生するため、多様な生物が生息するための環境づくりの技 術を学び、用水路に生物が住みやすい環境をつくりましょう。
- ・子どもたちの参加による環境づくりやその後の観察会など、環境学習の場として活用 しましょう。
- ・関連機関と連携し、生物のすみかの拡大やネットワークの形成に取り組みましょう。
- ※c5【まちの自然の変遷について調べてみよう】と連動

3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

c5【まちの自然の変遷について調べよう】

- ・地域の自然(林、ため池、田んぼ、水路、生物など)について、昔から現在に至るまでの変遷を調べ、生活との関わりを調べてみましょう。
- ・人々の生活の変化が自然に与えた影響を把握し、将来の地域の自然の望む姿を描き、 そのためにするべきことを考え、取り組みましょう。

4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

c6【ごみへの関心を高めよう】

- ・ごみ集積所の整備により、ごみの出し方等マナーの改善を図りましょう。
- ・ごみ集積所の整備を通して、ごみ問題全般への関心を高め、地域ぐるみでポイ捨て防止対策や環境美化活動に取り組みましょう。
- ・ 景観整備活動や環境保全活動を住民が主体となって継続していくための体制づくりを 進めましょう。

c7【家庭ごみ減量作戦】

- ・市内の家庭ごみの排出量や処分方法、回収・処分にかかる費用などの実態を把握し、 ごみへの関心を高めましょう。
- ・家庭ごみ減量のために取り組むべきことを考え、地域全体のごみの減量化に努めましょう
- ※ a 9【家庭ごみ減量作戦】参照

c8【地球温暖化防止に取り組もう】

- ・地球全体の温暖化の現状や防止のための取り組みなどを学び、一人ひとりができることを実践していきましょう。
- ・地球温暖化の現状や配慮行動を多くの人に伝え取り組みを広げましょう。
- ※ b 9 【地球温暖化防止に取り組もう】参照

5. 環境にやさしい産業の創出

c9【田園環境を継承しよう】

- ・平地の美しい田園風景や生物の生息空間を守るため、遊休農地の有効活用を図りましょう。
- ・バイオエネルギー用植物などの栽培により、遊休農地の活用を図りましょう。
- ・ 荒廃農地の管理にあたっては、農業体験プログラムなどと合わせ、地域外からの参加 者を含めた体制づくりを推進しましょう。
- ・低農薬、無農薬などの環境に配慮した農業を促進し、地場産品の高付加価値化により、 農業の活性化を図るとともに、安定した農業経営基盤づくりに取り組みましょう。
- ・就農体制の整備を推進し、地域の農業従事者を確保するとともに、地域外からの就農 希望者を積極的に受け入れ、農業後継者の育成を図りましょう。

6. エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

c 10【地域資源を来訪者に知ってもらおう】

- ・農業体験や農村生活体験など、地域の資源を活かした広域的な交流の活性化を図りましたう。
- ・農業体験等を実施している農家と連携し、多くの人に地域の魅力を発信する仕組みづくりを進めましょう。
- ※ b 11 【地域資源を来訪者に知ってもらおう】参照

7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画

c11【地球温暖化と稲作の関係を調べよう】

- ・田植えの時期や収穫量、害虫の状況などについて、昔との違いや変化を調べ、気候変動との関係を考えながらデータを集めましょう。
- ・米を主食とする東南アジアなどの他の国での稲作における変化や気候変動の影響を調べながら、国際的な情報の交流を図りましょう。
- ※ b 12 【地球温暖化と稲作の関係を調べよう】参照

8・コミュニティを核とした推進体制づくり

c12【ご近所づきあいを活発にしよう】

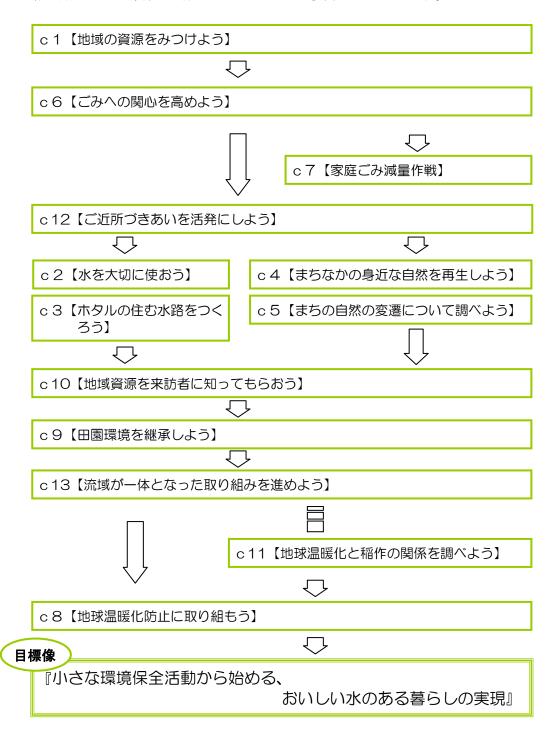
- ・地域のごみ拾いや集会所の草刈りなどの身近な地域活動に積極的に参加することにより、地域への関心を高め、地域コミュニケーションの活性化を図りましょう。
- ・地域コミュニケーションの活性化により、誰もが安心して暮らせる、住みやすい地域 づくりを進めしょう。

c 13【流域が一体となった取り組みを進めよう(迫川、旧北上川などの流域市町村との連携)】

- ・ 追川、二 追川、三 追川などの市内上流部の地域との交流により、流域住民が一体となって 追川の水質の維持向上を図る体制をつくりましょう。
- ・登米市を始め、迫川や旧北上川流域の市町村との交流を図り、流域住民の連携による 流域全体での河川環境の保全を進めましょう。
- ※a14【流域が一体となった取り組みを進めよう】参照

③ 目標像に向けたプロジェクトの進め方の例

個別の地域プロジェクトを段階的に実践した場合の進め方の例を以下に示します。地域の実情に合わせて目標像の達成に向けた進め方を検討してみましょう。



- (4) 中山間地・平地モデル1における地域別行動計画事例
 - ① 地域の主な現況・地域資源及び課題と課題解決のための目標像

■ 現 況

- ・有馬川沿いに水田が分布し、ため池が多く残されていますが、管理が不十分なと ころが多くなっています。
- ・昔ながらの街並みなど、歴史的な景観が残されています。
- ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。
- ・井戸も多くあり、作業用水のほか、飲み水としても利用されています。
- ・地区ごとに清掃活動や草刈り、植栽などの環境美化活動が行われています。
- ・ため池でとれる沼エビを使ったエビ餅などの郷土料理が、現在も受け継がれています。

■地域資源

項目	資 源
河川・湖沼・	有馬川、金流川
ため池・ダム	ため池
特定植物群落	スギ(八坂神社)、スギ(観音寺)、ケヤキ(旧有壁宿本
巨樹・巨木林	陣)、ケヤキ(有壁本町県道沿い)、ヒガンザクラ(熊野神
	社)、スギ(赤児塚)、スギ(新山神社)、ケヤキ(八幡神
	社)、ヒノキ(熊野神社)
文化財等	旧有壁宿本陣
観光レクリエーシ	陶工房 海、金成牧場、あぐりっこ金成
ョン資源	



5章 地域別行動計画

■課題

- ・ため池の維持管理
- ・水環境の改善
- ・農業における担い手不足
- 高齢化対策
- ・ごみの不法投棄対策
- ・流域に目を向けた水の使い方の見直し
- ・地域外との交流時における受け入れ体制不足

■ 目標像

『歴史、文化を守り伝える豊かな里山の暮らしの実現』

歴史的景観資源を守り、活かすとともに、昔ながらの生活習慣や地域住民のつながりを見直し、里山のもつ魅力的な暮らしの再生を目指します。

② 地域プロジェクト(例)

地域の取り組みを進めていくにあたり、中山間地・平地モデル1で考えられる具体的活動例を以下に示します。

地域の目標像の実現に向けて、取り組みやすいところから実践していきましょう。

1.自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

d1【地域の資源をみつけよう】

- 自分達が住んでいる地域の環境や地域資源について理解を深めるために、地域資源調査を実施してみましょう。
- ※ a 1 【地域の資源をみつけよう】参照

d2【地域の生活と関わりが深い里山の環境基盤をみんなで守ろう】

- ・地域に多く残されているため池や水路などについて、そこから得られる恵みを享受しながら、農業従事者だけでなく、地域住民の参加による維持管理の体制づくりを推進しましょう。
- ・地域外からの参加者も呼び込み、維持管理を進めていくために、収穫やお祭りなどの 各種イベントと絡めた仕組みづくりを行いましょう。

d3【おいしい水が飲める環境をつくろう】

- ・河川の水質の維持向上を図るため、家庭における合併処理浄化槽の設置、下水道への 接続を進めましょう。
- ・農薬の低減などにより農業排水が河川等に与える環境負荷の低減に努めましょう。

- ・流域に暮らす人々がおいしい水、安心して使える水を得られるよう、住民一人ひとりが限りある水資源を無駄にせず、大切に使う意識を高めましょう。
- ※ a 4 【下流域を意識して水を大切に使おう】参照

2. 生物の多様性の確保

※d2【地域の生活とかかわりが深い里山の環境基盤をみんなで守ろう】参照

3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

d4【歴史的な街並みと文化を次世代に伝えよう】

- ・地域の名所や歴史的な街並みの保存に努めるとともに、地域に伝わる歴史や文化を次世代に継承していきましょう。
- ・地域の名所や歴史的な街並みなど地域固有の資源を観光資源として、外部との交流に 活用していきましょう。
- ・昔ながらの文化や生活習慣を学び、次代へ引き継いでいく取り組みを進めていきましょう。

4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

d5【ごみのないきれいな街並みを残そう】

- ・地域内の環境美化活動を始め、景観資源周辺のごみ拾いや緑化活動など、地域全体の 景観整備や保全活動を住民が主体となって取り組み、来訪者が快適に過ごせる空間づ くりに努めましょう。
- ・ごみのポイ捨てをなくすための看板の設置、捨てやすい場所をつくらないなどの取り 組みを進めましょう。
- パトロールによる景観保全に努めましょう。
- ・環境保全活動を住民が主体となって継続していくための体制づくりを進めましょう。

d6【家庭ごみ減量作戦】

- ・市内の家庭ごみの排出量や処分方法、回収・処分にかかる費用などの実態を把握し、 ごみへの関心を高めましょう。
- ・家庭ごみ減量のために取り組むべきことを考え、地域全体のごみの減量化に努めましょう。
- ※ a 9 【家庭ごみ減量作戦】参照

d7【地球温暖化防止に取り組もう】

- ・地球全体の温暖化の現状や防止のための取り組みなどを学び、一人ひとりができることを実践していきましょう。
- ・地球温暖化の現状や配慮行動を多くの人に伝え取り組みを広げましょう。
- ※b9【地球温暖化防止に取り組もう】参照

5. 環境にやさしい産業の創出

d8【安全・安心な大地の恵みを育もう】

- ・低農薬、無農薬などの環境に配慮した農業に取り組みましょう。
- ・地場産品の高付加価値化により、地場産業の活性化を図りましょう。
- ・地場産品の地産地消や宣伝を進め、栗原ブランドの確立を目指しましょう。

5章 地域別行動計画

・農業と環境の関わりやその価値について学び、環境配慮型農業へ積極的に参加しましょう。

6. エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

d9【地域の繋がりを見つめ直して広域的な交流を進めよう】

- ・現在も行われている地域の行事やお祭りなどを通して、地域住民のつながりを強め、 生活環境の向上や地域活動に対する積極的な取り組みのための体制づくりを進めましょう。
- ・農業体験や農村生活体験プログラムなどの実施により、地域外との交流を図り、農業 後継者の育成や農業の活性化に努めましょう。
- ・来訪者へのおもてなし意識を高め、地域外との交流を深めることで、地域の活性化を 図りましょう。

7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画

d10【地球温暖化と稲作の関係を調べよう】

- ・田植えの時期や収穫量、害虫の状況などについて、昔との違いや変化を調べ、気候変動との関係を考えながらデータを集めましょう。
- ・米を主食とする東南アジアなどの他の国での稲作における変化や気候変動の影響を調べながら、国際的な情報の交流を図りましょう。
- ※ b 12 【地球温暖化と稲作の関係を調べよう】参照

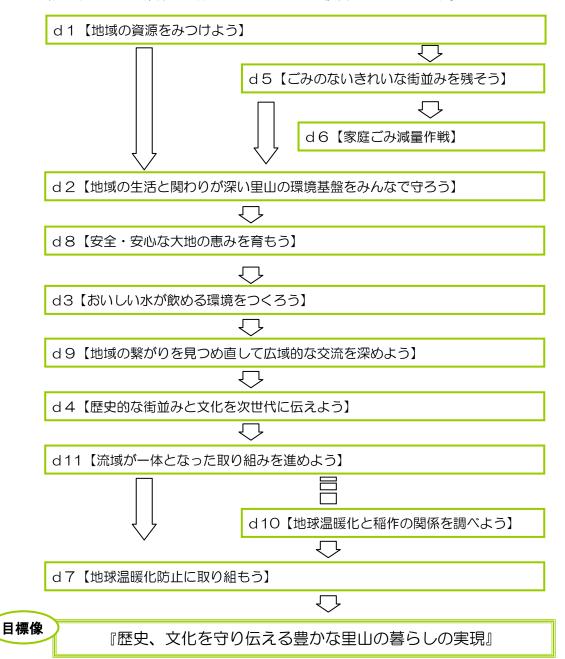
8・コミュニティを核とした推進体制づくり

d11【流域が一体となった取り組みを進めよう】

- ・下流域の環境の現状を理解し、市外を含めた流域全体の連携による環境改善に向けた 体制づくりを進めましょう。
- ※ a 14 【流域が一体となった取り組みを進めよう】参照

③ 目標像に向けたプロジェクトの進め方の例

個別の地域プロジェクトを段階的に実践した場合の進め方の例を以下に示します。地域の実情に合わせて目標像の達成に向けた進め方を検討してみましょう。



95

5章 地域別行動計画

- (5) 中山間地・平地モデル2における地域別行動計画事例
 - ① 地域の主な現況・地域資源及び課題と課題解決のための目標像

■ 現 況

- ・伊豆沼に流れ込む荒川周辺には水田が分布しています。
- ・井戸も多く残されており、主に作業用水として利用されています。
- ・生活排水の処理は、合併処理浄化槽の設置や公共下水道への接続が進められていますが、直接放流を行っている地区もあります。
- ・地区ごとに清掃活動や草刈り、植栽などの環境美化活動が行われています。
- ・ごみの出し方が徹底されておらず、他の地区からの不法投棄もあります。
- ・地域に関心の低い人や高齢者が増えてきており、地域行事への参加者が少なくなってきています。
- ・中心商店街では、大型店へ顧客が流れるなど活気がなく、後継者不足などの問題 も抱えています。

■地域資源

項目	資 源		
河川・湖沼・	荒川(伊豆沼・内沼)、照越川、八沢川		
ため池・ダム	ため池		
特定植物群落	伊豆沼・内沼の沼沢地植物群落、カヤ(双林寺)		
巨樹・巨木林	イチョウ(志波姫神社)		
文化財等	伊豆沼・内沼の鳥類及びその生息地		
観光レクリエーシ	伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、サンクチュアリセン		
ョン資源	ターつきだて館、スワントピア交流館、いこいの森、渡鳥		
	来地		



■ 課 題

- ・伊豆沼・内沼の水質改善
- ・伊豆沼・内沼を軸とした多様な生物生息空間の保全
- ・地区行事や環境保全活動に対する住民の積極的な参加のための仕組みづくり
- ・市内上流地域との交流の活性化、ネットワークの構築
- ・伊豆沼・内沼を基点とした、他市町村との情報交換や国際的な取り組みへの積極 的な参加
- ・ごみの分別の徹底と不法投棄防止対策
- ・地域資源を活かした環境教育の推進

■ 目標像

『市民、事業者の協働により 伊豆沼・内沼の自然環境を守る暮らしの実現』

栗原を代表する自然資源である伊豆沼・内沼の水質や多様な生物の生息空間を守るため、伊豆沼・内沼に注ぐ荒川の上流にあたるこの地域の住民一人ひとりが、身近な生活の中での環境に対する意識を高め、積極的に保全活動に参加し、地域内での協力体制を強化するとともに、市内外との交流を深めながら、情報や活動を発信していく暮らしを目指します。

② 地域プロジェクト(例)

地域の取り組みを進めていくにあたり、中山間地・平地モデル2で考えられる具体的活動例を地域プロジェクトとして以下に示します。

地域の目標像の実現に向けて、取り組みやすいところから実践していきましょう。

1.自然と共生した生活基盤の維持と安心できる生活環境の確保

e 1 【地域の環境を知ろう】

・自分達が住んでいる地域の環境について現況を把握するために、環境調査を実施し、 課題をみつけましょう。

e 2 【水質を改善しよう】

- ・市民、農業従事者、企業、専門家など、様々な分野の人々が協力し、水質調査や汚濁 原因の調査を行い、水質改善のための取り組みを考えましょう。
- ・伊豆沼・内沼の水質改善のため、上流部の家庭における合併処理浄化槽の設置や下水 道への接続を推進し、伊豆沼・内沼の水質向上を図りましょう。

2. 生物の多様性の確保

e 3 【伊豆沼・内沼の生き物のすみかを守ろう】

- ・伊豆沼・内沼の動植物の生息環境の保全を図るため、地域住民や地元事業者が協力して清掃活動を進めていきましょう。
- ・伊豆沼・内沼の生態系の保全を図るため、企業や団体の寄付を募り、保全活動を進めていきましょう。

3. 自然や文化的資源を活かした環境学習機会の創出

e 4 【伊豆沼・内沼の自然環境を活かした環境学習をすすめよう】

- ・伊豆沼・内沼の自然環境や既存の学習施設を活用し、市内外の利用者がより快適に環境学習を体験できる仕組みづくりを進めましょう。
- ・伊豆沼・内沼の自然環境学習を通して、子どもたちの地域環境への関心を高め、積極 的に環境保全活動に取り組む地域のリーダーとなれるような人材を育てていきましょ う。

4. 資源やエネルギーを大切にした循環の仕組みづくり

e5【伊豆沼・内沼のごみゼロをめざそう】

- ・伊豆沼・内沼の環境を守るため、ごみが捨てられないための方法を検討し、ごみゼロ を目指しましょう。
- ・地域内外の人々が伊豆沼・内沼の環境保全活動に取り組み、継続していくための仕組 みづくりを進めましょう。
- ※e3【伊豆沼・内沼の生き物のすみかを守ろう】と連動

e6【家庭ごみ減量作戦】

- ・市内の家庭ごみの排出量や処分方法、回収・処分にかかる費用などの実態を把握し、 ごみへの関心を高めましょう。
- ・家庭ごみ減量のために取り組むべきことを考え、地域全体のごみの減量化に努めましょう。
- ※ a 9 【家庭ごみ減量作戦】参照

5. 環境にやさしい産業の創出

e7【田園環境を継承しよう】

- ・平地の美しい田園風景や生物の生息空間を守るため、遊休農地の有効活用を図りましょう。
- ・バイオエネルギー用植物などの栽培により、遊休農地の活用を図りましょう。
- ・荒廃農地の管理にあたっては、農業体験プログラムなどと合わせ、地域外からの参加者を含めた体制づくりを推進しましょう。
- ・低農薬、無農薬などの環境に配慮した農業を促進し、地場産品の高付加価値化により、 農業の活性化を図るとともに、安定した農業経営基盤づくりに取り組みましょう。
- ・就農体制の整備を推進し、地域の農業従事者を確保するとともに、地域外からの就農 希望者を積極的に受け入れ、農業後継者の育成を図りましょう。
- ※c9【田園環境を継承しよう】参照

6. エコツーリズムを活かした広域的なパートナーシップの形成

e8【ハス祭りを活かした交流を広げよう】

- ・伊豆沼・内沼のハス祭りを活かし、自然体験や遊びを通じて、来訪者の環境に関する 意識を高め、環境保全活動への参加を呼びかけましょう。
- ・来訪者が継続して伊豆沼・内沼の環境保全活動に協力するための仕組みづくりを進めましょう。

7. 地球的規模の環境保全への積極的な参画

e 9 【伊豆沼・内沼の環境保全を通じた国際的な取り組みとの連携を強化しよう】

- ・ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼の優れた自然環境資源を活かし、市内外の 様々な専門家や活動団体、または関心を持つ人々などとの交流の活性化を進めましょ う。
- ・渡り鳥の調査を通して、世界との繋がりを実感し、国内の条約湿地を持つ自治体や国外の条約湿地を持つ国や地域及び環境保護活動団体との交流を深めましょう。

8. コミュニティを核とした推進体制づくり

e 10 【地域の環境をみんなに伝え関心をもってもらおう】

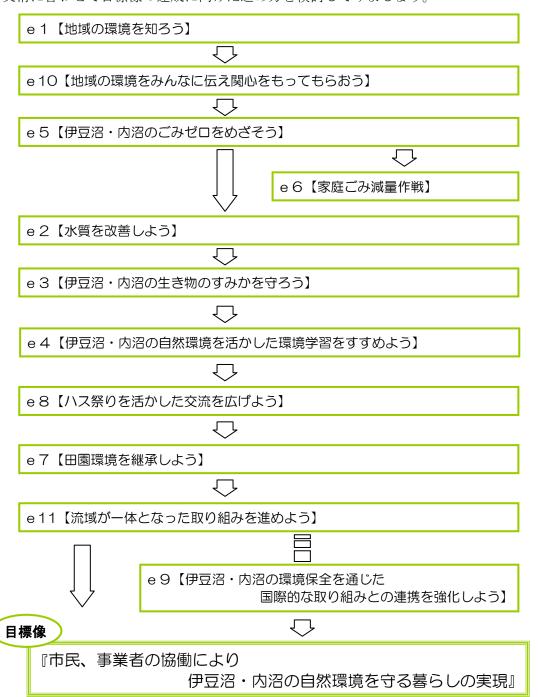
- ・地域環境の現状や課題などを広く地域住民に周知し、関心を高めるため、各種イベントなどを活用し積極的に伝えていきましょう。
- 環境改善の取り組みを広く伝え、多くの人々が協力するための体制づくりを進めましょう。

e11【流域が一体となった取り組みを進めよう】

- ・伊豆沼・内沼やその下流域の水質改善に向け、流域住民が一体となって保全活動に取り組むとともに、その体制づくりを進めましょう。
- ※a14【流域が一体となった取り組みを進めよう】参照

③ 目標像に向けたプロジェクトの進め方の例

個別の地域プロジェクトを段階的に実践した場合の進め方の例を以下に示します。地域の実情に合わせて目標像の達成に向けた進め方を検討してみましょう。



5章 地域別行動計画











5章 地域別行動計画

4. モデル別地域プロジェクト例一覧

モデル別地域プロジェクトのアイディア一覧を以下に示します。このアイディアを参考にそれぞれの地域コ プロジェクト)について検討していきましょう。(検討にあたっては、地域の負担にならないよう出来るところ

以下にモデル別の地域プロジェクト例を示します。次頁以降には参考として地域プロジェクト例の具体例の一

モデル別地域プロジ

基本方針		迫川、二迫川、三迫川流域	
	山村モデル	中山間地モデル	
1. 自然と共生した生活基盤 の維持と安心できる生活 環境の確保	a1:地域の資源をみつけようa2:地域の森を知ろうa3:地域の森を守り育てようa4:下流域を意識して水を大切に使おうa5:地域の水の価値を知ろう	b1:地域の資源をみつけよう b2:生活に密着した里山の自然を守 ろう b3:復活!!みどりプロジェクト b4:下流域を意識して水を大切に使 おう	c1: c2: c3:
2. 生物の多様性の確保	a6:多様な生物の生息空間を守ろう	b5:ため池をリフレッシュしよう	c 4 :
3. 自然や文化的資源を活か した環境学習機会の創出	a7:はたちの記念樹	b6:里山の伝統文化を継承しよう	c5:
4. 資源やエネルギーを大切 にした循環の仕組みづく り	a8:観光客とともにごみのない地域 づくりを進めよう a9:家庭ごみ減量作戦	b7:ごみのない美しい里山をつくろ う b8:家庭ごみ減量作戦 b9:地球温暖化防止に取り組もう	c6: c7: c8:
5. 環境にやさしい産業の創 出	a10:山を積極的に利用しよう	b10:栗原が育む大地の恵みを発信し よう	c9:
6. エコツーリズムを活かし た広域的なパートナーシ ップの形成	all:森の遊びを通して繋がりを深め よう	b11:地域資源を来訪者に知ってもら おう	c10:
7. 地球的規模の環境保全へ の積極的な参画	al2:栗駒山の環境から地球の環境と のつながりを知ろう	b12:地球温暖化と稲作の関係を調べ よう	c11:
8. コミュニティを核とした 推進体制づくり	a13:地域が協力して安心して暮らせる生活基盤を充実させよう a14:流域が一体となった取り組みを 進めよう	b13:地域が協力して安心して暮らせる生活基盤を充実させよう b14:流域が一体となった取り組みを 進めよう	c12: c13:

※1 太字は次頁以降に詳細な取り組みステップの解説があります。

ミュニティ毎、または複数の地域コミュニティで、地域のみなさんが主体的に実施していく取り組み(地域から出来る範囲で実施していくということを念頭に置き検討しましょう。)

部を示します。

ェクト例 一覧表

	金流川・夏川流域	
平地モデル	中山間地・平地モデル1	中山間地・平地モデル2
地域の資源をみつけよう 水を大切に使おう ホタルの住む水路をつくろう	d1:地域の資源をみつけよう d2:地域の生活と関わりが深い里山 の環境基盤をみんなで守ろう d3:おいしい水が飲める環境をつく ろう	e1:地域の環境を知ろう e2:水質を改善しよう
まちなかの身近な自然を再生しよう	d2:地域の生活と関わりが深い里山 の環境基盤をみんなで守ろう (再掲)	e3:伊豆沼・内沼の生き物のすみか を守ろう
まちの自然の変遷について調 べよう	d4:歴史的な街並みと文化を次世代 に伝えよう	e4:伊豆沼・内沼の自然環境を活か した環境学習をすすめよう
ごみへの関心を高めよう 家庭ごみ減量作戦 地球温暖化防止に取り組もう	d5:ごみのないきれいな街並みを残 そう d6:家庭ごみ減量作戦 d7:地球温暖化防止に取り組もう	e5:伊豆沼・内沼のごみゼロをめざ そう e6:家庭ごみ減量作戦
田園環境を継承しよう	d8:安全・安心な大地の恵みを育も う	e7:田園環境を継承しよう
地域資源を来訪者に知ってもらおう	d9:地域の繋がりを見つめなおして 広域的な交流を進めよう	e 8 : ハス祭りを活かした交流を広げ よう
地球温暖化と稲作の関係を調べよう	d10:地球温暖化と稲作の関係を調べ よう	e9:伊豆沼・内沼の環境保全を通じ た国際的な取り組みとの連携を 強化しよう
ご近所づきあいを活発にしよう 流域が一体となった取り組み を進めよう	d11:流域が一体となった取り組みを 進めよう	e10:地域の環境をみんなに伝え関心 をもってもらおう e11:流域が一体となった取り組みを 進めよう

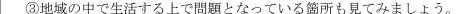
a 1: 【地域の資源をみつけよう】

■ステップ1:仲間をみつけよう

- ・地元の環境や歴史文化などに興味のある人達を集めましょう。
- ・山村エリアでは自然資源や観光資源が多いことから、森林管理者や自然保護 団体、観光業の方々といっしょに取り組みましょう。

■ステップ2:資源を探そう

- ①自分たちの地域を外部の人に紹介しようと考えた時、どのようなものがいい かパンフレットをつくるつもりで考えてみましょう。
- ②観光パンフレットにはない、地元の人しか知らない情報も探してみましょう。
 - ~地域資源の見つけ方のポイント~
 - 自然資源
- · 景観、名所
- 生き物
- ・文化、お祭り
- ・郷土料理
- 住民活動
- 古い農機具
- ・昔の生活の写真



■ステップ3:活用の仕方を考えよう

- ①調査した結果を地域外の人々に紹介できるように地図を作ってみましょう。
- ②この情報をもとに地域資源の活かし方、地域の環境の守り方、できることに ついて考えていきましょう。

実践例

地域資源発掘会議 くりはら磨き隊の活動

栗原市では、新しい観光の仕組みを考える場として、「くりはら磨き隊」を創設し、地区ごと(旧町村)に地域の資源を見直し、データベースと資源マップを作成し、観光産業に活用する取り組みが行われています。



a3: 【地域の森を守り育てよう】

■ステップ1:森づくりに参加しよう

・植樹祭やその他のイベント等に参加するとともに、準備や運営に協力し、多くの人が関心を持つよう工夫しましょう。

■ステップ2:森づくりを広げよう

- ①既存の活動団体を軸に、森の育成や管理の体制 づくり、組織づくりを行いましょう。
- ボランティアの募集
- 各種団体との連携
- ・専門業者の協力
- ・植樹用苗木の育成協力 (休耕地の利用・育成補助)



- ②小学校等と連携し、植樹用樹木の里親制度を進めましょう。
- ・植樹祭で種子を渡し、小学校で育ててもらう。
- → 『a 7: はたちの記念樹』
- ・ 育てた苗木を山に植え、成長過程を身近に見ながら森の大切さを感じてもら う。
- ・下草刈や植樹の準備などにも協力してもらう。
- ③地域外からの山の資源(山菜や薪)の利用者に対して、管理の協力が得られるような仕組みづくりを進めましょう。
- ④同じ水源を持つ流域内の他の地域の人々にも積極的に呼びかけ、流域全体で 森づくりを進めましょう。

■ステップ3:森づくりを続けよう

- ①小学校や各種団体との連携を強め、森づくりを継続し他の土地でも取り組んでいきましょう。
- ②地元企業や山の恵みを受けている企業などと連携し、森づくりのPRに取り 組みましょう。
- ③間伐材などの有効利用をすすめ、資源の循環を図りましょう。

実践例

植林作業

栗駒高平地区の荒廃地の森林復元を 目指し、栗駒の自然を守る会の主催で 「昭和の日(旧みどりの日)植林」と して4月29日に、市民や自然保護団 体、協賛企業が参加し、植林作業が行 われています。



a 7: 【はたちの記念樹】

■ステップ1:小学校の卒業記念に6年生で栗駒山に植樹をしよう

- ①栗原市内の小学校に呼びかけ、各学校の6年生 の代表者に植樹に参加してもらいましょう。
- ②植樹の記念として、ブナなど広葉樹の種子と用 土を渡し、各家庭で育ててもらいましょう。



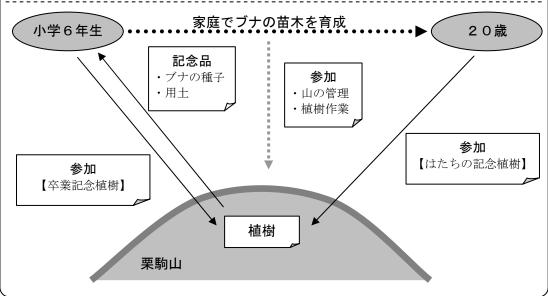
■ステップ2:ブナなどの広葉樹を育てよう

- ①種子を渡す際、子供達にブナなど広葉樹の育て方を教えましょう。 (手引き書の作成)
- ② "はたちの記念樹ホームページ" を開設し、育て方の説明や質問、情報交換ができる場を設けましょう。
- ③ブナなどの広葉樹を育てながら、植樹場所の管理作業にも参加してもらうなど、栗駒山との繋がりを持ち続けてもらいましょう。

■ステップ3:20歳の記念に育てた苗を栗駒山に植えよう

- ・小学6年生から育てた苗を20歳の記念に栗駒山に植樹してもらいましょう。
- ・自分が育てた苗の植樹作業など、森を再生する 過程に立ち会うことで、森林の大切さや地域へ の愛着心を育てましょう。





b10:【栗原が育む大地の恵みを発信しよう】

■ステップ1: 地域で環境に配慮した農業を行っている人を探そう

- ・地域で環境に配慮した農業に取り組んでいる人の話を聞きましょう。
- ・自分たちの地域で取り組んでいる人がいない場合は、他の地域の事例を見学 しに行きましょう。
 - 例)・無農薬や低農薬による栽培
 - ・化学肥料の不使用や化学肥料の低減による栽培
 - ・有機質堆肥や厩堆肥による栽培
 - ・冬期湛水(冬水たんぼ)
 - 不耕起栽培

■ステップ2:環境に配慮した農業を体験しよう

- ①作業を手伝いましょう
- ・環境配慮型農業の圃場の見学や実際の作業のお手伝いをしてみましょう。
- ・通常の作業との違いを体験しましょう。
- ②農業体験を企画しましょう
- ・環境配慮型農業の体験プログラムを企画しましょう。
- ・収穫体験や郷土料理のもてなしなどにより、地域の安全・安心な恵みを知ってもらいましょう。
- ・体験農業を通して、新たな担い手の育成に努めましょう。
- ③体験農業を実施しましょう
- ・地域内外からの参加者を募り、体験農業を実施しましょう。
- ・ホームページや広報誌などにより、広域的に参加を呼びかけましょう。

■ステップ3:栗原の大地の恵みを発信しよう

- ・環境配慮型農業による農産物や加工品など、商品開発を含め、栗原が誇る大 地の恵みを広くPRしていきましょう。
- ・自然にやさしく、安全、安心な農産物の価値を多くの消費者が理解し、消費 につなげていくような仕組みを考え、持続的な取り組みにつなげましょう。
- ・遊休農地の活用について、検討しましょう。

実践例

農産物直売施設「あやめの里」

産直施設は、生産者が分かり、消費者は安心して農産物を購入することができます。

市内には現在、15箇所の農産物直売施設があります。



b11: 【地域資源を来訪者に知ってもらおう】

■ステップ1:良好な里山環境が残っているところを探そう

- ・農林業や農村生活と関わりの深い生き物を探しましょう。
- ・昔ながらの農法で農業を行っている人や農地を探しましょう。

■ステップ2:里山の資源を活かした自然体験プログラムをつくろう

- ①地域の歴史や成り立ち、自然との共生文化や生き物、季節の花などを調べま しょう。
- ②地域の資源を活かした自然体験プログラムをつくりましょう。
- ・自然観察や地元産品を使った加工品づくり、昔ながらの農業体験など、地域 の自然や資源に触れる機会となる自然体験プログラムをつくりましょう。
 - 例)・田んぼ、ため池の生き物観察会
 - ・季節の花の観察会、押し花づくり
 - ・山菜採り、きのこ採り
 - 炭焼き
 - •木工(竹細工、藁細工)
 - · 郷土料理講習会
 - ・農業体験→『b10:栗原が育む大地の 恵みを発信しよう』と連携



③環境サポーターを育てよう

・地域の魅力を広く後世に伝え、里山の環境を守っていくために、自然体験プログラムを通して、その指導者となる人材を育てましょう。

■ステップ3:地域の魅力を伝えよう

・地域内外からの自然体験プログラムの参加者を募り、地域の資源の魅力を伝えるとともに、自然体験プログラムでの活動を通じて、里山の環境保全への協力を呼びかけましょう。

実践例

一迫長崎の水車

子ども達が杉の間伐材を使って作った 水車は、地域の景観要素の一つとなって います。



c3:【ホタルの住む水路をつくろう】

■ステップ1:水質の目標を決めよう

- ①水質汚濁の原因や川と昔の暮らし、現在の暮らしとの係わりを探り、なぜ水質改善が求められているのかを明確にしてみましょう。
- ②水質改善の目標値や達成までのスケジュールを考えましょう。

■ステップ2:情報を伝え、地域みんなで取り組む体制をつくろう

- ①情報を伝えましょう
- ・水質改善の目標や取り組み内容など、自治会等 の地域組織を通して、地域の全ての世帯に情報 を伝えましょう。
- ~取り組み内容の例~
- ・ 洗剤の使用量を減らす
- ・環境にやさしい洗剤を使用する
- ・調味料や洗剤を多量に流さないようにする
- アクリルたわしを使用する



- ・役割を決めてチームをつくり、取り組みの推進体制を強化しましょう。
- ~役割分担の例~
- ・水質の調査

- ・下流の視察
- ・取り組みの具体方策の提案
- ·情報収集 · 発信
- ③家庭の浄化設備の設置を推進しましょう
- ・新築や改築時の下水道接続や浄化槽の設置を呼びかけましょう。

■ステップ3:ホタルの住める水路をつくろう

- ・水質改善に向けた取り組みと平行して、ホタル の住める環境づくりを進めましょう。
- ~ホタルの住める環境づくりのポイント~
- ・ホタルの生態と生息環境に関する調査
- ・水路の調査
- ・場所の選定
- ・ 護岸の整備
- ・植生の回復



沢辺ゲンジボタル発生地



c 7: 【家庭ごみ減量作戦】

■ステップ1:栗原のごみについて調べよう

- ①ごみの排出状況を調べてみましょう。
- ・住んでいる地域や栗原市で排出されるごみの量や種類、処分方法、それにか かる費用などを調べてみましょう。
- ・住んでいる地域のごみの状況を他の地域と比べてみましょう。
- ②ごみ処理の施設マップを作りましょう。
- ・ゴミ処理施設やリサイクル施設、地域内で資源回収を行っている商店などの 施設マップを作成し、ごみについての理解を深めましょう。

■ステップ2:ごみを減らす方法を考えよう

- ①家庭ごみを減らす方法を考えてみましょう。
- ・生活の中で、ごみを減らす方法を考えてみましょう。
- ・他の市町村の取り組みも参考にしてみましょう。
 - 例)・スーパーのレジ袋をもらわない
 - ・包装の少ない商品を選ぶ
 - ・資源ごみのリサイクルを徹底する
 - ・生ゴミを堆肥化する
- ②家庭ごみの減量化を実践しましょう。
- ・実際に、ごみを減らすために一人ひとりが取り組みましょう。
- ・各家庭の減量目標をたて、取り組んでみましょう。
- ③目標の達成度や取り組み内容を評価しましょう。

■ステップ3:ごみの減量化に地域で取り組もう

- ①地域全体で減量化に取り組むために、地域住民に取り組みを周知し、体制作りを進めましょう。
- ②地域でも減量目標を設定し、達成度や取り組み内容を評価しましょう。

実践例

コンポストを使った生ごみの堆肥化

家庭ごみの減量方法の一つとして、 生ごみの堆肥化があります。電動の生 ごみ処理機のほか、コンポストや密閉 容器、ダンボールなどを使って、生ご みを堆肥化することができます。



d 2: 【地域の生活と関わりが深い

里山の環境基盤をみんなで守ろう】

■ステップ1:ため池さらいをしてみよう

・中山間地のいたるところにあるため池は、中山間地で稲作を行うには欠かす ことのできない水瓶であるとともに、いろいろな生き物が住む身近な水辺環 境でもあります。学校などと連携して、ため池さらいを行い、生き物調査を してみましょう。

■ステップ2:里山についても考えよう

- ①コナラ林の管理の現状を調べてみましょう。
- ・かつてコナラ林は、薪炭林として、7~8年のサイクルで伐採され適度な状態を維持してきましたが、現在では、ほとんど利用されなくなりました。身近なコナラ林が現在どのように管理されているか調べてみましょう。
- ②コナラ林の管理方法を考えてみましょう。
- ・都市部では薪ストーブなどの利用が注目されており、自分で薪を調達したい ニーズもあることから、一緒に山の管理について考え、実践してみましょ う。

■ステップ3:活用の仕方を考えよう

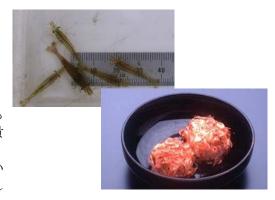
- ため池や里山の利用価値について考えてみましょう。
- ・管理後のため池から採れる魚類の調理方法や、 里山の伐採後の木材の利用方法や里山の歩き 方・遊び方などいろいろと考えてみましょう。
- ~里山の活用方法の例~
- ・木材→薪ストーブ、ほだ木
- ・里山→山菜、キノコ、木の実、薬草



実践例

有壁地区の郷土料理

ため池には、コイ、フナを始めたく さんの生き物がいます。このなかでも 沼エビやドジョウなどは、昔から、貴 重なタンパク源としてエビ餅やドジョ ウ汁として調理され地元の食材を用い た郷土料理として親しまれてきまし た。



d8:【安全・安心な大地の恵みを育もう】

■ステップ1:地域で環境に配慮した農業を行っている人をさがそう

- ・地域で環境に配慮した農業に取り組んでいる人の話を聞きましょう。
- ・自分たちの地域で取り組んでいる人がいない場合は、他の地域の事例を見学 しに行きましょう。
 - 例)・無農薬や低農薬による栽培
 - ・化学肥料の不使用や化学肥料の低減による栽培
 - ・有機質堆肥や厩堆肥による栽培
 - ・冬期湛水(冬水たんぼ)
 - 不耕起栽培

■ステップ2:お手伝いをしてみよう

- ・環境配慮型農業の圃場を見学し、実際の作業の お手伝いをしてみましょう。
- 住んでいる生き物についても調べてみましょう。



■ステップ3:顔の見える関係をつくろう

- ・環境に配慮した農業の大切さを学び、地域の環境を守るためにかかる苦労を 理解しながら、地元食材の購入を行いましょう。
- ・農産物の加工による新しい商品の開発やPRの仕方を考えながら消費者と顔 の見える関係を作っていきましょう。

実践例

里山清酒と冬水たんぼの純米酒

有壁地区の地元酒造の萩野酒造では、里山の湧水を用い、昔ながらの製法により寒冬期に「寒仕込み」で醸造しています。

平成18年度から、農薬も化学肥料 も使わない冬水たんぼのお米で「寒 仕込み」が行われました。





d 9: 【地域の繋がりを見つめなおして

広域的な交流を進めよう】

■ステップ1:地域で行われるお祭りやイベントに参加しよう

- ①地域で行われるお祭りやイベント、その他の行事に積極的に参加するよう心がけましょう。
- ②行事の実行委員とともに、より多くの人が興味を持ち、参加するよう、行事 の内容を見直し、参加を呼びかけましょう。

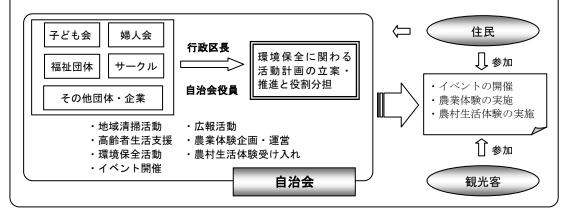
■ステップ2:地域の繋がりを強める体制をつくろう

- ・地域の行事を通して住民のつながりを深め、そのほかの活動にも挑戦しましょう。そのために、地域の様々な団体(子ども会、婦人会、福祉団体、サークル、企業など)代表者や自治会などを中心に、地域住民の参加を募り、生活環境の向上や環境保全活動のための体制づくりをしましょう。
 - 例)・各種団体代表者、有志等による活動計画の立案・推進と役割分担
 - ・行政区内住民への活動参加の呼びかけ
 - ・地域清掃活動、高齢者生活支援活動、環境保全活動等の実施
 - イベント等の開催

■ステップ3:地域外の人との交流を深めよう

- ①地域のお祭りやイベントに地域外の人の参加も呼びかけましょう。 例)市広報誌、ホームページ等の活用
- ②伝統芸能や郷土料理などにより地域外の人に対するおもてなし意識を高め、 交流を深めましょう。
- ③地域の資源を活かした農業体験や農村生活体験プログラムを企画・運営し、 地域外の人の参加を募り、地域に関心を持ってもらいましょう。
- ④体験プログラムを通して、農業後継者の育成や農業の活性化に取り組みましょう。

■自治会での環境保全活動のための体制づくりの例



e 8: 【ハス祭りを活かした交流を広げよう】

■ステップ1:伊豆沼・内沼の観光を盛り上げ、人々の交流を活性化 させよう

- ・伊豆沼、内沼のそれぞれのハス祭りの内容を充実させるとともに、観光客の 増加による交流の活性化を図りましょう。
 - ~ハス祭り活性化の例~
- ・土日には地域資源を使った料理や加工品の販売 を行う
- ・ハス祭り参加記念品をつくる(ハスの葉・花・レンコンなど)
- ・沼やハスに関連したコンテストの開催 (フォトコンテスト、保全活動など)
- ・コンテスト上位入賞者にハスの種や地域の食材 などを贈呈する



■ステップ2:お祭りを通して、環境保全活動に参加してもらおう

- ①体験型観光のプログラムで沼を知ってもらいましょう
- ・ハスを鑑賞するだけでなく、沼の資源を使った自然体験型のプログラムを考 えてみましょう。
 - 例)・沼に生息する動植物の観察会
 - ・ 釣り体験
 - ・ハスと地元の食材を使ったエコクッキング
- ②沼の環境保全活動を手伝ってもらいましょう
- ・体験プログラムの中で、ごみ拾いや水辺の下草管理、ブラックバスの駆除な どを手伝ってもらいましょう。

■ステップ3:お祭りを伊豆沼・内沼の環境保全活動につなげよう

- ・お祭りを通した交流により、多くの人に伊豆沼・内沼の環境問題、環境保全 に関心を持ってもらいましょう。
- ・お祭り以外の時の環境保全活動への参加を呼びかけましょう。
- ・観光収入を環境保全活動に役立て、活動を充実させましょう。

実践例

ハス祭り 沼上遊覧船でのハス鑑賞

毎年7月末から8月末の ハスの開花時期にあわせ て「伊豆沼・内沼ハス祭 り」が開催されます。期 間中は小型遊覧船が運航 され、湖上からハスが観 覧できます。





6章 計画の進行管理

6章 計画の進行管理

1.計画の推進体制・進行管理

本計画を実効性のあるものとしていくためには、市・市民・事業者等の各主体が連携・協働を図りながら、計画を効果的に推進するための中心的役割を担っていくことが重要であり、下記の図6-1のような推進体制の整備を図り、施策の展開を図っていきます。

(1) 全体の推進体制

環境課を事務局とし、庁内担当課と連携し、自治組織などの地域コミュニティやNPOなどの市民活動団体、地域の事業者などと連携・協働を図りながら環境基本計画の推進を図っていきます。

これまで各主体ごとに個別に取り組まれてきた環境活動の横断的な推進・支援を図るため、 環境に関心のある地域コミュニティや市民活動団体・事業者からなる(仮称)栗原市環境創造 会議を組織し、市民活動団体、NPO、事業者等と連携しながら進めていきます。

また、広域的な取り組みを必要とする施策については、国や県、近隣自治体と連携を図りながら、施策を展開していきます。

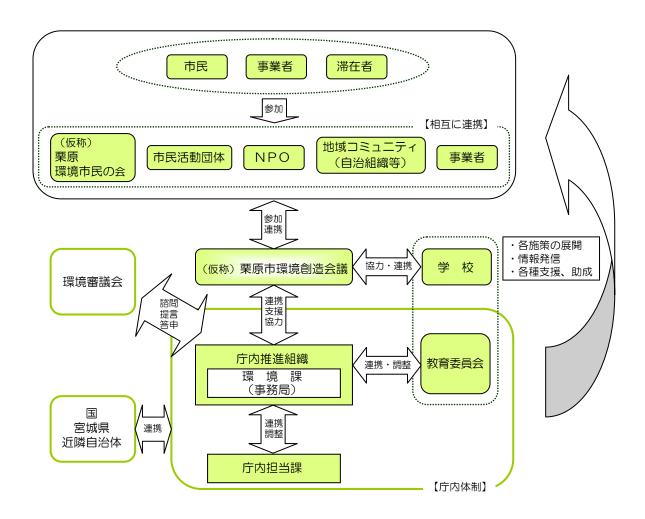


図 6-1 計画全体の推進体制

6章 計画の進行管理

(2) 各組織の役割

■ 市(行政)

【庁内組織】

環境基本計画を総合的・計画的に推進するため、庁内関係部の代表からなる環境基本計画に関する総合調整を図る組織を設置し、関連する各担当部課との総合調整を行います。 また、施策の見直しにあたっての全庁的な総合調整を行います。

【事務局】

環境基本計画に関する各担当部課等からの情報の取りまとめや分析、各会議の連絡調整等の事務処理を行い、「栗原市環境審議会」へ報告・諮問を行うとともに、「栗原市環境審議会」からの提言・答申を受け、環境基本計画の進捗状況の取りまとめや公表などを行います。

また、環境に関する各種の情報や、支援制度などの情報収集を常に実施し、地域コミュニティ(自治組織等)や事業者、「(仮称)栗原市環境創造会議」等への情報提供を行います。

【栗原市環境審議会】

栗原市環境基本条例第21条に基づき設置され、環境の保全及び創造に関する基本的事項(環境基本計画)について、総合的に調査・審議を行い、環境基本計画の進行管理、施策や事業の推進及び見直しについて、総合的に審議します。

■ 市民・事業者等

【(仮称)栗原環境市民の会】

環境基本計画策定時の栗原市環境会議を母体とした任意の団体とし、環境に関心のある 既存の団体等に属していない個人等の受け皿として、市民の目線から各種活動に参加しま す。

また、地域コミュニティ(自治組織等)と連携して、環境基本計画に位置付けている地域プロジェクト及び地域別行動計画の提案・実践をしていきます。

【(仮称)栗原市環境創造会議】

環境に関心のある地域コミュニティやNPO等の市民活動団体、事業者などの環境活動を実践している各種団体で構成し、各団体間の情報交換や協力・連携を図り、環境基本計画を効果的に推進するための中心的な役割を担います。

本会議は、交流を通して各団体間の理解と信頼関係の形成を図るとともに、事務局と連携して環境に関する情報の共有化や各種行事・事業などの横断的プロジェクトを協働で推進していきます。

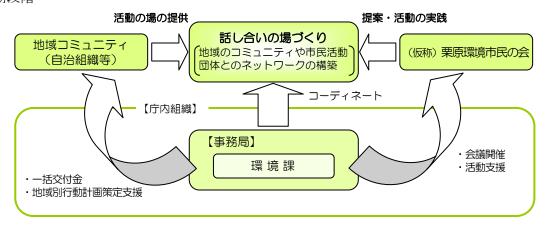
次ページに地域コミュニティやNPO等の市民活動団体、事業者などで構成される「(仮称)栗原市環境創造会議」を中心とした市民組織の推進体制の段階的な構築イメージを示します。

(3) 市民組織の推進体制づくり

初期段階では、事務局である環境課が中心となり、地域コミュニティ(自治組織等)の環境活動や環境基本計画策定時の環境会議を母体とした市民活動団体「(仮称)栗原環境市民の会」の活動の支援を行っていきます。支援の中で、自治組織と市民活動団体が話し合う場を創出し、各自治組織での環境活動に対して、アイディアの提供や地域活動に参加するなど、環境基本計画で位置付けている地域別行動計画の具現化に向け、各主体間での連携した取り組みの支援をしていきます。

このような試行的な取り組みを通して、段階的に既存の市民活動団体や事業者・NPO等との連携を構築し、横断的にプロジェクトを実行していける組織体制を構築し、「(仮称)栗原市環境創造会議」を組織し、市、自治組織、事業者、市民活動団体等の協働による横断的プロジェクトの実践と自立したコミュニティの育成を目指します。

■初期段階



■発展段階

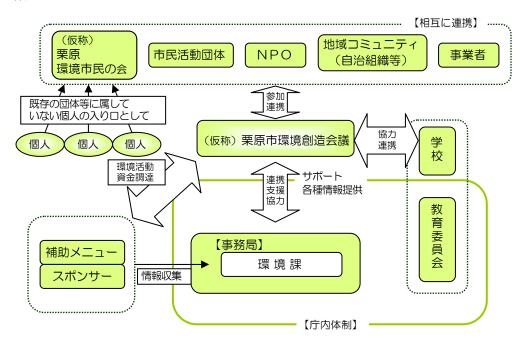


図6-2 市民組織の推進体制

(4) 全体の進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進するためには、計画の内容や取り組み方法について、策定後の環境の変化や、実施した施策の内容等を検証しながら、継続的な改善を図っていくことが重要です。

そこで、市が全体の進行管理を行うにあたり、本計画の実効性を確保していくために、ISO14001に規定する環境マネジメントシステムと同様のPDCAサイクルの考え方を採り入れます。

まず、①環境基本計画(Plan)に基づいて、②施策を実施(Do)し、③進捗状況の点検と結果の公表を行い(Check)、さらに④点検結果を踏まえて取り組みのあり方や計画を見直し(Action)、次の環境基本計画(Plan)に繋げ、ら旋を描くように1周ごとにサイクルを向上させ、PDCAサイクルによる継続的な改善を図っていきます。



図 6-3 PDCAサイクルによる継続的な改善

(5) 地域別行動計画の進行管理

地域別行動計画の進行管理は、地域で行うものとし、本計画の5章で示した事例を参考にしながら、全体の進行管理と同様にPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら、以下に示すように段階的に取り組んでいきましょう。

■ステップ1:学ぶ

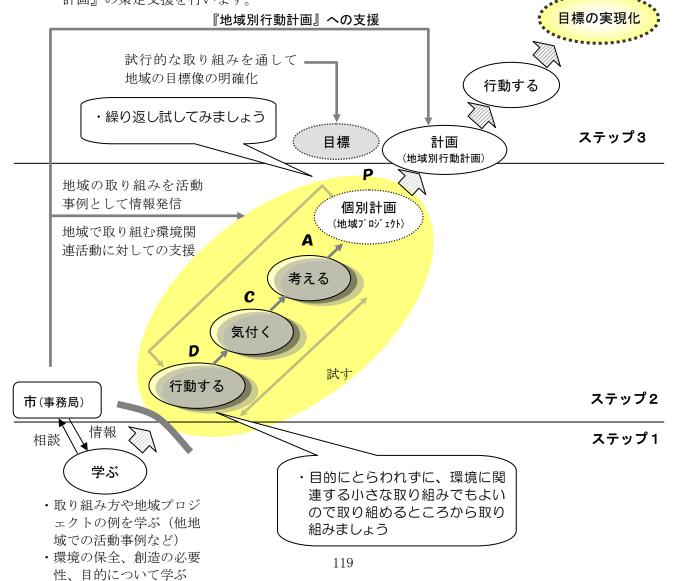
地域の資源や課題などについて流域圏を意識しながら考えてみましょう。その中で地域の 環境保全の必要性や課題解決のための取り組み方や地域プロジェクトの例について学びましょう。市は情報の提供、相談等の支援を行います。

■ステップ2:試す

まずは、①行動すること(Do)がとても大切です。どんなに小さな活動でも構いません。とにかく行動してみましょう。②行動したことにより、これまでは気が付かなかったさまざまな課題が見えてきます(Check)。③この課題をもとに行動の改善(Action)を考えましょう。④これまでの取り組みを振り返りながら次の行動計画(Plan)を考え、もう一度行動していきましょう。市は地域の取り組みを活動事例として情報発信するとともに、地域で取り組む環境関連活動に対しての支援を行います。

■ステップ3:実践する

このような試行的な取り組みを通して、将来的には地域の目標像を明確に持ちながら地域 環境計画を策定し、目標の実現化に向けて活動を実践していきましょう。市は『地域別行動 計画』の策定支援を行います。



資料編



1. 計画策定までの経過

(1) 計画策定までの検討経過

栗原市環境基本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体等で構成される栗原市環境審議会や、公募された市民で構成される栗原市環境会議を中心として、平成18年度は地域環境の実態調査、市民・事業者等へのアンケートを行い、栗原市の環境の現状と課題を明らかにし、さらに平成19年度は具体的な計画の内容について、環境審議会・環境会議、庁内で組織された環境基本計画策定委員会や策定検討部会において、平成18年度に策定された栗原市総合計画との整合性も図りながら、望ましい環境像や目標・基本方針、目標実現のための施策等について、検討を重ねてきました。

以下にその経緯を示します。

/т П П	↑ # # #	之
年月日	会議名等	主な内容等
平成18年 6月 5日	第1回環境審議会	・環境基本条例等の説明及び計画策定スケジュール説明
7月27日	第1回環境会議	・環境基本条例等の説明及び計画策定スケジュール説明 ・緑地・水辺・くらし環境部会の設置 ・市民アンケートの内容検討
11月 1日	第2回環境会議	・地域環境実体調査の報告(速報値) ・部会毎に栗原市の環境の長所、短所及び課題について検討
11月 9日	環境会議現地調査 (緑地環境部会)	・栗駒山とその周辺を対象とし、ブナの原生林や植林 の現場等の現地調査を実施。
11月17日	環境会議現地調査 (くらし環境部会)	・栗原市クリーンセンター、南部給食センターの視察 と新幹線の振動・騒音について現地調査を実施
11月30日	第2回環境審議会	・地域環境実体調査の報告(速報値) ・市民アンケート調査票の内容確認 ・栗原市の良いところ、悪いところ
平成19年 1月31日	第3回環境会議	・市民アンケートの結果報告(速報値) ・地域環境実態調査の結果報告及び部会毎に課題等の検討
2月 1日	環境基本計画 策定委員会	・推進体制、策定方針の説明
2月23日	第3回環境審議会	・市民アンケートの結果報告 ・栗原市環境基本計画(基礎調査)概要版の説明 ・H19年度に向けての課題検討
3月29日	第4回環境会議	・市民アンケートの結果報告 ・H19年度の行動計画について検討
平成19年 4月16日	環境会議現地調査 (水辺環境部会)	・迫川水系(花山〜伊豆沼)を河川に沿って現地調査を実施
50.50	環境基本計画 策定について諮問	・市長より環境審議会へ、環境基本計画の策定につい て諮問
5月15日	第1回環境審議会	・H19年度の動き方(進め方)の確認 ・環境像、施策方針の確認
6月 2日	第1回環境会議	・H19年度の動き方(進め方)の確認 ・環境配慮行動の方向性(アイディア出し) ・現地調査(有壁地区)
7月 3日	第2回環境審議会	・環境施策の検討、重点施策のアイディアの検討 ・地域別施策、環境配慮行動について
7月20日	第1回環境基本計画 策定検討部会	・役員選任 ・環境施策の検討

8月 3日	第2回環境会議	・環境配慮行動の検討1 ・現地調査(栗駒地区)
8月23日	第3回環境会議	・環境配慮行動の検討 2
		・現地調査(伊豆沼・内沼地区)
8月31日	第3回環境審議会	・環境基本計画たたき台の審議
0/101 Н	为 5 四 秋 元 苗 成 五	(パブリックコメント用素案の検討1)
0 - 4 -	第2回環境基本計画	・行政施策の検討
9月 4日	策定検討部会	・主体別の配慮指針の検討
9月 6日	環境基本計画	
~9月20日	策定検討部会	・4章に記載する行政施策についての内容確認
0)120 H	水龙状间	・金成有壁地区のため池の池さらいを実施し、生態系
9月22日	環境イベント	の現状を探り、環境保全について意見交換を実施
10 110 11	四位十二二	の現仏を採り、環境体主に フいて息光文揆を美地
10月12日	環境基本計画	・関係部課から出された意見等について調整した内容を確認
~10月19日	策定検討部会	
10月31日	第4回環境審議会	・環境基本計画たたき台の審議
10/101 Н	为 4 四 秋 元 田 成 五	(パブリックコメント用素案の検討2)
11月28日		西西土理廃井ナ計 (安) に o) マ
~12月19日	パブリックコメント	・栗原市環境基本計画(案)について
12月25日	第5回環境審議会	・パブリックコメントの報告、計画の進行管理について
平成20年 1月28日	第6回環境審議会	・環境基本計画(案)の確認(市長への答申内容)
1 11 00 11	学びあいセミナー	・今後の取組の参考とするため、仙台広域圏ESDで
1月28日	in 栗原	の取組の事例について学習会を開催
2月12日	環境基本計画	・環境審議会等での意見を反映させ修正を行った資料
~12月19日	策定検討部会	についての内容確認
2月28日	第4回環境会議	・次年度に向けての検討
	214 21 20 - FA	・環境審議会会長より市長へ、栗原市環境基本計画
3月 5日	環境基本計画(案)答申	(案)について答申
0 11 10 1	4m (* * * -1, -1)	
3月13日	環境基本計画	・答申を受けた栗原市環境基本計画(案)についての内
~ 3月21日	策定委員会	容確認



栗原市環境審議会の会議風景



栗原市環境会議の会議風景

2. 関係例規

(1) 栗原市環境基本条例

平成18年3月10日 条 例 第 5 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条-第11条)

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策(第12条-第20条)

第4章 環境審議会(第21条)

附則

栗原の美しく豊かな自然は、そこで生活する人々の清廉で穏やかな人間性により、人間と自然が共存する環境と風土を育みながら、先人のたゆまぬ努力により大切に保全されてきた。

栗原は、栗駒国定公園「栗駒山」を源とする迫川、二迫川、三迫川の迫川流域と金流川、小山田川等に沿って集落が形成され、農業を基幹として、商工業など種々の産業を発展させながら、健康で恵み豊かな環境の恩恵に浴している。

しかし、より豊かさを求める社会経済活動の飛躍的な発展は、限りある資源を大量に消費し、 産業排水などによる河川の水質汚濁や土壌の汚染を招いている。さらに、高速交通網の騒音など による身近な環境問題は、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋汚染など自然の生態系や環境へ の悪影響など地球規模での拡大が懸念されている。

栗原には、ラムサール条約湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、栗駒山の「世界谷地」などの保全を必要とする湖沼や湿原がある。さらには「ゲンジボタル発生地」「アズマシャクナゲ自生北限地帯」など生物学的に貴重で、観光的にも有益な多くの動植物が存在しており、これらの保護に取り組むことが必要となっている。

私たちは豊かで快適な環境の下、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を守り、育てながら次世代へ継承する責務を負っている。

そのためには、このふるさと栗原の美しい環境のさらなる創造と環境にやさしい循環型地域社会の構築を一層推進させていくことが求められている。そのことが地球規模の環境を守ることであるとの認識を深め、ここに栗原の人と地球にやさしい環境の条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在 者の果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本 的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、 もって、現在及び将来の市民がより健康で安全かつ安心な生活を営むことができる人間及び自 然が共生する健全で恵み豊かな環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 環境の保全及び創造 森林、緑地、農地及び水環境等の保全をするために、上流及び下流の人々が、同一流域で生活している認識を持ち、ともに健康で文化的な生活ができるよう 恵み豊かな自然環境を保持し、より良い環境を創ることをいう。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

資料編

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲 にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の発掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産と動植物及びその生育環境を含む。)に被害が生じることをいう。
- (4) 循環型社会 廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用、処分により、天然資源の消費を 抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- (5) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の 汚染、野生生物の種の減少、その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼ す事態にかかる環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な 生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 栗原市の良好な環境の保全及び創造を実現するために、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (1) すべての市民が栗原市の豊かで恵まれた自然環境を大切にしながら、その自然環境が、 将来にわたって損なわれることなく引き継がれるように努めること。
 - (2) 多様な生物が生息している栗原市の豊かな自然環境を守り、そのための活動がさらに広がりを持つように努め、人間と自然が共生する社会の実現をめざすこと。
 - (3) 永い年月をかけ、先人から継承してきた貴重な歴史的、文化的遺産及び景観を保護し、その中から人間と自然が調和することの大切さを学び、それを発展させること。
 - (4) 市民の生活や事業活動による環境への悪い影響を少なくするよう努め、さらにより良い環境を創っていくような循環型社会を築くことをめざすこと。
 - (5) 地球環境を守っていくことは人類共通の願いであり、すべての人々がこれを自らの課題として考え、あらゆる事業活動や日常生活において積極的に取り組むよう努めること。
 - (6) 市が行う様々な施策は、環境の保全を優先して取り組むことを基本とすること。

(市の青務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念にしたがい、環境を保全し、さらに未来の理想的な環境を 創造していくため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 市は、市民や事業者及び滞在者の自主的な環境の保全及び創造への取組みを支援する責務を 有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にしたがい、日常生活の中で地域の人たちと協力しながら、環境への 影響を少なくするように努め、循環型社会の実現に積極的に取り組み、市や事業者が実施する 環境の保全及び創造に関する施策に対しても協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる役割を担うものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にしたがい、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する役割を担うものとする。

(滞在者の役割)

第7条 通勤、通学又は旅行などで栗原市に滞在する人々も、第5条に定める市民の役割に準じて良好な環境の保全及び創造に努める役割を担うものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る指針)

- 第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にしたがい、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。
 - (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、安全かつ安心な生活環境を確保すること。
 - (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生動植物の種の保存、その他生物の多様性の確保に努めること。
 - (3) 公害の防止対策、廃棄物の減量化、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築すること。

(環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全 を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮するものとする。

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、栗原市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況 を公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(森林、緑地、農地及び水環境の保全)

- 第12条 市は、森林、緑地、農地及び水環境を保全するため、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、かつ、市民、事業者、滞在者及び民間団体の参加又は協力を得て、次に掲げる施策を行うものとする。
 - (1) 人間と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林、緑地及び農地の保全、緑化の推進に必要なこと。
 - (2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、湖沼、河川等の水環境の保全に必要なこと。
 - (3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活雑排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこと。

(環境整備事業の推進)

第13条 市は、下水道や廃棄物の処理施設をはじめ、環境の保全を目的とした施設の整備に取り組むほか、公園、緑地等の整備など、自然環境の整備に取り組むものとする。

(循環型社会への促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の 循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

資料編

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に 当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に取り組むものと する。
- 3 市は、廃棄物不法投棄の防止を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等)

- 第15条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに啓蒙活動の充実を図ることにより、市民、事業者及び滞在者がその理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、次代を担う子どもたちへの環境教育を関係機関と連携して推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が 促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協働の促進)

第18条 前3条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者、民間団体の参加及び協働の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

- 第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を 推進するものとする。
- 2 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推 進するよう努めるものとする。
- 3 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の 地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(規制及び誘導的措置等)

- 第20条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、環境への負荷の低減を図る必要があると認めるときは、工場又は事業場を設置する 者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な誘導を図る ため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等を行うよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

- 第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に 関する事項について調査審議するため、栗原市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

- (2) 環境基本計画の評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要事項に関すること。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市民
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鶯沢町環境基本条例の廃止)

2 鶯沢町環境基本条例(平成14年鶯沢町条例第18号)は、廃止する。

3. 委員名簿

(1) 栗原市環境審議会委員名簿

No.	職名	氏 名	所 属 等	区分
1	会 長	小金澤 孝昭	宮城教育大学教育学部 教授	学識経験者
2	副会長	佐々木 久雄	宮城県保健環境センター 水環境部長	子畝腔駛有
3	委 員	本田 理喜雄	栗っこ農業協同組合 管理部長	
4	"	千 葉 俊 朗	栗駒高原森林組合 総務企画課長	
5	IJ	佐 藤 勝 彰	栗原市区長会連合会 会長	
6	IJ	鈴 木 民 子	栗原市連合婦人会 副会長	
7	11	千 葉 一 郎	栗原市公衆衛生組合連合会 会長	
8	11	中嶋 美恵子	栗原ブロック商工会連絡協議会商工女性部	明 <i>以</i> □ 4-7-
9	"	相川良雄	三菱マテリアル株式会社 環境部門 環境技術研究所 所長	関係団体を代表する者
1 0	11	徳 能 和 男	栗原市清掃協業組合 理事	
1 1	11	尾形康子	JA栗っこ女性部フレッシュミズ部会	
1 2	11	高 橋 幹 雄	特定非営利法人クリーンせみね 代表理事	
1 3	IJ	呉 地 正 行	日本雁を保護する会 会長	
1 4	IJ	菅 原 憲	栗駒の自然を守る会	
1 5	"	赤尾牧夫	宮城県栗原保健福祉事務所 技術副参事兼次長	関係行政 機関の職員
1 6	11	佐 藤 正 明	市民公募	
1 7	11	杉浦 風ノ介	市民公募	
18	11	三塚 芙美子	市民公募	市民
1 9	IJ	齋 藤 政 憲	市民公募	
2 0	IJ	大場幸枝	市民公募	

(2) 栗原市環境会議委員名簿

No.	職名	部会	部会職名	氏 名	区 分	備考
1	委 員	くらし環境部会	部会長	中 川 康 秋	志 波 姫	
2	IJ	くらし環境部会	副部会長	大 江 房 子	金 成	
3	IJ	くらし環境部会		髙橋勝美	志 波 姫	
4	会 長	くらし環境部会		石 川 憲 昭	一迫	
5	委 員	くらし環境部会		髙 橋 富 夫	築館	
6	11	くらし環境部会		三 浦 和 夫	若 柳	
7	IJ	くらし環境部会		後藤 とも子	鶯 沢	
8	委 員	緑地環境部会	部会長	菅 原 克 幸	栗駒	
9	IJ	緑地環境部会	副部会長	平 野 友 恵	築 館	
1 0	IJ	緑地環境部会		白 河 信 二	一迫	
1 1	IJ	緑地環境部会		後 藤 哲 弘	瀬 峰	
1 2	IJ	緑地環境部会		工藤健	栗 駒	
1 3	IJ	緑地環境部会		髙 橋 誠 也	栗駒	
1 4	IJ	緑地環境部会		嶋 田 哲 郎	若 柳	
1 5	委 員	水辺環境部会	部会長	小 池 義 一	若 柳	
1 6	IJ	水辺環境部会	副部会長	澁谷 千王子	高清水	
1 7	IJ	水辺環境部会		及 川 巖	若 柳	
1 8	IJ	水辺環境部会		荒 井 重 行	築館	
1 9	副会長	水辺環境部会		菅 原 孝 子	若 柳	
2 0	委 員	水辺環境部会		大 場 誠 夫	栗駒	
2 1	IJ	水辺環境部会		工 藤 幸 子	花 山	

(3) 栗原市環境基本計画策定委員会名簿

No.	部	職	氏 名	備考
1	副市長		柳川 輝久	委員長
2	総務部	総務部長	高橋 正明	
3	企画部	企画部長	岩渕 芳行	
4	生活環境部	生活環境部長	熊谷 茂	副委員長
5	保健福祉部	保健福祉部長	小澤 敏郎	
6	産業経済部	産業経済部長	小林 吉雄	
7	建設部	建設部長	千葉 和俊	
8	上下水道部	上下水道部長	沼倉 健一	
9	教育部	教育部長	佐々木 久	
1 0	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	白鳥喜久雄	
1 1	消防本部	消防長	菅原 德芳	
1 2	医療局	医療局長	伊藤 英悦	

(4) 栗原市環境基本計画策定検討部会委員名簿

No.	部	課	職	氏	名	備	考
1	総務部	総務課	課長補佐	菅原	茂樹		
2	企画部	企画課	課長補佐	高橋刀	5里夫		
3	生活環境部	市民課	副参事兼課長補佐	佐藤	真一		
4	保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	三條	彰		
5	産業経済部	畜産園芸課	課長補佐兼 畜産振興係長	三浦	菊雄		
6	建設部	建設課	課長補佐	千田	勝		
7	上下水道部	下水道課	課長補佐	鈴木	義彦		
8	教育部	教育総務課	課長補佐	菅原	昭憲	邻	長
9	農業委員会事	事務局	主幹兼総務係長	鹿野	琴子	副会	長
1 0	消防本部	警防課	課長補佐	三浦	茂		
1 1	医療局	医療管理課	課長補佐兼 経営管理係長	菅原	久徳		

4. 環境基準

(1) 環境基本法等に基づく環境基準と類型の指定状況

① 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m3以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m3以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m3以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m3以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m3以下であること。
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ョウ化カリウム溶液からョウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。 5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. ダイオキシン類に係る基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 7. 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(昭和51年8月13日通知)

出典:「大気汚染に係る環境基準」

(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号、改正・平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号) 「二酸化窒素に係る環境基準」

(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号、改正・平成8年10月25日 環境庁告示第74号) 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号、改正・平成13年4月20日 環境省告示第30号)「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号、改正・平成14年7月22日 環境省告示第46号)



② 水質汚濁に係る環境基準と類型指定

<河 川 (湖沼を除く) >

T

\項目			基	準 値(*	* 1)	
類型	利用目的の適応性 (*2)	水素イオン 濃度(pH) (*3)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO) (*3)	大腸菌 群数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100m1以下
A	水道2級、水産1級、水 浴及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m1以下
В	水道3級、水産2級及びC 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100m1以下
С	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/l 以上	
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6. 0以上 8. 5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	_
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認めら れないこと	2mg/1 以上	_

- *1: 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)
- *2:利用目的の適応性については下記のとおり
 - ①自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - ②水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - ③水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 ④工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの ⑤環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

*3:農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5 mg/1以上とする(湖沼もこれに準ずる)

イ

項目	* 化 化 物 の 化 自	基	準	値
類型	水生生物の生息状況の適応性		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.0	3mg/1L	下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0	3mg/12	下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.0	3mg/1₺	下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.0	3mg/12	下
備考 基準	値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)			

出典:「水質汚濁に係る環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、改正・平成 15 年 11 月 5 日 環境庁告示第 123 号)

<湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)>

/							
	項目				基 準	値	
	類型	利用目的の適応性 (*1)	水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D0)	大腸菌群数
	AA	水道1級、水産1級、自然 環境保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	1mg/1 以上	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100m1以下
	A	水道2、3級、水産2級、水 浴及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	5mg/1 以上	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100m1以下
	В	水産3級、工業用水1級、 農業用水及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	15mg/1 以上	5mg/l 以上	_
	С	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上	_
	備考	水産1級、水産2級及び水産3	3級については	1. 当分の間.	浮游物質量の	項目の基準値	fは適用しない。

- *1:利用目的の適応性については下記のとおり
 - ①自然環境保全:自然探勝等の環境保全。
 - ②水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

④工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの

⑤環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

	1
- 1	1

'				
項目	利用目的の適応性	基 準 値		
類型	(*1)	全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下	
П	水道1,2,3級(特殊なものを除く)、水産1種、 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げる もの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下	
/+++ -+x.				

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある湖沼について行うもの とし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適 用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- *1:利用目的の適応性については下記のとおり
 - ①自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 - ②水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特

殊な浄水操作を行うものをいう)

③水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

④環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度



ウ

·		
項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
類型	小生生物の生态状化の適応性	全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息 する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下

出典:「水質汚濁に係る環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号、改正・平成 15 年 11 月 5 日 環境庁告示第 123 号)

<ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準>

媒体	基 準 値(*1)	測定方法
水質 (水底の底質 を除く)	1pg-TEQ/1以下(*2)	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/1以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類 をソックスレー抽出し、高分解能ガスク ロマトグラフ質量分析計により測定する 方法

*1:ダイオキシン類に係る基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。*2:水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」 (平成11年12月27日 環境庁告示第68号、改正・平成14年7月22日 環境省告示第46号)

③ 騒音に係る環境基準と類型指定

<騒音に係る環境基準>

	地域の類型	四			
	地域の規定	環境基準値			
	当該地域	地域の区分	昼 間 (午前6時~ 午後10時)	夜 間 (午後10時~ 翌日の午前6時)	
AA	仙台市青葉区荒巻字青葉の第 2種中高層住居専用地域の内 文教地区(公園区域を除く)	_	50デシベル以下	40デシベル以下	
	仙台市他25市町村(*1)の区	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下	
A	域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、第二種住居地域(一部地域に限る)、他25市町村の第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、集上程	2車線以上の車線を有 する道路に面する地 域	60デシベル以下	55デシベル以下	
		一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下	
В	同上	2車線以上の車線を有 する道路に面する地 域	65デシベル以下	60デシベル以下	
	仙台市他25市町村の近隣商業	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下	
С	地域(一部の地域を除く)、 商業地域、準工業地域、工業 地域	車線を有する道路に 面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	
		_	70デシベル以下	65デシベル以下	
特例	幹線交通を担う道路に 近接する空間	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。			

*1 仙台市他 25 市町村:仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町

平成 19 年 3 月 31 日現在

出典:「騒音に係る環境基準」

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、改正・平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 45 号)「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(平成 17 年 3 月 31 日 宮城県告示第 367 号、改正・平成 18 年 3 月 31 日 告示第 226 号) 「平成 19 年度 宮城県環境白書」

<新幹線鉄道騒音に係る環境基準>

Ī	地域の類型	基準値	地域(昭和52年5月20日指定)	
	I	70デシベル 以下	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ300m以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域及び沿線区域のうち別表1の区域	
			沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、 商業地域、準工業地域、工業地域及び沿線区域のうち別表2の区域	

* 別表1及び別表2は省略する

平成 19 年 3 月 31 日現在

出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号、改正・平成5年10月28日 環境省告示第91号) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(昭和 52 年 5 月 20 日 宮城県告示第 387 号、改正・平成 17 年 11 月 22 日 告示第 1287 号) 「平成 19 年度 宮城県環境白書」

5. 用語の説明

(あ)

アイドリングストップ

停止中や長い信号待ちの際にエンジンを切り、無駄な空転(アイドリング)をしないこと。

ISO14001

ISO(国際標準化機構の略。スイスに本部を置く非政府組織)が定めた、地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格。ISO14001の認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

悪臭物質

特有のにおいをもつ化合物は40万にも達するといわれるが、悪臭を発する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化合物のほかに低級脂肪酸などがある。悪臭防止法では、現在アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸の12物質を悪臭物質として定めている。なお、平成6年4月からトルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドの10物質が追加指定された。22物質のうち窒素を含む化合物は2物質、硫黄を含む化合物は4物質、窒素・硫黄を含まないものは16物質となっている。

(U)

一酸化二窒素(N,O)

大気中にわずかに含まれる窒素酸化物の一種で、主な発生源としては、燃焼、窒素肥料の使用、化学工業(硝酸などの製造)や有機物の微生物分解などがあげられる。温室効果ガスであり、 京都議定書でも排出規制がかけられている。

一般廃棄物

廃棄物処理法では、一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。大きく、家庭から排出される「家庭系廃棄物」と、産業廃棄物に指定されている20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸アルカリ、廃プラスチック類など)を除いた商店、事務所、工場などから排出される「事業系一般廃棄物」、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある「特別管理一般廃棄物」に分けられる。

(え)

エコタウン

産業活動によって排出される廃棄物をリサイクルすることや、熱エネルギーとして利用することなどによってゼロ・エミッション(ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用するなど、あらゆる廃棄物をゼロにすること)を目指す地域のこと。循環型社会の構築とともに、土地の新たな有効利用形態を示すものとして期待される。経済産業省は1997年度、このゼロ・エミッション構想を推進するため、環境省と連携して「エコタウン事業」を創設した。具体的には、地域特性に応じて地方自治体が作成したエコタウンプランについて、環境省と経済産業省が共同承認をすることで、実施される事業について総合的・多面的な支援が受けられるというもの。当市においては鶯沢地域(旧鶯沢町)が平成11年に宮城県と共に承認を受けており、平成18年度末までに全国で26地域が承認されている。

エコツーリズム

エコツーリズムは、エコロジー(環境、生態学)とツーリズム(観光旅行)を組み合わせた造語であり、国際的な自然保護機関である I U C N (国際自然保護連合) は、エコツーリズムを「自然地域の中で観察し、研究し、楽しむ観光」と定義している。

エコバッグ (マイバッグ)

スーパーマーケットやコンビニエンスストアで当たり前のようにもらっているレジ袋。その年間使用枚数は、約300億枚(1人1日約1枚)と言われるが、使用後はほとんどが捨てられている。しかし、消費者が袋を持参して買い物をすることで、このレジ袋は不要になり、原料となる化石燃料の削減につながる。このように、買い物に袋(バッグ)を持参して環境負荷を減らそうという運動が広がっており、持参する袋のことをエコバッグ、またはマイバッグという。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式(土づくり、化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行う生産方式)を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のことである。

エコマーク

商品が多数あるなかで、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認められる商品につけられるマークのこと。環境に配慮した商品であるかどうかは、外見からでは容易に判別できない。そこで、環境負荷が少ない、あるいは環境保全に役立つと認められた商品にマークをつけ、消費者が商品を購入するときの目安になるよう導入されたのがエコマークである。もともと、ISO(国際標準化機構)で規格化された「環境ラベル」が基本になり、環境先進国のドイツ、北欧などで制定が進んだ。日本では1989年に始まり、(財)日本環境協会が審査・認定している。

エコライフ

わたしたちの生活がまわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルを「エコライフ」と呼んでいる。

NPO (NonProfit Organization)

「民間非営利組織」などと訳される。「NPO 法人」は 1998 年に施行された「特定非営利法人促進法」(NPO 法)にもとづいて所轄庁より法人格を認められた民間の非営利団体。狭義の NPO という場合、NPO 法人を指すことも多い。

(お)

オゾン層

地上10~50kmの大気圏にあり、オゾンの濃度が高い層のこと。オゾン自体は人体にとって有害な物質だが、オゾン層は、太陽から降りそそぐ生物にとって有害な波長の紫外線の約99%を吸収し、生物を守っている。紫外線は生物の細胞を破壊したり、遺伝子に変化を起こしたりすることがあり、皮膚がんを誘発する因子でもある。また、オゾン層が吸収したエネルギーによって成層圏の大気が暖まるため、地球の気候の形成に関与している。

温室効果

地球の大気を通過した太陽光線は、まず地表を暖める。そして、熱を吸収した地表から大気中に放射された赤外線は、大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体に吸収され、地球を温室のように暖める。このように、大気がまるで温室のビニールやガラスと同じような効果をもたらす現象のことを温室効果と呼んでいる

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱(赤外線)を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのこと。二酸化炭素(CO_2)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類があり、 CO_2 を基準にして温室効果の程度を示す温暖化係数はそれぞれ異なる。

(か)

化学的酸素要求量(COD)

化学的酸素要求量。水質汚濁の汚染指標のひとつ。水中の汚物を化学的に酸化し、安定させるのに必要な酸素の量。値が小さいほど水質は良好である。

化学物質排出移動量届出制度(PRTR)

有害性のある多種多様な化学物質が、どんな発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組みのこと。

資料編

合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける汚水処理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。トイレの汚水 (し尿)と風呂や台所の汚水(生活雑排水)も処理するもの。汚水処理には下水道などもあるが、住宅が散在し、 各家庭の汚水を一カ所に集めて処理のがコスト的にも難しい地域では合併処理浄化槽が適している。

環境会計

事業活動での環境保全のために投じたコストと、その活動によって得られた効果をできる限り定量的に測定する会計手法のこと。企業の利害関係者などに、環境保全に投資したコストやその成果などを情報公開し、経営に活かす経営管理ツールとしての役割が期待される。環境省は、環境会計に関する共通の枠組みを構築することを目的として2000年5月に「環境会計ガイドライン」を公表し、2002年、2005年に改訂を行っている。

環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。とくに決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素(CO_2)を出す係数を掛けて、その家庭での CO_2 排出量を計算する形式のものが多い。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

環境基準

人の健康、生活環境を保全するために望ましい基準として定められた基準。大気、水質、土壌、騒音について どの程度に保つことを目標として施策を実施していくのかを定めている。環境基準は、「維持されることが望ま しい基準」であり、これが守られなかったからといってすぐに人の健康などに被害が出るということを意味する ものではない。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

環境報告書

事業者が事業活動の中で地球環境や地域の環境にどんな影響を与えているか、そして環境を守るためにどんな努力をしているかなどを取りまとめて発表したもの。経営トップのポリシー、環境保全に対する方針や目標、計画、環境マネジメントのシステム、地球温暖化対策や省エネなどによる二酸化炭素排出量の削減、廃棄物の排出抑制などの取り組み、化学物質の削減やグリーン調達状況などが盛り込まれている。

環境保全型農業

生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

農業には、食料の供給だけでなく、国土や環境の保全など多面的な機能がある。しかし、農業を生産面でみると、近年、生産性向上のために化学肥料や農薬が使用されており、使いすぎると土壌や河川など環境汚染につながる。一方、農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。また、連作による地力の低下や、害虫が農薬への抵抗性を強めるといった現象が確認されるようになっている。さらに、有機農産物など化学肥料や農薬の使用を控えた農産物に対する消費者の要望が増えていて、環境保全型農業への関心がますます高まっている。

環境マネジメントシステム (EMS)

業者が経営方針の中に環境に関する方針や目標などを設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」という。この取り組みを進めるための工場や事業場内の体制・手続などを策定・実施・運用するための、一連の責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源が「環境マネジメントシステム」である。

(き)

規制基準

排出基準、排水基準、燃料基準などの総称。法律や条例に基づいて、事業者等が遵守しなければならない基準 として設定されているもの。

GAP (Good Agricultural Practice の略) 手法

農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(クロスチェック手法)のことで、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、このような生産工程の管理手法を多くの農業者が取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、安全な農産物の安定的な供給、環境保全、農業経営の改善・効率化の実現に繋がるほか、生産された農産物の安全性や品質の確保等について消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となる。

休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るために必要があると認めたときに設定するもので、その期間全ての鳥獣の捕獲が禁止される。

協働

協力して働くこと。市民と市(行政)が相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

京都議定書

京都議定書とは、1997 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素(CO_2)など 6 種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のこと。 2005 年 2 月 16 日に発効した。1990 年を基準年として温室効果ガスを先進国全体で 5.2%削減することを義務づけるとともに、CDMやJI、排出量取引などの「京都メカニズム」という仕組みも導入された。日本は 6%の削減が義務づけられ、国内法も整備されている。

kg-CO₂

二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位。

(()

クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、二酸化炭素(CO_2)や窒素酸化物(NO_x)などの有害物質を排出しない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。いわゆる自然エネルギーである太陽光、水力、風力、地熱などのほか、化石燃料の中では有毒物質の発生が少ない天然ガスもクリーンエネルギーと呼ばれることがある。また、資源を再利用するリサイクルエネルギーや、従来型のエネルギーを新しい発想や技術でよりクリーンで効率良く使用する燃料電池やコージェネレーションなどがクリーンエネルギーとしてあげられる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。循環型社会の実現には、供給側だけでなく、環境配慮型製品の需要面からの取り組みが重要であるという観点から、2000年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が制定されている。

グリーンマーク

紙のリサイクルを推進するとともに、環境の緑化を目的としたマークで(財)古紙再生促進センターが認証を 行なっている。古紙を40%以上利用していることを示す認証マークで、ノートやコピー用紙、トイレットペーパーなどに表示されている。

(こ)

公 害

主に事業活動などにより、自然環境や生活環境、人の健康に被害が生じること。環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されており、これらは「典型七公害」と呼ばれる。1967年に、四大公害の発生を受けて制定された公害対策基本法の定義を引き継いだものである。



光化学オキシダント

自動車や工場から排出された窒素酸化物(NO_x)や炭化水素類などの1次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾンを主成分とし、アルデヒドなどを含む酸化性物質が2次的に生成される。これらの物質を総称して「オキシダント」と呼ぶ。夏など日射量が強く、高温・無風などの条件が重なったとき、光化学オキシダントやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の濃度が局所的に高くなった状態を、光化学スモッグと呼ぶ。

公共下水道

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」と定義されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共 溝 渠 、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。」と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

国定公園

国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づいて環境大臣が指定した公園で、国立公園が国の直接管理なのに対し、国定公園は都道府県が管理している。

国土利用計画

栗原市では、国土利用計画法第8条に基づき、市域の総合的、計画的な利用を進める指針を定めている。

コミュニティ

人間が日常的な共同生活をするための地域集団のこと。生活共同体、町内会、自治会などを指す。

コミュニティビジネス

コミュニティビジネスとは、福祉や教育、環境保護など、地域や社会の抱える課題について、ビジネスの手法 を活用しつつ、地域との信頼関係の中で、多様で柔軟なサービスを、市民が主体となって提供して解決していく、 地域性・社会性と、事業性・自立性を伴った事業活動のこと。

サービスの担い手の形態は、株式会社、有限会社、NPO法人、商店街などさまざまである。近年、雇用の創出だけでなく、若年者や高齢者などに社会参加・自己実現の場を提供するなど、さまざまな問題を抱える地域社会の再生の担い手として期待されており、社会のあり方、個人の生き方への展望が変化する中で、コミュニティビジネスによる地域社会づくりが注目を集めている。

(さ)

産業廃棄物

廃棄物処理法によると、産業廃棄物とは製品の製造などの事業活動によって工場などから排出される廃棄物のことで、その性状によって燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、金属くずなど20種類が指定されている。産業廃棄物は、排出した者が責任をもって処理することとされており、自らが処理を行うか、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理を行うこととなっている。

酸性雨 · 酸性雪

酸性雨・酸性雪とは、pH(水素イオン濃度)が5.6以下の酸性の雨や雪のこと。主な原因は、化石燃料を燃やすときなどに発生する二酸化硫黄(SO_2)や窒素酸化物(NO_x)などの酸性物質だ。酸性雨によって、河川や湖沼、土壌などの自然や生物、また、建造物などに被害が及び、問題になっている。

(し)

COD (Chemical oxygen demand の略) → 「化学的酸素要求量」参照。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、 廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わる、今 後目指すべき社会像として、政府は2000年に「循環型社会形成推進基本法」を制定。循環型社会の基本的な方 向性を定めるとともに、「リデュース(ごみを出さない)」、「リユース(再使用する)」、「リサイクル(再 生利用する)」の3Rを循環型社会の実践的な行動指針としている。

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林などのうち、保全することが特に必要な地域として、自然環境保全 法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

自然公園

優れた自然の風景地として自然公園法 (1957年) に基づいて指定される地域。自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。環境大臣が指定する国立公園、国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、国立公園は国が管理し、他の2つは都道府県が管理している。

自然エネルギー

風力、太陽光、バイオマス、小水力、波力、潮力、地熱など、自然由来で環境負荷が小さく枯渇することのない再生可能なエネルギーの総称。

省エネルギー

日本の温室効果ガス排出量の 9 割を占めるのがエネルギー起源の二酸化炭素であり、地球温暖化を防ぐために、 省エネルギーを進め、資源やエネルギーを効率的に利用する必要がある。

新エネルギー

資源量の限界と二酸化炭素の排出問題から、化石燃料に代わる新しいエネルギーが求められるようになり、太陽光、風力などの自然エネルギーや燃料電池などの新たな技術によって、クリーンなエネルギーが開発されている。

親水

水に触れたり、接したりして水に親しむこと。河川ではかつて、コンクリート3面張りの護岸整備や水質汚濁が進み、人々と河川の距離が離れてしまった。そこで、川に人々を呼び戻すため、多自然型川づくりによって川の水に触れらるような護岸整備が進んでいる。最近では、単に「水に親しむ」ことだけでなく、公園を整備したり、魚類や昆虫などとの共存を目指した取り組みも親水活動の一環ととらえられるようになった。公園などの施設を総称して親水施設とも呼ばれ、各地で整備が進んでいる。

(せ)

生活排水

炊事、洗濯、風呂、洗面、掃除、し尿など、日常生活にともなって家庭から出される排水のこと。公共下水道の整備を促進、生活雑排水とし尿を一緒に処理できる合併処理浄化槽の普及などの対策が講じられている。また、生ゴミや食用油を流さない、洗剤の使用量を計量する(適量を使用する)、節水に努めるなどの配慮が必要である。

生物化学的酸素要求量(BOD)

好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。普通20℃において5日間に消費する量を、ppmまたはmg/1で示す。化学的酸素要求量(COD)が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられ、値が小さいほど水質は良好である。

ゼロエミッション

1994年に国連大学が提案した構想で、産業から排出される全ての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうとするもので、環境管理の国際規格ISO14001の普及に伴い、事業所や工場のゼロエミッションに取り組む事業者が増えている。この場合のゼロエミッションは、「廃棄物を徹底分別しリサイクルを促進することで、焼却や埋立によって処分する産業廃棄物をなくす」という意味で使われており、一般的には「ゼロエミッション=廃棄物ゼロ」と理解されている。

(た)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の 代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。

(ち)

窒素酸化物(NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称。主として重油やガソリン、石炭などの燃焼によって発生する一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO₃) などをいう。発生源は自動車、ボイラー、工場、家庭用暖房など広範囲にわたっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素(CO_2)など、熱を吸収する性質がある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによって CO_2 の吸収が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。異常気象や自然生態系、農業への影響などが心配されている。

地球温暖化防止対策実行計画

市町村が、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等のためにつくる「実行計画」。地球温暖化対策の推進に関する法律(第21条)により規定されている。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖のために必要があると認めたとき、環境大臣または知事が指定するもので、すべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の成育及び繁殖のために必要な施設などが設置される。鳥獣保護区のうち、特に鳥獣の繁殖に重要な箇所は特別保護地区として指定され、森林の伐採や工作物の設置など鳥獣の保護・繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為が規制される。

(て)

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた 車両。環境庁は電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4種を低公害車と呼ん でいる。

デシベル

音圧レベルの単位で、音の強さを表す時に用いられる。dB と書く。騒音に係る環境基準では、幹線道路に近接する空間では昼間70dB以下、夜間65dB以下などと定められている。0dBは成人が聞くことのできる最小の音。この音に対して何倍の音であるかを対数表示したもの。

天然記念物

天然記念物とは、日本の貴重な自然で、学術上の価値の高い動物、植物、地質・鉱物などを、国や地方自治体が指定したもの。そのなかでも特に貴重なものは特別天然記念物に指定される。

(と)

冬季湛水水田 (冬水たんぼ)

冬期も水を張っている水田のこと。多くの水田では、稲刈りに備えた落水後、翌春の代掻きのまでの冬期間は 乾田状態となるが、冬期も水を張ることにより、湿地に依存する多様な生物の生息地となると考えられている。 不耕起栽培との組み合わせによる除草効果などが実証されつつあり、農業生産と生態系保全の両立を図る試みと して注目されている。

诱水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全やアメニティの面で広い効果がある。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

化学物質の管理や環境の保全に対する国民の関心の急速な高まりや、OECD(経済開発協力機構)等の国際機関における検討の進展、海外における制度化の進展等を踏まえ、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明していないものも含め、環境への排出量の把握に関する措置並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。

日本では、メタンやエタンなどの低級炭化水素の水素原子をフッ素を主体としたハロゲン原子で置換した化合物を、「フロン」という名称で呼んでいる。

トレーサビリティ

食の安全への関心の高まりなどから、食品がいつどこで誰によって生産され、どのような農薬や肥料、飼料が使われ、どんな流通経路をたどって、消費者の手元に届けられたかといった生産履歴情報が確認でき、万一食品に関する事故が発生しても、原因の究明や回収が容易になるシステムの確立が求められるようになった。これが「トレーサビリティ」である。

(1 =)

二酸化硫黄 (SO,)

石炭や石油など化石燃料の燃焼が主な発生源とされ、呼吸器疾患などを引き起こす。昭和30年代の四日市ゼンソクが有名。酸性雨の原因物質の一つでもある。石油の脱硫技術や排ガス処理技術の進展により、現在の日本ではほとんどの地域で環境基準を下回るまでに改善されている。

二酸化炭素 (CO₃)

動物の呼吸や、石油、石炭などの化石燃料の燃焼によって発生する気体で、大気の一成分であり、それ自体は有害ではないが、地上から放出される熱を吸収する温室効果がある。二酸化炭素の排出量は、化石燃料の大量消費が始まった18世紀半ばの産業革命以降、急激に上昇しており、2030年代には産業革命以前の濃度の2倍に達するとみられている。

二酸化窒素(NO。)

窒素(N_2)と酸素(O_2)の化合物である窒素酸化物の一種で、一酸化窒素(NO)とともに大気汚染物質として重視されている。高温燃焼下で空気中の窒素と酸素が反応するいわゆるサーマルノックスが大部分を占め、自動車が主な発生源であるため、大都市などにおける主要大気汚染源となっている。

(の)

農業集落排水

農村(農業振興地域)における生活排水処理施設のこと。農村では小さい集落が分散していることが多いため、下水道よりも小さい規模で、数集落単位で汚水を集め、処理して農業用水路や河川に戻す。農業用水路に戻された処理水は、農業用水などとしてリサイクル利用されている例もある。2001年度末現在、全国で290万人の生活排水を農業集落排水で処理している。

農業生産工程管理手法(GAP手法) → 「GAP手法」参照

資料編

農薬

農薬取締法では、「農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。」と定義されている。水道水水質基準や環境基準健康項目にも何種類か追加され、ゴルフ場農薬30種については暫定指導指針値も定められている。農薬取締法では、製造・輸入業者による農薬の登録、無登録農薬の販売の禁止、製品容器への表示事項、販売業者の届出、農作物ごとに使用する農薬の剤型(粉、粒、水等)・使用方法・時期・回数を詳細に定めた農薬安全基準などについて定めている。

(は)

パートナーシップ

共同で何かを行うための、対等で友好的な協力関係。

ばい煙

燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

バイオディーゼル燃料 (BDF)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油(てんぷら油など)から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。BDFと略されることもある。燃焼によって CO_2 を排出しても、大気中の CO_2 総量が増えないカーボンニュートラルである。バイオディーゼルは、従来の軽油に混ぜてディーゼルエンジン用燃料として使用できるため、 CO_2 削減の手段として注目されている。また、従来の軽油と比較して、硫黄酸化物(SO_2)がほとんど出ないという利点もある。

バイオマス

木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能な生物由来の有機エネルギーや資源のことで、燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして注目されている。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。」と定義されている。また、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

(V)

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register の略) → 「化学物質排出移動量届出制度」参照

PRTR法 → 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」参照

BOD (Biochemical oxygen demandの略) →「生物化学的酸素要求量」参照。

BDF (Bio Diesel fuelの略) → 「バイオディーゼル燃料」参照

PDCAサイクル

事業活動において、生産管理や品質管理などの管理業務を計画通りスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの一つで、計画 (\underline{P} lan) に基づき、施策を実施 (\underline{D} o) し、結果を点検 (\underline{C} heck) し、取組みを見直す (\underline{A} ction) ことを繰り返し、らせんを描くように継続的な改善を図るという考え方。

ppm (parts per million)

微量の物質の含有量を表す単位。気体の場合は体積比で、その他の場合は重量比で、100 万分の 1 を表している。

(35)

フードマイレージ

輸入食料の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。生産地から食卓までの距離が短い食べ物を食べることで、輸送に伴って発生する二酸化炭素(CO₂)など温室効果ガスの排出量を少なくして、環境への負荷を小さくする「フード・マイルズ」という考え方に基づいている。

フードマイレージの数値を意識することにより、食料の生産地から消費地までの距離に着目し、なるべく近くでとれた食料を食べることで、輸送に伴うエネルギーを出来るだけ減らし、環境への負荷を軽減しようとするもので、地産地消を推進していく理由の一つにもなっている。

冬水たんぼ → 「冬季湛水水田」参照

浮遊粒子状物質

大気中を漂う粒径10 μ m以下(100分の1mm 以下)の粒子。浮遊粒子状物質は呼吸器疾患やスギ花粉症などの原因になるという研究結果が報告されている。

ペレットストーブ

木質ペレットを燃料とするストーブのこと。スウェーデンなど北欧に製造メーカーがあり、欧米各国で普及していたが、日本国内でも1990年代後半頃から製造を試みる中小メーカーが現れ普及しつつある。間伐材の利用促進や非化石燃料を用いることで地球温暖化対策に貢献するなどの環境問題から注目されている。

フロンガス

正式には「クロロフルオロカーボン(CFC)」。無色、無臭、不燃性で化学的に安定しているなどの特性があり、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品の洗浄、発泡スチロールの発泡材、スプレーなどに使われてきました。しかし、1974年、大気中に放出されたフロンが、有害紫外線を吸収するオゾン層を破壊する可能性があるとの報告がなされ、92年11月のモントリオール議定書締約国会議で、特定フロンの95年中全廃が決められました。しかし、フロンは10年以上かけて成層圏へ到達するため、現在でも、オゾン層の破壊が進んでいるのが現状である。

(ま)

マイバッグ → 「エコバッグ」参照

(み)

みちのくEMS

正式名称は「みちのく環境管理規格」。国際規格である IS014001を基本として中小事業者が取り組みやすくアレンジした地域版環境マネジメントシステムです。

民間非営利組織 → 「NPO」参照

(ゆ)

有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は 非常に種類が多い。

有機農業

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とする農業であり、農薬や化学肥料を使用していないなど、環境への負荷をできる限り低くして、自然循環機能を増進させるだけでなく、生物多様性の保全も目指している。

UJIターン

出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ることがUターン、出身地の近隣地域に戻ることをJターン、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むことをIターンといい、これらをまとめてU J I ターンと表現している。

(b)

ラムサール条約

正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975 (昭和50) 年に発効した。イランのラムサールで採択されたことから、こう呼ばれる。水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を進めることと、湿地の適正な利用を進めることを目的とする。日本は1980 (昭和55) 年に加入し、現在、本市の伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田など、全国で33か所が指定されている。

(9)

リサイクル

廃棄物を再利用すること。紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布など有価物の再生利用、不用品交換などをいう。リサイクルの効用としては資源やエネルギーの節約だけでなく、ごみの減量化による環境保全、ごみ処理費の節約、経済活動の活性化などがある。

技術的には、適正処理困難物のプラスチックなどを含むほとんどの廃棄物のリサイクルが可能となっているが、 リサイクルを推進するためには、分別収集の徹底、回収ルートの整備、再生品を安く買うための補助などが必要 である。

リスクコミュニケーション

化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響(リスク)について、企業や地域住民、消費者、 行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていくことで、科学的・行政的データなどについて正確で迅速な情報公開が不可欠であり、関係者が一体となって環境リスクの低減、管理を 図っていくための基本的な考え方と言える。

リユース

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の使い方で用いること。「再使用」とも言われる。

(る)

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準について、国が設定した類型別の基準値に基づき、都道府県知事が、水質汚濁に関しては水域の利用目的、水質の現状など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な地域をあてはめ指定すること。

(れ)

レッドデータブック

国際自然保護連合 (IUCN) によって1966年から発行されている「全世界の絶滅のおそれのある動植物のリスト」。

表紙が赤いことから、「レッドデータブック」と呼ばれるようになりました。野生動植物を保護するための生息状況に関する基礎的な資料が掲載されており、日本国内では、1989年に植物について、1991年に動物について、多くの学者や自然愛好家の協力を得て日本版レッドデータブックが作成されている。これにより、日本の野生動植物全体の10パーセント以上が絶滅の危機に瀕していることがわかっている。



栗原市環境基本計画

〜人と自然が共生する『ふるさと栗原』の暮らしの創造〜 平成20年3月 栗原市

【発行】 栗原市生活環境部 環境課

〒989-5171 宮城県栗原市金成沢辺町沖200番地 TEL:0228-42-1117 FAX:0228-42-1164 e-mail:kankyo@kuriharacity.jp http//www.kuriharacity.jp/